

**租税に対する国民意識と税への理解を深める取組
に関する国際比較調査・分析等委託**

最終報告書

平成 29 年 3 月

株式会社日本総合研究所

<目次>

I.	概要	5
1.	本調査の概要	5
1-1.	背景と目的	5
1-2.	本調査の視点	6
1-2-1.	納税者の意識についての視点	6
1-2-2.	調査対象についての視点	9
1-3.	調査対象国選定の視点	11
1-4.	調査実施方法	12
1-4-1.	調査実施期間	12
1-4-2.	調査項目	12
1-4-3.	調査対象機関	13
II.	各国の租税・財政教育及び税務広報の動向	14
1.	日本	14
1-1.	概要	15
1-1-1.	税収の内訳	15
1-1-2.	租税に関する国民意識	15
1-2.	租税・財政教育	19
1-2-1.	教育課程における租税・財政教育の位置づけ	19
1-2-2.	租税・財政教育の概要	22
1-2-3.	租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況	40
1-2-4.	租税・財政教育の現場の様子	41
1-2-5.	租税・財政教育で用いられる教材例	42
1-2-6.	租税・財政教育を進める上での工夫点	43
1-3.	税務広報	44
1-3-1.	税務広報の概要	44
1-3-2.	税務広報に対する評価方法	54
1-3-3.	税務広報を行う上での工夫	59
1-4.	税務職員の育成	60
1-4-1.	資質向上に向けた取組	60
1-4-2.	税の窓口の様子	64
2.	アメリカ	65
2-1.	概要	66
2-1-1.	税制の概要	66
2-1-2.	租税に関する国民意識	67
2-2.	租税・財政教育	70

2-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	70
2-2-2.租税・財政教育の概要	74
2-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況	92
2-2-4.租税・財政教育の現場の様子	94
2-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例	96
2-2-6.租税教育を進める上での工夫点	97
2-3.税務広報	98
2-3-1.税務広報の概要	98
2-3-2.税務広報に対する評価方法	106
2-3-3.税務広報の現場の様子	108
2-3-4.関係機関との連携	108
2-3-5.税に対する理解促進に向けた取組	109
2-4.税務職員の育成	111
2-4-1.資質向上に向けた取組	111
2-4-2.税務職員について	111
3.スウェーデン	113
3-1.概要	114
3-1-1.税制の概要	114
3-1-2.租税に関する国民意識	115
3-2.租税・財政教育	117
3-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	117
3-2-2.租税・財政教育の概要	118
3-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況	120
3-2-4.租税・財政教育で用いられる教材例	121
3-2-5.租税教育を進める上での工夫点	121
3-3.税務広報	122
3-3-1.税務広報の概要	122
3-3-2.税務広報に対する評価方法	126
3-3-3.関係機関との連携	126
3-3-4.税に対する理解促進に向けた取組	127
3-4.税務職員の育成	128
3-4-1.資質向上に向けた取組	128
3-4-2.税務職員について	128
3-4-3.税の窓口の様子	129
4.ドイツ	130
4-1.概要	131

4-1-1.税制の概要	131
4-1-2.租税に関する国民意識	133
4-2.租税・財政教育	136
4-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	136
4-2-2.租税・財政教育の概要	137
4-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況	146
4-2-4.租税・財政教育の現場の様子	148
4-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例	149
4-2-6.租税教育を進める上での工夫点	151
4-3.税務広報	153
4-3-1.税務広報の概要	153
4-3-2.税務広報に対する評価方法	156
4-3-3.税務広報の現場の様子	158
4-3-4.税に対する理解促進に向けた取組	160
4-4.税務職員の育成	161
4-4-1.資質向上に向けた取組	161
4-4-2.税務職員について	161
4-4-3.税の窓口の様子	162
5.オーストラリア	164
5-1.概要	165
5-1-1.税制の概要	165
5-1-2.租税に関する国民意識	167
5-2.租税・財政教育	169
5-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	169
5-2-2.租税・財政教育の概要	174
5-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況	185
5-2-4.租税・財政教育で用いられる教材例	187
5-2-5.租税教育を進める上での工夫点	188
5-3.税務広報	189
5-3-1.税務広報の概要	189
5-3-2.税務広報に対する評価方法	195
5-3-3.税務広報の現場の様子	199
5-3-4.税に対する理解促進に向けた取組	200
5-4.税務職員の育成	204
5-4-1.資質向上に向けた取組	204
5-4-2.税務職員について	205

5-4-3.税の窓口の様子	206
III. 総括	208
1.各国調査結果	208
2.考察・提言	214
2-1.租税・財政教育に関する考察・提言	214
2-2.税務広報に関する考察・提言	216
2-3.税務職員の育成に関する考察・提言	219

I. 概要

1. 本調査の概要

1-1. 背景と目的

税は生活を支える幅広い行政サービスにかかる経費を社会の構成員で分かち合うものであり、租税の意義や役割、使途について納税者が理解を深めることは非常に重要である。平成23年度の税制改正大綱では租税教育の充実が掲げられ、国においても、また東京都においても、租税教育が推進されてきた。東京都主税局では「世代を超えたすべての人に税を身近に感じて頂く」ことを平成28年度の重点目標とし、広報や租税教育を拡充して実施している。

一方で、ISSP (International Social Survey Programme 国際社会調査プログラム) の調査によれば、日本の租税負担率は先進国において最低水準であるにもかかわらず、中間層の税負担について痛税感が強いことが明らかになった。税の役割や、収めた税がどのように生活に還元されているのかを周知することで、納得して税を納めてもらえるような意識を醸成することが求められている。

そこで本委託業務では、日本及び諸外国4か国の計5か国について、税に対する納税者の理解を深める方策として「租税・財政教育」及び「税務広報」の現状や先進的な取組について調査を行う。これらの取組が税に対する意識にどのような影響を与えているのか分析し、今後の東京都における取組の参考とすることが本委託業務の目的である。

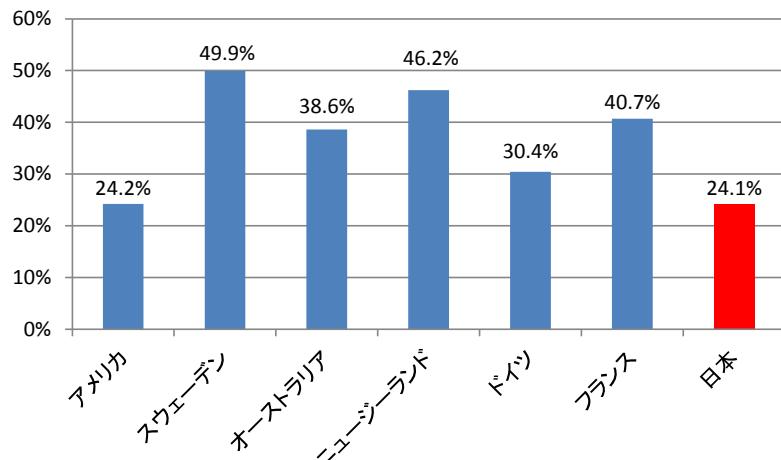
税制に関する国際比較調査はこれまでにも国内の機関において実施例があるが、「租税・財政教育」及び「税務広報」に焦点を当てた調査は画期的であり、今後の税務広報・教育施策の一考察として、非常に意義深いものであると考える。

1-2.本調査の視点

1-2-1.納税者の意識についての視点

前節でも記した通り、日本の国民所得に占める租税負担の割合は他のOECD諸国と比較して低い水準にあることが確認できる。

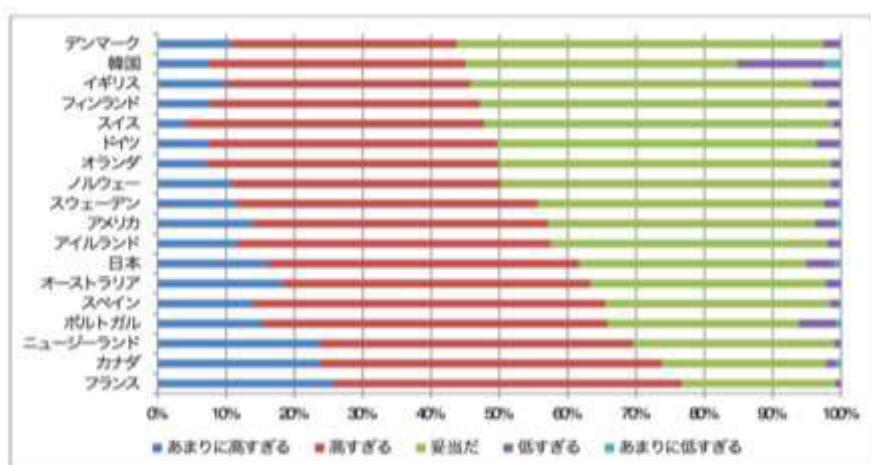
図表 1：租税の国民負担率（対国民所得比）の各国比較（2013年、日本のみ2013年度）



出所：財務省「国民負担率（対国民所得）の国際比較」を基に日本総研作成

一方で、中間層の税負担についての調査結果においては、日本は「あまりに高すぎる」「高すぎる」と回答した人の割合が60%を超えており、スウェーデンを含む北欧諸国やアメリカ、ドイツ等よりも高い水準となっている。

図表 2：中間層の税負担に関する意識調査の結果

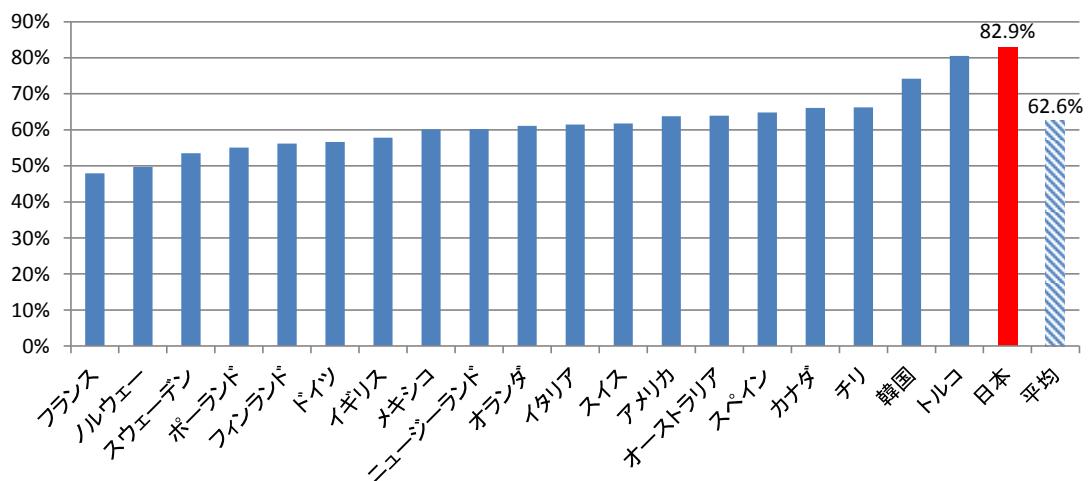


ISSP Role of Government 2006 より作成。

出所：平成26年度東京都税財政講演会（講演者 井手英策氏）資料

しかし、この結果は日本人のコンプライアンス意識（＝税金をきちんと納めなければならないという意識）が低いことを意味するのではない。むしろ、日本の税に関するコンプライアンス意識は OECD 諸国の中で最高水準の高さである。図表 3 は、世界的な国民意識の比較調査である World Value Survey (WVS、世界価値観調査) の中で、「機会があれば、税金逃れをすること (Cheating on tax if you have the chance.)」について、「1：決して正当化できない」から「10：常に正当化できる」の 10 段階で質問した際に、「1：決して正当化できない」と回答した割合を示している。

図表 3：OECD 諸国の租税意識 (Tax Moral)



※上記は WVS (2005~2009 年実施) の結果のうち、当該設問への回答データが利用できる国について集計したものである。

出所 : Recep Tekeli "The Determinants of Tax Morale: the Effects of Cultural Differences and Politics" を基に日本総研作成

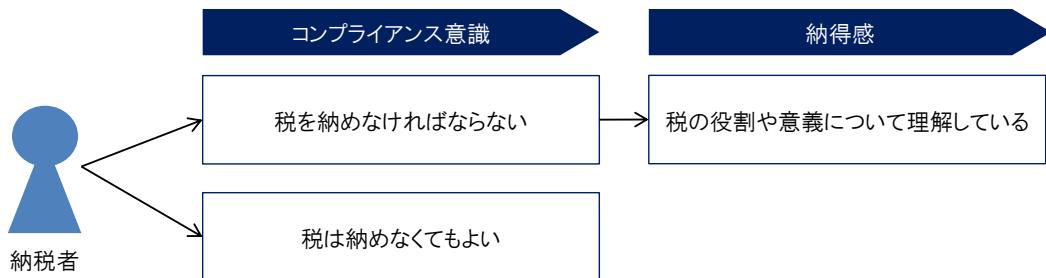
日本は 82.9% の回答者が「脱税は決して正当化できない」と考えており、他の OECD 諸国と比較して、高い水準にあることが確認できる。

以上をふまえると、税に対する「痛税感」というのは、必ずしも税率によってのみ決まる訳ではないといえる。また、税に関するコンプライアンス意識と「痛税感」が、必ずしも関係するものでないということも分かった。このことから、高いコンプライアンス意識を持つ納税者の「痛税感」を和らげるには、納税者が自らの納める税金がどのように使われどのように自らの生活に還ってきているのかをこれまで以上に実感し、納得してもらうという視点が重要なのではないかと考える。無論この納税に対する「納得感」は、課税方法や納税方法といった税務行政の在り方や、社会情勢等によっても大きく左右されるものであり、政府への信頼度や公的サービスへの満足度が税に関する意識に影

響を与えることも指摘されている¹。しかしながら租税・財政教育や税務広報は、子供から社会人まで多くの人が税の意義や知識、使われ方といった税にまつわる情報に触れることができる貴重な機会となっており、税に対する理解を涵養する重要な活動であると考える。本調査では、租税・財政教育と税務広報のあり方に焦点を当てることとする。

このことから本調査においては、税に関する納税者の認識を2段階に分けて考えることとする。第一段階は、納税者として「定められた税は納めなければならない」と認識することであり、一般的にコンプライアンス意識とはこの段階を指す。そしてその次の段階として、税の役割や意義、使われ方を理解し「納得したうえで税金を納める」という段階がある。

図表4：納税者の意識段階



したがって、租税・財政教育及び税務広報の取組を調査する際には、「税の制度等を説明するための教育・広報活動」のみならず、「税に対する納得感を高めるための教育・広報活動」としてどのようなことが行われているのかにも着目する。一般に租税に関する教育や広報活動については、確実に税を徴収することが目的となることから制度を周知するための活動が中心となると考えられるが、それだけにとどまらず、納得感を高めるための施策についても焦点を当てていることが今回の調査の特徴であると考えている。

¹ OECD Working Paper No. 315 「WHAT DRIVES TAX MORALE?」 (2012)

1-2-2. 調査対象についての視点

本調査の主たる調査内容は租税・財政教育と税務広報であり、それぞれの用語の定義は以下の通りである。

図表 5：用語の定義

租税・財政教育

租税・財政に関する知識を学ぶだけではなく、社会を担う一員として租税の意義や役割とともに、税金の使い方に関心を持ち、自らの社会や国のあり方を主体的に考える機会を指す。そのため、子供から社会人まで全ての国民・市民が租税・財政教育の対象であり、学校の授業だけでなく、政府等の主催する「税についての作文」事業等、広く租税・財政について考える社会の様々な場面を指す。

税務広報

広報紙や電子媒体、普及啓発活動等を通じて、租税に関する情報提供に加え、租税・財政や納税に対する国民・市民の理解を促進する取組を指す。

租税・財政教育及び税務広報は社会の一員として生活する中で生涯にわたって接するものであるが、その関わり方については年齢や社会的に負う義務によって変化する。その変化の様子を模式的に表したのが図表 6 である。

図表 6：租税・財政教育及び税務広報との接点

	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人(成人)
租税・財政教育	主に社会科の中で基礎的な事項を学習	主に社会科の中で基礎的な事項を学習	主に公民科で専門的な事項についても学習	大学にて専門的な事項を学習	税務署等の情報提供や各種報道を通じて学習
実施主体	学校(一部主税局、税務署等)				主税局・税務署等
税務広報	生活の中で、主に成人を対象とした税務広報を通して情報を収集				納税者である成人を対象とした広報活動を通して情報を収集
実施主体	主税局・税務署等				

まず租税・財政教育については、小学生から高校生までは学校の社会科や公民科の授業での接点が中心となると考えられる。その中でも、（将来の）納税者の税への理解を深める機会として重要なのは、高等学校（以下、高校）での教育であると考えている。日本では、公職選挙法の改正により平成28年6月19日以降の選挙から選挙権年齢が引き下げられ、18歳から選挙権を有するようになった。また、中央教育審議会では、平成34年度以降導入される次期学習指導要領の科目構成として、政治や経済の諸課題を学ぶ「公共」を新たな科目として設置する案が提示されている。このように主権者教育が改めて見直されている状況の中で、各国の租税・財政教育について調査を行うのは意義深いことである。

本調査においては上記のような背景をふまえ、主に高校段階での学校での租税・財政教育を中心として情報収集を行っていく予定である。ただし、国や地域によっては小学校、中学校段階で充実した取組が行われている可能性があり、また、学校以外の主体による教育活動や大学での取組についても、取り上げるべきものがある場合には調査対象とする。

一方、税務広報については、実施主体は国の歳入庁あるいは地方政府の主税局といった税を扱う行政機関が実施主体となる。税務広報の手段としては、街頭のポスター、電車・バス等の乗り物に掲載された広告、テレビCM、税務署や行政機関で配布されるリーフレット、講演会、ウェブサイト等が想定される。行政機関が行う税務広報は主に納税者である成人を対象としたものが中心となる²。

なお、本調査では「税に対する納税者の理解を深める方策」としての税務広報の取組を調査することから、原則として、（法人を対象とした広報ではなく）個人を対象とした広報活動を中心に取り上げることとする。

² 街頭等の広告については幅広い年齢層の目に留まることから、納税義務を負う成人以外を明確に広報の対象から排除する訳ではない。

1-3.調査対象国選定の視点

今回の調査の目的をふまえ、調査対象国の選定にあたっては、政治、社会、文化的背景等から租税・財政教育及び税務広報が充実していると考えられる国や地域を選ぶ必要がある。また、東京都の参考になる有意義な情報が収集できるよう、対象国・地域は税制を含めた社会制度や教育制度が整っており、様々な情報提供のインフラが整備されていることが望ましい。こうした観点から、日本以外の諸外国の調査対象国として、アメリカのニューヨーク州、スウェーデン、ドイツ、オーストラリアを選定した。

以下に、日本以外の4か国について選定の理由を記す。

図表 7：調査対象国の選定理由

国名	選定の理由
アメリカ (ニューヨーク州)	<ul style="list-style-type: none"> 連邦単位では歳入庁（IRS）が教材の提供や税務広報を行っている。 州単位では、所得税の徴収額が全州で1位のニューヨーク州が充実した広報活動を行っている。 民間機関と連携した租税・財政教育を行っている。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 高い租税負担率が受容されている国での教育、広報の方を調査する。 広報活動の中で、対象者を絞った情報提供を実施している。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 税務部門が租税・財政教育を行う等、日本と体制が似ている。 租税・財政教育の関連省庁が連携した「青年・教育財団」の取組等、特色ある租税・財政教育を実施している。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 多文化・多民族国家であり、オーストラリア市民としての意識の醸成や税制を含む社会制度の周知が充実している。 オーストラリア税務局（Australian Taxation Office）が情報提供の改革を進め、充実した広報活動を行っている。

1-4.調査実施方法

1-4-1.調査実施期間

平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月

1-4-2.調査項目

主たる調査項目は下記の通りである。

調査項目
1.租税・財政教育と主権者教育・市民(公民)教育について
・各国における市民(公民)教育、主権者教育
・租税・財政教育と主権者教育・市民(公民)教育との関連性
・租税・財政教育の目的、内容(プログラム等)、状況(開始時期、対象層、学校教育との関係、カリキュラムの特色等)及び租税教育推進体制(関係団体との連携等)
・高校生、大学生及び社会人に対する租税・財政教育の取組状況や取り組む上での工夫(特に税の意義や使われ方についての納得感を得られるようにする工夫)
・租税・財政教育に関わる人(教員や税務職員等)に対する教育の状況
・租税・財政教育の現場の様子(写真による)
・その他:租税・財政教育で使われる教材等の入手
2.税務広報について
・広報内容(納期の案内、使い道の周知、税制度等)
・各国における税務広報の取組内容(情報提供方法、納税に対する相談・サポート体制、その他特徴的な普及啓発活動等)
・税務広報の現場の様子(写真による)
・その他:税務広報で使用される広報資料等の入手
・市民(住民)に税の還元を実感してもらう手法や工夫、取組
・市民(住民)が税の還元を受けていると感じている施策
・税務広報活動に対する評価手法
・納税者の税に対する理解を促進するための関係機関との連携
・税務職員としての資質向上に向けた教育状況(スキル面、接遇面)
・税の窓口の様子について(写真による)

1-4-3.調査対象機関

各国の主な調査対象機関は下記の通りである。

国名	機関	対象機関
日本	税務機関	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁 ・東京国税局 ・東京都主税局
	教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育庁
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・日本税理士会連合会 ・東京税理士会
アメリカ	税務機関	<ul style="list-style-type: none"> ・内国歳入庁(Internal Revenue Service、IRS) ・ニューヨーク州主税局(New York State Department of Taxation and Finance)
	教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク州教育局 ・全米社会科協議会(National Council for the Social Studies、NCSS)
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・経済教育協議会(Council for Economic Education、CEE) ・ジャンプスタート連合 (JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy)
スウェーデン	税務機関	<ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン国税庁(Skatteverket) ・財務省(Finans-departementet)
	教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・教育科学省(Utbildnings-departementet) ・学校管理公社(Skolverket)
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・SO-rummet
ドイツ	税務機関	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦財務省(Bundesministerium der Finanzen) ・ラインラント=プファルツ州政府税務局(Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz) ・ヘッセン州財務省(Hessisches Ministerium der Finanzen)
	教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッセン州文部科学省
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・青年・教育財団(Stiftung Jugend und Bildung) ・ドイツ納税者協会(Bund der Steuerzahler Deutschland)
オーストラリア	税務機関	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア税務局(Australian Taxation Office、ATO)
	教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア・カリキュラム評価報告機構(Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority、ACARA)
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア政府証券投資委員会(Australian Securities & Investments Commission、ASIC) ・オーストラリア教育サービス(Education Services Australia、ESA)

II. 各国の租税・財政教育及び税務広報の動向

1.日本

《要約》

【税に関する国民意識】

- 税に対する印象として、「国民の義務」「負担感」「強制的なもの」といった、義務的に徴収されるものであるという意識を強く持っている。
- 租税に対する関心は非常に高く、「大いに関心がある」「少し関心がある」と回答した人の割合は 96.4%にのぼる。知りたい情報としては「税金の使われ方」が最も多く、官公庁からの情報発信の更なる充実が求められている。

【租税・財政教育】

- 日本の租税教育の特徴の一つは、教育部門のみならず国税庁、東京都主税局といった税務部門と、税理士会や法人会等の民間部門が租税教育推進協議会という枠組みの中で連携していることである。この協議会は国、都道府県、区市町村の各段階で設けられており、それぞれの役割に応じて、租税教育の事例集の作成、副教材の作成、租税教室の開催等を行っている。
- 選挙権年齢の引き下げを考慮し、国税庁・東京都では高校生への主権者教育や租税・財政教育に注力している。
- 教育部門では、小中高校の社会科や公民科の中で、税の仕組みや意義、日本の財政について教えている。
- 税務部門では、小中高校、専修学校等における租税教室の開催、大学における講演のほか、ホームページ等で租税教育向けの教材提供や、税に関する作文コンクールの開催等、普及啓発活動を行っている。
- 民間部門としては、税理士会のほか法人会等関係民間団体が租税教育の推進に深く関わっており、租税教室への講師派遣や税の作文、絵はがきコンクール、書道展、税の標語等を行っている。

【税務広報】

- 国税庁、東京都主税局いずれも、ホームページでの情報提供、パンフレットの作成、SNSでの情報発信等、様々な媒体を活用した広報活動を実施している。
- 税務広報に対する評価活動として、アンケートを実施し、その結果を業務の改善に活用している。特に国税庁においては、毎年広報活動に関する測定指標が定められ、定量的・定性的な評価を実施している。

【税務職員の育成】

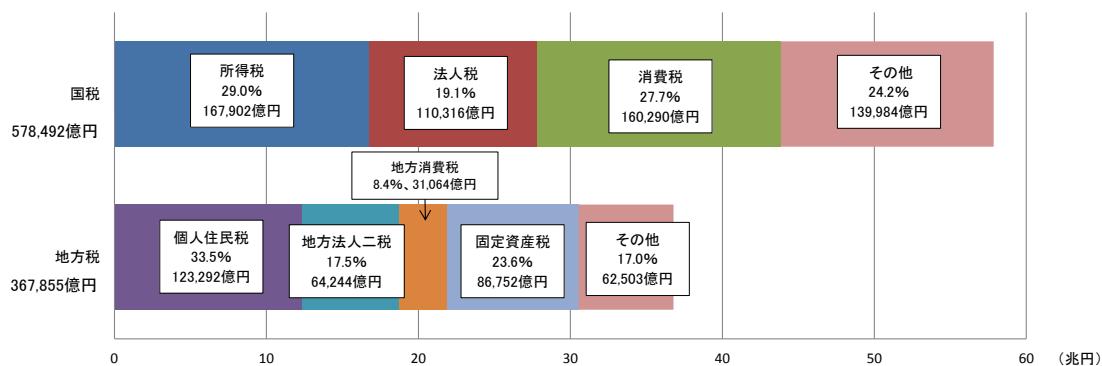
- 職員の職位や専門分野に応じた研修体系が充実している。税に関する専門性を高めるための研修に加え、接遇研修についても実施している。

1-1.概要

1-1-1.税収の内訳

平成 26 年度決算額によると、国税と地方税を合わせた租税収入は約 94.6 兆円で、そのうち国税は約 57.8 兆円（租税総額の 61.1%）、地方税（道府県税及び市町村税の合計）は約 36.8 兆円（38.9%）となっている³。国税及び地方税の税収内訳は図表 8 にあるように、国税では所得税が約 16.8 兆円で最も多く、次いで消費税、法人税となっている。地方税では個人住民税が約 12.3 兆円で最も多く、続いて固定資産税、法人住民税と法人事業税を合計した地方法人二税の順となっている。

図表 8：国及び地方の税収内訳⁴



出所：総務省「国税・地方税の税収内訳（平成 26 年度決算額）」を基に日本総研作成

1-1-2.租税に関する国民意識

前章の通り、日本人は「租税を納めなければならない」というコンプライアンス意識は諸外国と比較して高い一方で、相対的に強い「痛税感」を持っていることが確認された。税に関する国民の意識について、東京都が行った調査⁵を基に改めて確認する。

まず、税に対する印象としては、国民の義務（71.5%）、負担感（61.5%）、強制的なもの（41.5%）と、義務的に徴収されるものであるという意識が強いことがこの調査でも明らかになった。

³ 総務省「平成 28 年版地方財政白書」による。

⁴ 注 1：各税目の%は、それぞれの合計を 100%とした場合の構成比である。

注 2：国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。

注 3：国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

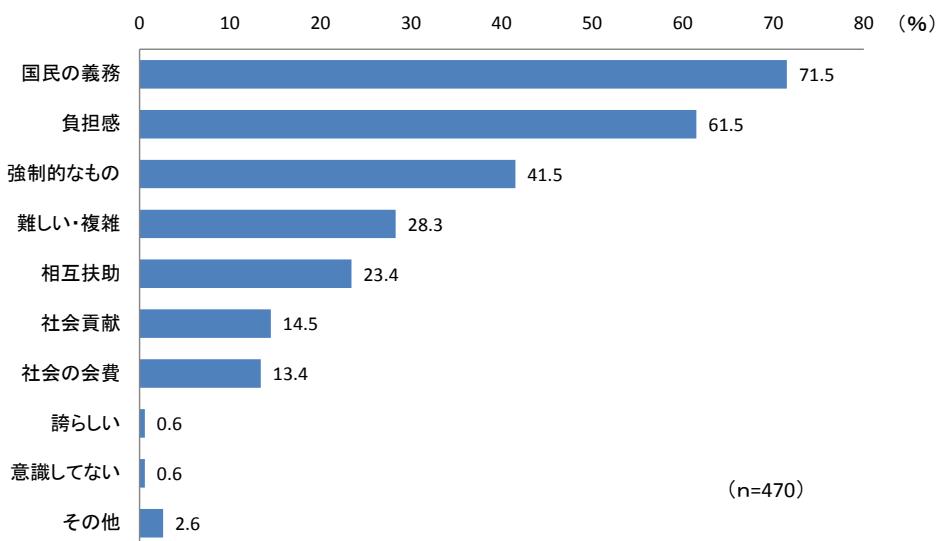
注 4：計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

⁵ 平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」調査結果

実施期間：平成 28 年 8 月 4～10 日

回答者：都政モニター 500 名のうち 470 名がインターネット上で回答。回答率 94.0%。

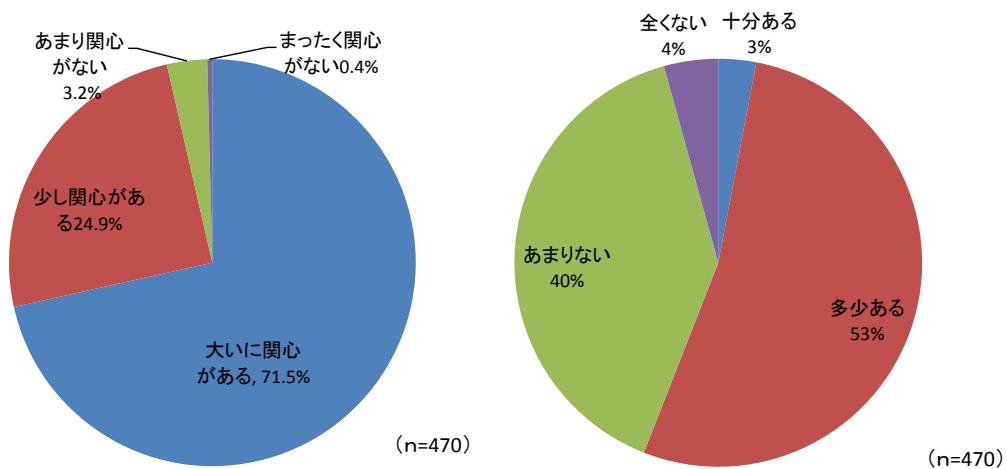
図表 9：税金に対する印象



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

租税に対する関心は非常に高く、「大いに関心がある」「少し関心がある」と答えた人の割合は合計で 96.4% にのぼる。その一方で、税金に関する知識が「十分ある」「多少ある」人は 56% で、約 40% の人は「あまりない」と答えている。

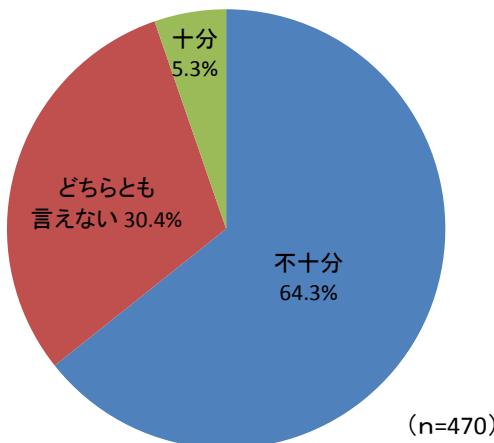
図表 10：税金への関心（左）及び税金の知識（右）の有無



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

さらに、官公庁からの租税に関する情報発信については、60%以上の回答者が不十分と答えており、更なる情報発信への要望が大きいことが分かる。

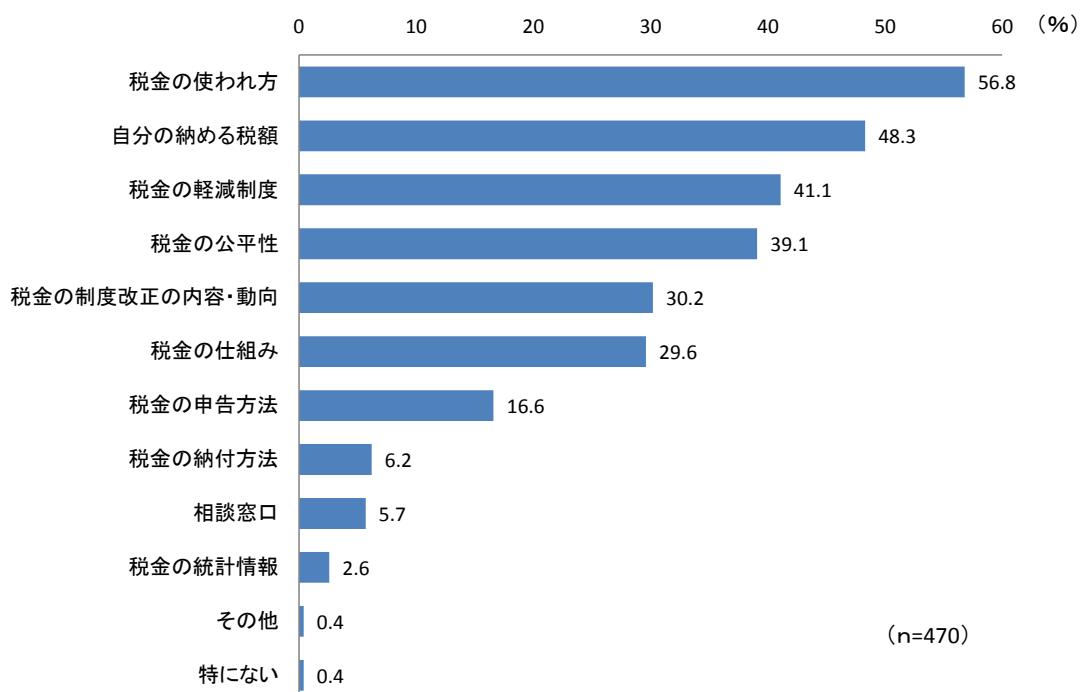
図表 11：官公庁からの税金に関する情報発信への評価



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

具体的に知りたい情報としては、「税金の使われ方」が 56.8% と最も高く、次いで「自分の納める税額」48.3%、「税金の軽減制度」41.1% が続いている。

図表 12：知りたい税金の情報



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

日本の場合は、申告納税制度でありながら給与所得者については源泉徴収制度と年末調整制度により、確定申告を行わずとも納税が可能な制度となっている。平成 27 年分所得税等の確定申告書を提出したのは約 2,150 万人であり⁶、成人人口の約 20% となっている。給与所得者は納税の主体であるという自覚が持ちにくい状況にあり、そのことは、租税に関して知りたい情報として約半数が「税金の使われ方」「自分の納める税額」を回答していることにも表れている。調査結果から、税及び行政サービスに関する基本的な知識と理解がない中、「義務として徴税されている」と感じている人が多いことが分かる。

⁶ 国税庁統計情報（平成 27 年）

1-2.租税・財政教育

1-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ

日本の小学校、中学校、高校では、社会科や公民科の中で租税や財政について教えていく。学習指導要領解説においては、図表の通り学齢に応じた税に関する学習内容についての記述がある。小学校においては、6年生の「我が国の政治の働き」という単元で、「私たちの願いを実現する政治」という学習がおおよそ8時間程度行われている。中学校では中学3年生の公民的分野の学習の中で、「私たちと経済」という単元において、「これから日本の財政と納税」についておおよそ3時間程度、「私たちの生活と社会保障」についておおよそ5時間程度の授業が行われている。高校においては、公民科の中の現代社会、政治経済の2科目に、租税・財政教育に関する学習内容が含まれている。高校では両科目とも2単位70時間の授業時間があり、租税・財政教育にはおおよそ2時間程度の授業が行われる。

図表 13：学習指導要領における租税・財政教育の位置づけ

対象	教科	学習指導要領解説の税に関する記述
小学校 (6年生)	社会科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治の働きと税金の使われ方の関係を取り上げ、国や県、市によって行われている社会保障、災害復旧の取組、地域の開発等に必要な費用は租税によってまかなわれていること、それらは国民によって納められていること等を理解し、租税が大切な役割を果たしていることを考えることができるようとする。 ・ 国民は権利を行使する一方で、勤労や納税の義務等を果たす必要があること等を理解できるようとする。 ・ 国民の義務は、納税の義務を取り上げ、税金が国民生活の向上と安定に使われていることを理解できるようとする。

対象	教科	学習指導要領解説の税に関わる記述
中学校 (3年生)	社会科 (公民的分野)	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり、公正であつたり、市場の働きだけに任せたままでは解決が難しかったりする問題について具体的に考えさせる。 統計資料等を有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその特徴に触れ、財政を支える租税の意義や税制度の在り方について考えさせる。 国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させるとともに、税の負担者として租税の使いみち等について理解と関心を深めさせる等納税者としての自覚を養う。 財政の歳入・歳出における内容を具体的に取り上げ、財政支出に対する要望は広範多岐にわたり、そのための財源の確保が必要であるが、財源は無限にあるわけではないことに気付かせ、財源の配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせる。 社会保障とその財源の確保の問題をどのように解決していくたらよいか、税の負担者として自分の将来とかかわらせて考えさせる。
高等学校	現代社会	<ul style="list-style-type: none"> 市場経済の中での政府の役割は、国民生活の向上と福祉の充実のために、民間部門では十分には供給することの難しい財やサービスを提供する役割があること、また、所得再分配や経済の安定化を図る役割があることを、近年の経済の動向を踏まえて考察させるとともに、租税を中心とした公的負担の意義と必要性についての理解を深めさせる。 その際、納税が国民の義務であることを理解させるとともに、税金がどのように使われどのようなサービスを受けているか等について納税者としての立場から関心をもつことが大切であることを理解させる。 持続可能な社会の形成に参画するという観点から、現代社会に対する課題について個人と社会の関係、現役世代と将来世代の関係等に着目させながら探究し、現代社会に対する理解を深めさせる。

対象	教科	学習指導要領解説の税に関する記述
高等学校	政治・経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代の政府は、家計や企業の経済活動にゆだねることの困難な部門を引き受けていること、資源の配分、景気変動の調整、所得や資産分配の不平等を是正する等の役割を果たしていることを理解させる。 ・ 財政（政府による経済）活動を行うには原資が必要であることに気付かせ、租税や国債等財源の調達方法やそれぞれの問題点を理解させるとともに、限られた財源をいかに配分すれば国民福祉が向上するかを考察させ、適切な財政運営が重要な課題であることに気付かせる。 ・ 税制度の基本を理解させるとともに、国民生活における租税の意義と役割、公平で適切な負担の在り方について考察させる。 ・ その際、国民が納税の義務を果たすとともに、納税者としてその使途について関心をもつことが大切であることを理解させる。

出所：租税教育推進関係省庁等協議会「租税教育の事例集」、東京都教育庁資料等を基に日本総研作成

こうした教科学習に加えて、小学校、中学校、高校いずれの段階でも、税務部門の職員や税理士等の税の専門家による租税教室を実施する学校もある。

租税・財政に関する学習内容は、主権者として理解すべき制度の一つであり、主権者教育とも関連がある。東京都においては、平成27年11月に東京都教育施策大綱を定め、その中で重点事項の一つとして「社会的自立を促す教育の推進」を挙げている。具体的には「自立的で、自分らしい生き方を実現するキャリア教育を推進」するという方針のもと、選挙権年齢引き下げを受けた政治的教養を育む主権者教育の充実や、社会保障制度等の課題について日常生活に結び付けて課題を解決する学習の充実、将来に役立つ金融経済・税財政教育の充実等が掲げられている。

こうした方針をふまえ、平成28年2月に策定された都立高校改革推進計画新実施計画においては、キャリア教育の一環として主権者意識醸成のための取組を進めることができている。新実施計画は平成28年度から3カ年の計画であり、平成28年度は選挙権年齢引き下げを受けて、民主主義について学ぶリーフレットを作成し、配布した。この取組は特定の授業時間の枠を持たないので、ロングホームルーム等を活用して行われている。

さらに、都立高校改革の中で、キャリア教育の充実を目指した東京都独自の取組の一環として、従来の「奉仕」という科目に代わって、平成28年度から「人間と社会」という科目が新設された⁷。

⁷ 詳細については23ページを参照のこと。

1-2-2.租税・財政教育の概要

日本の租税教育の特徴は、教育部門のみならず、国税庁・東京都主税局といった税務部門と、税理士会や法人会等の民間団体が租税教育推進協議会の枠組みの中で連携していることである。以下、各部門の租税・財政教育について記すこととする。

(1)教育部門による租税・財政教育

①社会科における租税・財政教育

高校においては、公民科の中の現代社会、政治経済の2科目に、租税・財政教育に関する学習内容が含まれている。高校では両科目とも2単位70時間の授業時間があり、租税・財政教育には最大で4時間程度の授業が行われる。

例えば実教出版株式会社発行の政治・経済の教科書では、租税・財政教育に該当する内容が「2章 現代経済のしくみ」の中で4ページにわたって記載されている。「7 財政の役割と租税」という項目では、「財政と財政政策」「歳入と支出」「租税の種類」に関する説明が2ページにわたり記載されている。次の「8 日本の財政の課題」においては、「税制改革の動向」と「財政危機と財政構造改革」についての説明が1ページにまとめられている。さらに1ページの時事コラムとして国債累積問題について書かれており、租税・財政に関する授業のまとめとして、財政再建について皆で考察するというのが一般的な授業の進め方となっている。

図表 14：政治・経済の教科書目次（抜粋）

第1編 現代の政治	
第2編 現代の経済	
1章 経済社会の変容	
2章 現代経済のしくみ	
1 経済主体と市場の働き	
2 企業の役割	
3 国民所得	
4 経済成長と国民の福祉	
5 金融の役割	
6 日本銀行の役割	
7 財政の役割と租税	
8 日本の財政の課題	
3章 現代の日本経済と福祉の向上	
4章 現代の国際経済	
第3編 現代社会の諸課題	
	<p><u>7 財政の役割と租税(p92-93)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 財政と財政政策・ 歳入と支出・ 租税の種類 <p><u>8 日本の財政の課題(p94-95)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 税制改革の動向・ 財政危機と財政構造改革 <p>《時事コラム》国債累積問題</p>

出所：実教出版株式会社発行『最新政治・経済』を基に日本総研作成

また、高校卒業後就職する生徒が多い普通科の高校や商業科を持つ高校では、社会科での学習に加えて、税理士を招いて確定申告の方法等実務的な講習を行う場合もある。

② 「人間と社会」における取組

都立高校改革の中で、キャリア教育の充実を目指した東京都独自の取組の一環として、従来の「奉仕」という教科に代わって、平成28年度から「人間と社会」という教科が新設された。都立高校では1単位必修となっており、主に担任や副担任が授業を行っている。「人間と社会」では、学習の視点として「これから何を大切にして、どのように生き、そしてどのようにして幸せな世の中にしますか」という問い合わせを与え、それを考えることにつながる18のテーマから4つを選び1年間かけて学習する。地域社会で起こる問題等、生徒たちが近い将来経験する可能性のある身近なテーマについて議論することで、自らが社会を構成する一人であることを理解し、租税や財政を含む社会の仕組みへの関心を育むことにつなげていくことを目指している。

図表 15：「人間と社会」の教科書目次

序章 「人間と社会～学習の視点～」を考える	P. 6
第 1 章 人間関係を築く	P. 8
第 2 章 学ぶことの意義	P. 12
第 3 章 働くことの意義	P. 16
第 4 章 役割と責任を考える	P. 20
第 5 章 マナーと社会のルールについて考える	P. 24
第 6 章 ネット時代	P. 28
第 7 章 選択し、行動する	P. 32
第 8 章 チームで活動することの意義	P. 36
第 9 章 人生とワーク・ライフ・バランス	P. 40
第 10 章 お金の意義について考える	P. 44
第 11 章 支え合う社会	P. 48
第 12 章 地域社会を築く	P. 52
第 13 章 自然と人間の関わり	P. 56
第 14 章 科学技術の先に・・・生命倫理を考える	P. 60
第 15 章 文化の多様性	P. 64
第 16 章 グローバル化が進展する社会に生きる	P. 68
第 17 章 対立から国際平和を考える	P. 72
第 18 章 主権者としての自覚	P. 76
最終章 「人間と社会～これからの生き方～」を考える	P. 80

出所：東京都教育委員会『人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」』を基に日本総研作成

例えば、「第 10 章 お金の意義について考える」では、自立した消費者としてお金について十分な知識を身に付けることが大切であるとして、生徒が議論して考えることを通して、収支の管理や望ましいお金の使い方、租税や社会保障、保険等についての理解を深めている。

図表 16 :「第 10 章 お金の意義について考える」教科書（抜粋）

（4）税・社会保障・人生のリスクについて考えてみよう

あなたは今こうして高校で教育を受けていますが、それは社会を支える税金のシステムが確実に機能しているからに他なりません。社会人として自立するということは、社会を豊かにするための納税者としての役割を担うことでもあるのです。あなたは将来、所得税や住民税などの税金を支払うことによって、あなたが生きていく社会を自ら築くことになります。

また、人生にはどうしても不確実さが伴い、様々なリスクもあります。そのためにあるのが保険です。保険は、事前に保険料を払つておくことによって保障されます。保険には公的な保険（社会保険）と、生命保険、損害保険などの民間保険があり、民間保険は社会保険では保障されない場合に適用されます。



出所：東京都教育委員会『人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」』

（2）税務部門による租税・財政教育

①租税教育推進協議会による租税教育

（ア）租税教育推進協議会の概要

日本においては、国税庁と総務省、文部科学省等関係機関が連携し、国、都道府県、区市町村それぞれの段階で租税教育推進協議会（以下、租推協）を立ち上げ、租税教育を推進している。国税庁が租税教育を開始したのは昭和 25 年にさかのぼるが、その後、都道府県単位での協議会設置が進められ、平成 23 年度税制改正大綱にて「租税教育の充実」が盛り込まれたことを受け、平成 23 年に国レベルの租税教育推進関係省庁等協議会（以下、中央租推協）が発足した。

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

図表 17：平成 23 年度税制改正大綱における租税・財政教育に関する記述（抜粋）

（2）租税教育の充実

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要です。

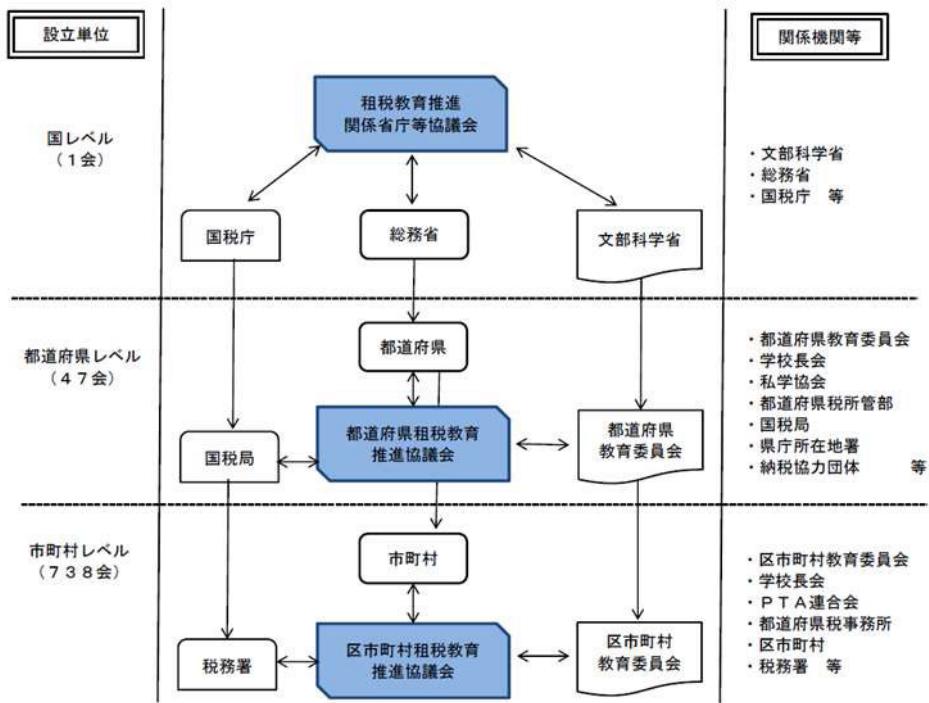
こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施しています。また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。

本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

出所：平成 23 年度税制改正大綱

現在は、国、都道府県、区市町村の各レベルで図表 18 のような体制で、租税教育が推進されている。中央租推協は年に 1 回開催され、その年の活動の成果や今後の方針について確認するとともに、租税教育に関するシンポジウムを開催している。さらに、国税庁では租税教育の教材作成等も行っている。東京都租税教育推進協議会（以下、東京都租推協）では、東京国税局、東京都主税局、東京都教育庁等が中心となり、租税教育用の教材作成や教員への研修のほか、税に関する作文の募集及び租税教室開催の支援、租推協ニュースの発行等を行っている。平成 28 年度からは東京税理士会が東京都租推協の正会員となっている。そして区市町村租税教育推進協議会（以下、区市町村租推協）においては、各税務署や都税事務所、税理士会、法人会等の関係民間団体や学校等が連携し、税務署・都税事務所職員や税理士等といった租税の専門家が学校を訪問し出張授業を行う「租税教室」の実施等を担っている。

図表 18：租税教育推進体制（イメージ図）



出所：財務省広報誌「ファイナンス」(2012.1) より東京都主税局作成

(イ)租推協の取り組み

(i)租税教育事例集の作成

各学校で租税教育をどのように実施したらよいか分からぬといふ現場からの意見を受けて、平成27年には、中央租推協にて「租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～」という事例集を作成し、小中高等学校及び教員養成大学における租税教育のベストプラクティスを紹介している。例えは高等学校については、「授業の実施事例の一つとして、「主権者として、納税の意義を考える」授業が紹介されている。この授業においては、市場経済における政府の役割や、公共サービスの財源をまかぬ税は主権者である国民が広く公平に分かれ合うことが必要であることを教えている。その上で憲法30条に国民は納税の義務を負うことが明記されていることを確認し、その義務を果たすことの意義を教えている。

図表 19：高校での租税教育の事例（事例集より抜粋）

○指導計画(4時間・各1時間)

時	学習活動・学習内容
1	○主権者として、納税の意義を考える <本時>
2	○公平な税制を考える ・グループワークを通して、公平な税制を考える。 ・累進課税制度を理解する。
3	○財政について考える ・財政制度、財政の仕組みや機能を理解する。 ・歳入と歳出、国債発行額等のグラフを見て、財政の現状と課題を把握する。 ・財政問題の解決方法を考え、意見をワークシートにまとめる。
4	○納税者として必要な税の手続きについて学ぶ ・国税庁ホームページ「税の学習コーナー」を活用し、源泉徴収票の見方などを学び、所得税の確定申告書の作成を体験する。 ○税の専門家(税務職員や税理士)の話を聞く ・税に関する事について質問をしたり、税に関する仕事の実際について話を聞いたりする。

○本時の学習

1 本時の目標

- ・政府の役割、税の機能や意義を理解する。
- ・納税者として、納税の義務を果たすことの意義を理解する。

2 本時の展開(1/4時間)

	学習活動・学習内容	概要
導入	<p><なぜ私たちは税金を納めなくてはならないのだろう></p> <p>1 市場経済における政府の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳出グラフを見て、政府(財政支出)の主権者である国民の要望にはどのようなものがあるのかを考える。 ・歳出全体の金額を〇年前と比較し、全体として財政支出が増えていることを知る。 (予算及び決算の分類参照) ・歳出のどの項目が、どのくらい増えているのかを調べ、その背景を考える。 ・財政政府の役割は、主権者である国民の要望に応える公共財や公共サービスの提供にあることを理解する。 	日本
展開	<p>2 税の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が役割を果たすためには、何が必要であるかを考える。 (財源を集め、再分配をする、安定化を図る) ・これらの機能を税が有していることを理解する。(公共サービスの財源を調達する機能。所得税や相続税等の累進税率で集めた財源を社会保障に支出し、所得や資産を再分配する機能。減税・増税を行い、景気の安定化を図る機能。その他政策目的を実現する機能。) ・税の一番基本となる機能はどの機能であるかを考える。 <p><政府の財源は誰が、どのように負担するものなのだろう?></p> <p>3 公共サービスの特徴と税の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ公共サービスを市場にゆだねることが難しいのかを考え、グループで議論する。 (生活道路、警察、外交や国防、法律等) ・公共サービスの対価を正確に把握し料金を徴収できるかグループで議論する。 ・公共財の性質を理解した上で、公共サービスを市場のみにゆだねた場合はどうなるか考え、グループで議論する。 (* 安全・安心な社会に欠かせない外交、防衛、警察、消防、司法等は市場から提供されない可能性があることを理解) * 社会資本、教育、社会保障等は必ずしも必要な量や水準が確保されない恐れがあることを理解 * 公共サービスは、民間部門の働きを補完し、社会の構成員全体の利益に適う役割を果たしていることを理解 ・これまでの議論を整理し、政府の財源である税は誰が負担するものなのか考える。 (税の基本的な機能は国民の要望に応える公共サービスの財源調達にあり、税は社会を成り立たせるためになくてはならないもの。公共サービスの受益と負担とは直接結びつけることが出来ない。 公共サービスの便益は、国民が広く享受するもの。) <p>4 主権者と納税の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法30条を調べる。 ・税のルール(税制)は、国民が選挙で選んだ代表者が国会で制定した法律によること(憲法84条租税法律主義)を理解。 ・税制は、公平な租税の基本原則の考え方方に拠っていることを理解。 ・国民(納税者)が、納税の義務を果たさなかったら、どうなるかを考える。 (不公平が生じるとともに、財源の裏付けがなくなり、国民の要望が叶えられず、社会や国が成り立たなくなる。) ・消費税を負担している生徒達も他者とともに社会や国を支える一員の役割を果たしていることを理解する。 ・税の使い道(予算)も国民の代表者が国会で審議・議決して決めており、国民が納めた税の使い道が、国民の政府に対する要望に応えたものとなっているか、税の使い道に関心をもつことの大切さを理解する。 ・税は、国民生活や経済社会の在り方と密接に関連するものであり、税の在り方について考えることは、社会の構成員であることを自覚し、公共サービス、社会や国の在り方を考えることにつながることを理解する。 	アメリカ スウェーデン ドイツ オーストラリア 総括
まとめ	<p>5 学習内容の振り返り、まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税の学習を通して、税の機能や意義、納税の義務を果たすことの意義を学んだことを理解する。 	

出所：租税教育推進関係省庁等協議会「租税教育の事例集」を基に日本総研作成

(ii)副教材の作成

東京都租推協の取り組みとして、児童・生徒に対する租税教育の充実を図るため、学校での授業の副教材として、小学生向けには「税金のはなし」、中学校向けには「わたしたちの生活と税」という冊子を発行している。都内の小学校6年生と中学校3年生を対象に、平成27年度はそれぞれ約12万部ずつ配布している。

東京都租推協では、高校生向けの租税教育を充実させていくことを重点施策と位置付けており、平成28年度に新たに租推協内に高等学校専門部会を立ち上げ、平成29年度にアクティブラーニングを取り入れた高校生向けの副教材を作成する予定である。

(iii)租税教室の開催支援

租税教室実施にあたっては、区市町村の租推協による各学校への勧奨や広報誌で開催校を募る等積極的に開催を呼びかけている。

また、都内の税務広報広聴官や各税務署の職員が租税教育の担当として、税務署が管轄する地区的学校へ租税教室実施の提案を行っている。社会科の授業時間のみならず、総合学習等学校側の都合に合わせて開催できるよう、学校側と調整を行う等柔軟な対応を行っている。実施に際しては、地区単位で設置されている租推協において、税務署や都税事務所職員、税理士会のほか法人会等関係民間団体が協力して租税教室を実施している。

平成23年度の税制改正大綱で小中学生に加えて、社会に出る一歩手間の段階である高校生、専門学校生、大学生等に対する租税教育を強化していく方針が示されたことを受けて、小中学校段階に加え、現在は高校段階以降の租税教育の充実が進められている。東京都では高校での租税教室の開催割合が低い（平成27年度：6.4%）ため、東京都租推協に高等学校専門部会を設置し、開催割合の向上を目指している。

次節以降は、上述の租推協の枠組みのうち、国税庁、東京国税局による取組並びに東京都による取組について記すこととする。

②国税庁・東京国税局による租税教育

国税庁・東京国税局においては、中央租推協・東京都租推協の事務局として、租税教室開催や講師養成研修等の各施策の実施・調整事務を担っているほか、上述のとおり、租税教室の実施に際して、都内の各税務署や税務広報広聴官が税務教育の担当として税務署が管轄する地区的小学校、中学校、高等学校、大学及び専修学校等に対し、租税教室等の実施提案や関係機関との調整を行っている。

(ア)租税教育に関する教材等の提供

国税庁ホームページに「税の学習コーナー」を設け、小学生、中学生、高校生等学齢に

応じて、児童・生徒が租税の意義や役割を学習できる教材を提供している。

図表 20：国税庁ホームページ「税の学習コーナー」

税の学習コーナー

- 税の学習コーナー トップページ
- 学習・入門編
- 学習・発展編
- 学習・応用編
- 学習・実践編
- 税の作文(小学生向け)
- 税の作文(中学生向け)
- ビデオ(ライブブリード)
- ゲーム
- クイズ
- 紙本・かみしばい
- Q&A(よくある質問)
- アンケート
- 先生方へ
- 各種税学習コーナー
- リンク集
- 特に贈る名言掲載
タップス&スペース
UEENO
- 租税教育の
実践に向けた実績

税の学習についてのアンケートにご協力をお願いします

税の学習

税の作文

ビデオライブブリード

ゲーム・クイズ

紙本・かみしばい

Q&A(よくある質問)

出所：国税庁ホームページ

児童生徒向け教材及び講師向けマニュアルに加えて、ゲーム・クイズ形式で税について学習するページやビデオライブラリーも設置されている。

その他にも、東京上野税務署内には租税教育用の施設「タックス☆スペース UENO」が設けられており、「税の学習」や「パソコンを使用した体験学習」、「税務署見学」を行うことができる。この施設は平成 15 年 6 月に、全国で唯一の『租税教育用常設施設』として開設し、東京国税局管内をはじめ全国から多くの児童・生徒等が訪れている。平成 23 年 9 月には来場者が 1 万人に達した。

図表 21：タックス☆スペース UENO の様子



出所：国税庁ホームページ

(イ)税の作文コンクールの開催

国税庁では高校生を対象とした「税に関する作文」の募集を行っている。中学生については、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催により同様の事業を実施している。全国の学校のうち中学校の約 70%、高校の約 30%の学校から作品の応募があり、応募編数は中学校で 60 万編、高校では約 20 万編であり、租税に関する理解を深めるための重要な施策の一つとなっている。作文コンクール開催にあたっては、東京都を含む各自治体等の関係機関とも協力している。

図表 22：税に関する作文の応募状況

(単位:(上段)校、%)
(単位:(下段)人、編、%)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	応募校数	割合	応募校数	割合	学校数	応募校数	割合
	応募編数		応募編数		生徒数	応募編数	
中学校	7,248	68.2	7,422	69.9	10,484	7,452	71.0
全国	583,142	16.5	615,230	17.5	3,465,215	616,062	17.7
高校	1,485	29.2	1,547	30.8	5,048	1,611	31.9
全国	181,500	5.4	193,393	5.7	3,481,839	199,401	5.7

(注)各年分の割合は、それぞれの「学校基本調査報告」の学校数及び生徒数を基に算出した。

出所：東京都租税教育推進協議会「第 24 回定期総会議案書」を基に日本総研作成

(ウ)租税教室及び大学講演等の実施

東京都租税教育推進協議会の枠組みの下、小中高等学校に対する租税教室を年間 1,200 校程度実施している。また、大学等における講演を年間 70 校程度実施している。

③東京都による租税・財政教育

(ア)租税・財政教育に関する教材等の提供

東京都主税局のホームページ上では、「君も税博士」というコーナーを設け、小学生、中学生向けの教材の提供をしている。その他、東京都主税局のイメージキャラクターである「タックス・タクちゃん」が登場するアニメーションやクイズを通して租税について学習するコーナーもある。

また、平成29年度予算案の発表に合わせて東京都財務局では、税金がどのように使われているのかを記した子供向けの冊子「知っているかな？みんなのくらしと東京都」を作成している。

図表 23：租税教育に関する教材（左：タックス・タクちゃんクイズ、右：冊子「知っているかな？みんなのくらしと東京都」）



出所：東京都主税局ホームページ



出所：東京都財務局ホームページ

(イ)租税教室の実施

東京都租税協の枠組みの下、東京都主税局の職員が学校等に出向いて講義を行う「出前授業」を年間70回程度実施している。

また、学生を対象とした租税教室に加え、夏休み等を利用して、親子を対象とした「親子税金教室」や社会人を対象とした「社会人向け租税教室」を実施している。

図表 24：租税教室実施の様子（左：親子税金教室、右：社会人向け租税教室）



出所：東京都主税局資料

(3)民間団体による租税・財政教育

日本における租税・財政教育は、民間団体の果たす役割も大きい。

ここでは、税理士会、納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会について記載する。

①税理士会での取り組み

(ア)日本税理士会連合会の取り組み

平成 23 年度税制改正大綱において租税教育の充実が掲げられ、その実施の際には関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこと、租税教育の担い手として税理士・税理士会が重要な役割を担っていることが示されたことで、税理士会における租税教育の取組が大きく充実することとなった。また、平成 26 年度税制改正において税理士法の改正が行われ、税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載しなければならない事項（絶対的記載事項）に、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が加えられたことで、日本税理士会連合会会則（平成 26 年 10 月 15 日）において、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと」を事業として定め、租税教育を一層推進している。

日本税理士会連合会（以下、日税連）は全国 15 の税理士会で構成されており、主に税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務や、税理士の登録に関する事務を行っている。租税教育に関しては、租税教育の講義用テキストの発行や、大学での寄附講座、中学生の「税についての作文」事業の後援等を行っている。

日税連による租税教育のうち、近年特に注力しているのは大学での寄附講座である。平成 7 年度から開始した寄附講座は、これまでの 30 以上の大学で実施されている。大学側から寄附講座の申し込みを受けることがあるほか、寄附講座の期間が終わった後も講師のみ派遣している事例もある。

図表 25：大学での寄附講座の実施状況

開設年度	大学
平成7年度	早稲田大学法学部*、福岡大学法学部*
平成8年度	東京大学法学部*
平成9年度	慶應義塾大学法学部*
平成10年度	学習院大学法学部
平成11年度	一橋大学法学部*
平成12年度	同志社大学商学部
平成13年度	中央大学商学部
平成14年度	神奈川大学経済学部
平成15年度	関西学院大学商学部
平成16年度	愛知大学経済学部
平成17年度	専修大学商学部
平成18年度	関西大学法学部
平成19年度	明治大学経営学部
平成20年度	立命館大学法学部
平成21年度	法政大学経営学部
平成22年度	日本大学商学部
平成23年度	山口大学経済学部
平成24年度	千葉商科大学、札幌学院大学法学部、
平成25年度	琉球大学観光産業科学部、名古屋市立大学経済学部、高崎経済大学経済学部、福島大学経済経営学類(震災復興)、愛知教育大学教育学部(教員養成)*
平成26年度	西南学院大学商学部、和歌山大学教育学部(教員養成)*
平成27年度	大分大学経済学部、滋賀大学経済学部、宮城教育大学教育学部(教員養成)*
平成28年度	横浜国立大学経営学部、東北学院大学経営学部、新潟大学経済学部

※各大学での寄附講座の開設期間は、*印がついた大学は開設年度から2年間、その他の大学は3年間である。

出所：日本税理士会連合会ホームページを基に日本総研作成

寄附講座は半年2単位（90分×15回の講義）で行っており、多くの大学で3年間実施している。授業内容は大学によって異なるが、多くの場合、租税一般の理論と制度及び税理士の役割等について教えている。教員養成課程では、税制度の基本や税に関する授業の実施方法について教えている。大学の教員が授業を担当する場合もあるが、必要に応じて税理士が講義あるいは講義の補佐を行っている。また、国税局等の職員が講義の一部を担当することもある。

近年は、教員養成課程をもつ国公立大学にて積極的に寄附講座を開講している。現在、全国各地の税理士会所属の税理士が学校を訪問し租税教室を行っているが、その数には限りがある。そこで、教員養成課程の中で租税や租税に関する授業について教えることで、学生が将来教員になった時に自ら授業を行えるようにすることを目指している。日税連では、47都道府県全ての国公立大学で講座を行うことを目標にしている。

(イ) 東京税理士会の取り組み

東京税理士会は平成 28 年度から東京都租税協議の正会員となり、東京国税局、東京都主税局、東京都教育庁、都内税務署や学校等と連携し租税教育を推進している。租税教育に関する教材の作成や租税教育を行う税理士への研修を行っている。

租税教室を行う際には、税理士が講師として学校へ赴くことがある。その際、原則として当該学校のある支部の税理士が講師を担当しているが、平成 27 年度からは、複数の支部に所属する税理士が合同で租税教室を行う「広域対応」にも取り組んでいる。都内各支部の税理士が同じ形式で授業を行うことから、租税教室の質の均質化にも寄与している。

東京税理士会では、「税を通して社会を考える教育」を目指しており、例えば、学級を一つの国に見立て、ある公共事業を実施するための税金の集め方を考えることを通して、公平・公正な税負担割合を考えさせるような授業を行っている。平成 27 年度には、東京税理士会にて小中高校、専門学校、大学等を対象として延べ約 2,000 回の租税教室を開催した。

また、租税教室の講師を担当する税理士への研修は全国の各税理士会で行っている。東京税理士会では租税教育担当講師の質を高めるため、講師登録の際に研修を行うだけでなく、講師としての登録を継続するには翌年以降も毎年 1 回は研修を受けなければならぬ制度となっている。現在、都内で約 1,000 名の税理士が講師として登録している。新規登録・登録更新のための研修に加えて、租税教室の質を更に高めるための「レベルアップ研修」を年に 2 回実施し、広域対応についての説明等各支部の代表者が集まる代表者会議を年に 2 回開催し情報の共有を図っている。

② 納税貯蓄組合の取り組み

納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法（昭和 26 年法律 145 号）に基づく団体で、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体である。組合には、国税、県税、市税等の納税者であれば誰でも加入でき、平成 27 年 3 月末時点での全国約 130 万人の組合員を有する。組合員組織は、全国の市町村の商店街や町内会、同業組合、企業等の納税者で構成された「単位組合」を基礎単位としており、全国に約 2 万 7,000 の組合がある（平成 27 年 3 月時点）。

納税貯蓄組合は、「租税の期限内納付の確立」と「納税道義の高揚」を目的とした事業を行っている。

図表 26：納税貯蓄組合の事業内容

1. 租税の期限内納付の確立	(1) 納税資金の計画的備蓄の推進と納期内完納の定着化
	(2) 振替納税制度の普及拡大とe-Tax及びeL-Taxの普及
	(3) 消費税の滞納未然防止活動
2. 納税道義の高揚	(1) 租税教育の推進
	(2) 税の広報活動と正しい税の理解者・協力者の拡大
	(3) 中学生の「税についての作文」募集

出所：納税貯蓄組合ホームページを基に日本総研作成

租税の期限内納付の確立については、全国各地で「振替納税推進の街」の宣言を実施し、振替納税制度の普及拡大による期限内納付率の向上を目指しているほか、消費税完納の推進に向けた「消費税完納推進の街宣言運動」等を行っている。

さらに、税知識の普及と正しい税の理解者・協力者の拡大を目指し、機関誌や会報の発行、各種説明会や研修会の開催及び税に関する教育的な広報活動等を行っている。現在は国税庁と共に中学生の「税についての作文」募集事業も、こうした教育・広報活動の一環である。

③青色申告会の取り組み

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体である。全国に約 3,100 の会があり、会員数は約 81 万人である（平成 28 年 4 月）。

各青色申告会では、個人事業者への記帳指導、研修会等の開催や青色申告の普及等幅広い活動を行っており、また、所得税等の確定申告の時期には、適正申告、期限内納税等の広報活動を行っている。さらに小学生を対象に、税に関する言葉を課題とする書道作品を募集し表彰する税の書道展の開催や、租税教室への講師派遣も行っている。

④法人会の取り組み

法人会とは、昭和 22 年に申告納税制度が導入されたことを受け、納税者自らが税法を理解し自主申告できるよう税知識を普及することを目的として、企業が自発的に結成した団体である。全国の法人会は社団法人として法人格を有しており、全国各地に 441 の単位法人会、県単位の連合体として 41 都道県連が組織されている。全国で約 80 万社が加入する団体である。

主な活動としては、公平で健全な税制の実現を目指して、国・地方自治体に対して「税に関する提言」を行っている。税に関する知識の普及啓発活動にも取り組んでおり、法人会役員が小学校を訪問して租税教室を実施しているほか、小学生対象の税をテーマにした絵はがきコンクールを実施している。企業向けの取組としては、税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会等様々な研修会を開催している。

⑤間税会の取り組み

間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体である。全国に 518 団体があり、会員数は約 9 万人社である（平成 27 年 4 月）。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っている。具体的には、租税教育・税の啓発活動の一環として、毎年「税の標語」を会員・非会員を問わず広く募集し、優秀作品を表彰しているほか、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを作成し、租税教室や街頭広報の場等で広く配布する等の活動を行っている。

また、「消費税完納運動」の推進や、税知識の習得等に役立てるための各種研修会・説明会の開催等も行っている。

なお、租税・財政教育と同様に税務広報についても、行政機関と納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会等関係民間団体が連携して実施している。

(4)税務部門による租税・財政教育の実施状況

小学校、中学校、高校と児童・生徒の学齢に応じた租税・財政教育を実施している。小学生に対しては社会と国民生活を支える税の意義や役割を中心に教え、中学生、高校生に対しては、それらに加えて税の仕組みや公平な負担についての考え方、税に関する仕事等についても教えている。

図表 27：小学校・中学校・高校における租税教育の体系

発達の段階		小学校(社会)※中学年	小学校(社会)※高学年	中学校(公民的分野)	高等学校(現代社会)	高等学校(政治・経済)
領域	キーワード	学習内容				
社会と国民生活を支える <u>税の意識・役割</u> <u>(税の必要性)</u>	・みんなの願い ・生活の安定と向上	健康で良好、安全な生活を守る諸活動、公共施設	わたしたちの暮らしと政治(国・地方公共団体)の働き	市場の働きにゆだねることが難しい諸問題への国・地方公共団体の役割	政府の役割	国民経済における政府の役割
	・公共サービスの財源 ・社会の会費 ・税の使いみち	諸活動のために関係機関や地域の人々が協力していること	政治の働きの費用は税によつてまかなわれていること	公共サービスの財源をまかう税の役割	財源調達など税の機能、税の意識と必要性	財源調達など税の機能、生活を支える税の意識・役割
	・国民主権 ・納税の義務	地域社会の一員としての自覚をもつこと	身近な生活と税のかかわり	社会の一員(税の負担者)としての自覚をもつこと	納税者として税の使途に关心をもつこと	納税者として税の使途に关心をもつこと
	・税の大切なきまりや考え方	きまりを守ることの大切さ	憲法に納税の義務があること	憲法に定められた権利と納税の義務、納税の義務を果たすことの大切さ	納税の義務を果たすことの意義	納税の義務を果たすことの意義
よりよい社会と税	・税の公平な分担		税はみんなで分担して納めていること	税の仕組み、税の種類・分類	公共サービスの受益と負担、公平な税の考え方 (個人と社会の関係、世代間の公平など)	公平な税の考え方、税の基本的な仕組み
	・持続可能な社会			財源の課題 (財源の確保と配分、社会保障費)		税・財政の課題 (財源の調達と配分)
社会人と税	・申告納税制度 ・税に関する仕事			自ら正しい申告・納税をすること	申告納税制度、税に関する仕事	申告納税制度、税に関する仕事

出所：租税教育推進関係省庁等協議会「租税教育の事例集」を基に日本総研作成

また、東京都内の学校における出前授業による租税教室等は、平成 27 年度 1,242 回行われている。そのうち小学校が 881 校（開催割合：64.9%）と最も高く、続いて中学校 267 校（同：32.8%）、高校（同：6.4%）となっている。高校の開催割合については他の地域と比較して低い状況にあることから、今後重点的に取り組む予定である。

図表 28：東京都内の出前授業による租税教室等の開催状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	開催校数	開催校割合	開催校数	開催校割合	開催校数	開催校割合
小学校	817	59.9%	844	62.3%	881	64.9%
中学校	235	28.5%	260	31.5%	267	32.8%
高等学校	24	5.3%	34	7.7%	28	6.4%
大学等	56		66		66	
都内合計	1,132		1,210		1,242	

出所：東京都租税教育推進協議会「第 24 回定期総会議案書」を基に日本総研作成

講師は、主に東京都租推協の構成員が担っており、特に東京税理士会からの出講が多くなっている。

なお、税理士会による租税教室の実施回数は過去十数年で大きく伸びており、平成 27 年度には全国の小学校、中学校、高校、専門学校、大学等にて合計で約 1 万回開催されている。

1-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

(1) 中央租推協によるシンポジウムの開催

中央租推協では、「租税教育に関するシンポジウム」を年に 1 回開催している。全国各地で開催しており、平成 28 年度は東京で開催した⁸。このシンポジウムでは、教員、教育委員会職員のほか、地方自治体職員、税理士、関係民間団体等租税教育に携わる人を対象として、全国的な租税教育の推進状況の報告や、都道府県、市町村単位での租税教育の実践的取組等が紹介された。

(2) 東京都租推協主催の研修

東京都租推協では、税務署の税務広報広聴官が講師となり、公立中学校・高等学校の教員を対象として、租税教育をテーマとした研修会を実施している。この研修で扱う内容は、例えば入試問題で租税に関する内容が取り上げられた事例の紹介や、租税に関するトピックスの紹介等、教員が学校で租税について教える上で役立つ情報提供を行っている。税理士や関係民間団体等による租税教室を推進する一方で、出前授業の回数には限りがあるため、教員

⁸ 平成 28 年度は、東京国税局の「財政経済セミナー」との合同開催であった。

が自ら租税教育を行えるよう支援したいと考えている。

また、講師派遣による租税教室の開催にあたり、派遣講師の養成及びスキルアップを目的とした講師養成研修も実施しており、税務関係職員や法人会、青色申告会の会員等が参加した。

図表 29：租税教室講師養成研修会等の開催状況（平成 27 年度）

地区等	実施月	研修受講者
主税局租税教室講師養成打合せ会	6月	都税事務所職員
青梅法人会講師養成研修	6月	青梅法人会会員
東村山租税教育推進協議会講師養成研修 (東村山市・小平市・清瀬市・東久留米市・西東京市合同)	10月	5市租税教育推進協議会会員
武蔵野青色申告会講師養成研修	11月	武蔵野青色申告会会員
立川法人会講師養成研修	11・12月	立川法人会会員
芝租税教室講師養成研修	4・10月	芝法人会・青色申告会会員
国立市講師養成研修	12月	国立市職員
中野法人会租税教室講師養成研修	12月	中野法人会会員

出所：東京都租税教育推進協議会「第 24 回定期総会議案書」を基に日本総研作成

1-2-4. 租税・財政教育の現場の様子

租税・財政教育の現場の様子として、小学校での租税教室（写真左）と高校での租税教室（写真右）実施時の写真を紹介する。

図表 30：小学校（左）及び高校（右）での租税教室の様子



出所：東京都主税局資料

1-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例

東京都租税協議会及び国税庁が提供している副教材を紹介する。

图表 31：小学生・中学生向け副教材（東京都租税協議会作成）



出所：東京都租税教育推進協議会

图表 32：高校生用教材（国税庁提供）

左側教材の表記例（「私たちの生活と財政の役割」）：

右側教材の表記例（「1.暮らしの中の税①」）：

1.暮らしの中の税①

私たちの暮らしには、さまざまな税がかけられています。どんな税があるでしょう？

消費税
法人税
個人消費課税
利子税
個人の活動による課税
地代課税

お母さんたちがお財布を開けたら、何が書いてありますか？

支店：ビール・ワイン・スパークリング・アルコール飲料や、おはこに日用品があります。

お母さんは商品を買ったときに、どの税がかかるかを。

みんなで考えてみよう！

他にどんな税があるのでしょうか？

出所：国税庁

1-2-6.租税・財政教育を進める上での工夫点

日本では社会科の授業を中心として、学齢に応じて租税・財政教育が行われている。社会を支える仕組みとしての税制度や税の種類について説明しているほか、中学・高校段階では財政問題についても扱っている。

日本の租税・財政教育の特徴としては、教育部門のみならず、国税庁・東京都主税局といった税務部門や民間団体等の官民が租税協の枠組みの中で連携していることである。税務署や自治体の税務職員、税理士といった税の専門家が学校を訪問して租税教育を実施することで、社会を支える税の仕組みや税に関する仕事についての理解を深めることができると考えられる。

授業では、知識を活用するアクティブラーニングの手法を積極的に取り入れることで、児童・生徒が税の機能や意義、納税の義務を果たすことの意義を能動的に学ぶ環境を整えている。

一方で、高校生が税制を理解するのみならず、税を自らに関わりのあることとして主体的に捉えられるようにするには、更なる工夫が必要だという声が聞かれた。選挙権年齢が引き下げられたこともふまえ、租税教育の充実に向けて、高校生向けの教材開発や、主権者教育の充実が進められている。

1-3.税務広報

1-3-1.税務広報の概要

日本国内で税務広報を行っている、国税庁及び東京都主税局について以下に記すこととする。

(1)租税に関する情報提供

①国税庁による情報提供

(ア)ホームページでの情報提供

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を国税庁ホームページで提供している。各種租税の概要や、問い合わせの多い事項についてまとめた「タックスアンサー」、確定申告書等作成コーナー、インターネット等を利用して国税に関する申告、納税及び申請・届出等の各手続が行える国税電子申告・納税システム（e-Tax）、国税局・税務署の案内等、税に関して網羅的な情報提供を行っている。税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用方法については動画形式でも情報提供を行っている。平成27年度には、1億7,757万件のアクセスがあった。

図表 33：国税庁ホームページでの情報提供



①タックスアンサー (よくある税の質問)	・問い合わせの多い質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入り口
②国税局・税務署を調べる	・各国税局コーナーへの入り口
③確定申告書等作成コーナー	・画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム ・作成した申告書は印刷して郵送等で提出可能 e-Taxでも提出可能
④国税電子申告・納税システム(e-Tax)	・e-Taxを利用する際の「事前準備」、「初期登録」、「手続きの流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供
⑤路線価図	・全国7年分の路線価情報を提供
⑥公売情報	・全国の国税局や税務署で実施している公売(差し押された財産を入札などにより売却すること)物件の情報や公売手続などの情報を提供
⑦動画で見る 税の情報・税の仕事	・税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明 ・調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介
⑧税の学習コーナー	・ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー ・学校教師向けの租税教育用教材を提供
⑨文字拡大・読み上げ	・高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能
⑩ご紹介します 税の役割と税務署の仕事	「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラストで分かりやすく解説
⑪メールマガジン	「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

出所：国税庁「国税庁レポート 2016」

(イ)その他広告媒体での情報提供

国税庁では毎年「国税庁レポート」を発行し、納税者サービスの充実、適正・公平な課税・徴収の実現、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）等の様々な税務行政の取組について説明をしている。また、国民の暮らしにおける身近な税に関する情報をまとめたパンフレットとして毎年度「暮らしの税情報」を発行し、各税務署窓口等での配布やダウンロードができるようホームページに掲載を行っている。

図表 34 :「平成 28 年度版 暮らしの税情報」

【掲載内容】

- ・ 税の基礎知識
- ・ 給与所得者と税
- ・ 高齢者や障害者と税
- ・ 暮らしの中の税
- ・ 不動産と税、贈与・相続と税
- ・ 申告と納税
- ・ その他

出所：国税庁

その他にも、チラシ、ポスター等の広報媒体の作成を行い、それぞれに多様な機会を捉えて、広報活動を行っている。国税庁はテレビ CM 等全国一律で行う広報活動を担当し、国税局は管轄する都道府県にまたがる広報活動を行い、税務署は、管轄する区市町村を主たる対象とした広報活動を行うという役割分担をしている。

特に、確定申告期には重点的に広報活動を行っている。平成28年分の確定申告期においても、国税庁ホームページ内のコンテンツとして「確定申告特集ページ」を設け、「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxの利用拡大及び提出する書類にはマイナンバーの記載が必要となる広報を実施したほか、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納付期限の周知等の提供も併せて行っている。

図表 35：確定申告書作成についてのチラシ



出所：国税庁

さらに、税に関する手続きや税制改正等について、納税者の理解を深めることを目的として、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会等、様々な説明会を開催している。全国の税務署等での開催回数は、平成 26 事務年度において 27,016 回、延べ約 118 万人が参加している。

(ウ) 「税を考える週間」における情報提供

国税庁では、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、特に毎年 11 月 11 日から 17 日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を行っている。

「税を考える週間」においては、国税庁ホームページで国税庁の取組を紹介するページを開設するほか、マスメディアを通じた広報や、大学生、社会人を対象とした講演会や説明会を開催する等、国民各層の納税意識の向上を図る様々な取組を行っている。

② 東京都主税局による情報提供

(ア) 多様な媒体を活用した広報活動

東京都主税局においては、都税を中心に広報活動を実施している。平成 28 年度の広報計画は図表 36 の通りであり、ポスター、冊子等の紙媒体、デジタルサイネージ等の動画媒体、

加えてホームページや SNS を活用したオンラインでの広報活動等、多様な媒体を活用した広報活動を幅広く行っている。

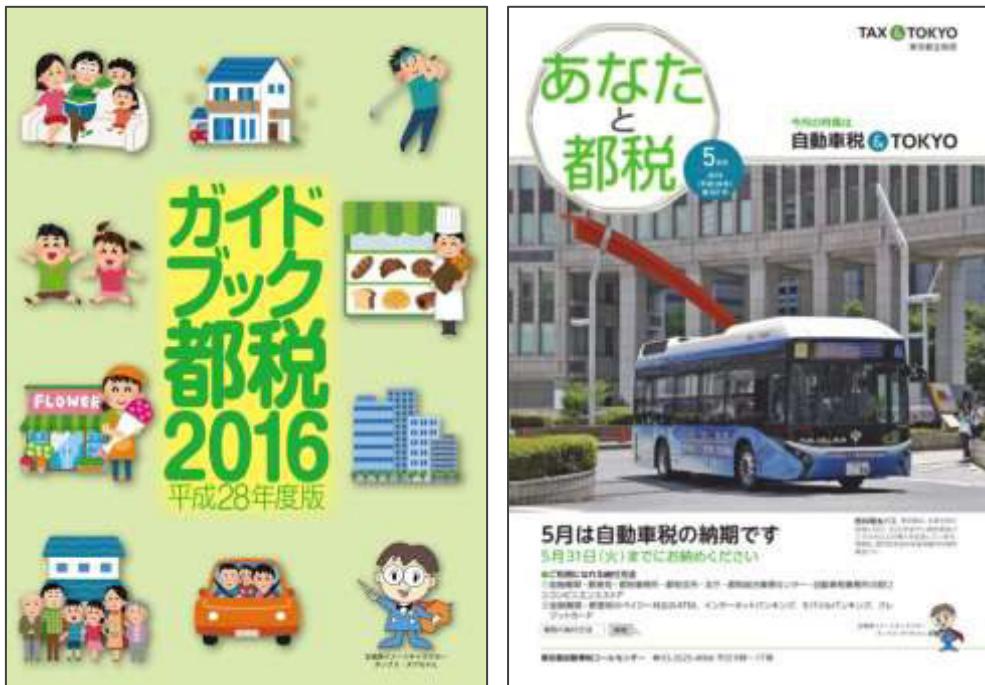
この他にも、毎年 11 月の「税を考える週間」を中心に、街頭等で納期を周知するチラシ等を配布するキャンペーンを実施している。また、納税者の手元に直接届く納税通知書を最大の広報の機会ととらえ、税に関する情報を分かりやすくまとめたリーフレットを同封している。

図表 36：東京都主税局による平成 28 年度広報計画の概要

種類	概要	発行／実施回数	数量等 (1回あたり)	配付・掲示場所等
ポスター	・納期等周知ポスター ・テーマポスター	年9回 年1回	平均 9,000 部 14,100 部	都税事務所、官公署、金融機関、 交通機関車内吊り(JR、私鉄、 都営地下鉄、都電、バス)など
ガイドブック都税 (冊子)	一般向けに都税を わかりやすく解説	年1回	87300 部	都税事務所、官公署、金融機関など
	外国人向けに都税を解説	年1回	英語 2,300 部 中国語 1,700 部 ハングル 1,500 部	都税事務所など
不動産と税金 (冊子)	不動産に関する税金を まとめて解説	年1回	100,000 部	都税事務所、官公署、金融機関など
主税局広報紙 「あなたと都税」	都税のゆくえ、 税金の解説など	年 12 回	36,900 部	都税事務所、官公署、金融機関、鉄道主業駅、納稅協力団体など
事務所広報印刷物	各都税事務所の 地域にあった内容を広報		随時	都税事務所の窓口など
東京都、区市町村、 納稅協力団体等広報紙	納期のお知らせ、 税制改正など		随時	広報東京都は新聞折り込みで配付
新聞広告	税制改正・納期周知など	年1回	半3段	日刊6紙掲載
東京都提供 テレビ・ラジオ	納期のお知らせ、 税制改正など		随時	東京都提供の放送番組
電光掲示板 (デジタルサイネージ)	納期のお知らせなど		随時	都庁舎の行事案内表示板、 新宿駅西口広場の情報案内板など
ステーションビジョン	音声付映像広告で 納期のお知らせ	年7回	各週1週間	東京メトロ丸ノ内線の6駅
ホームページ	都税ガイド全般		常時	インターネット上
SNS	都税一般、イベントなどの お知らせ		常時	主税局Twitter 主税局Facebook
テレフォンサービス	都税に関する「よくある ご質問」を自動音声 サービスで提供		常時	24 時間自動音声サービス

出所：東京都主税局資料

図表 37 :「ガイドブック都税 2016」(左) 及び主税局広報紙「あなたと都税」(右)



出所：東京都主税局資料

図表 38 :電光掲示板（デジタルサイネージ）（左）及び街頭ビジョン（右）での広報



出所：東京都主税局資料

(イ)ライフステージの各場面に応じた情報発信

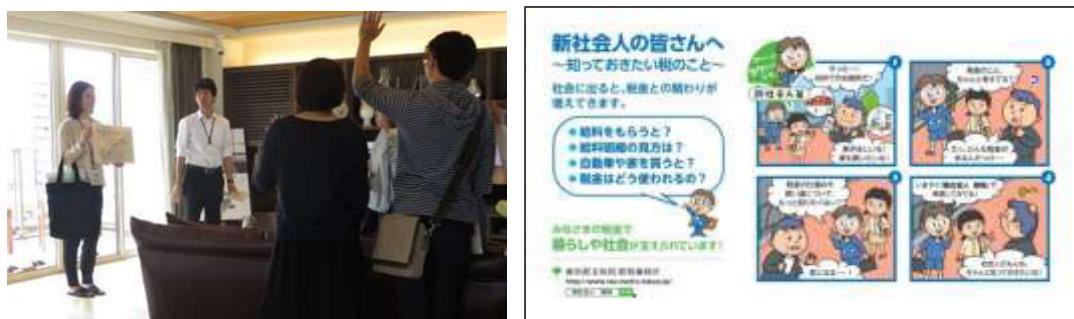
税との関わり方は年齢によって変わることから、世代別にターゲットを絞った取組を開始している。社会人を対象とした取組としては、平成 28 年度は、住宅展示場にて固定資産税

の算定の基礎となる家屋の評価額算出のポイントを解説する等、不動産に関する税のセミナーを実施した。

また、平成 28 年度は、選挙権年齢引き下げを考慮し、高校生、大学生向けに、主権者教育の一環として税を通じた社会参加を呼びかける広報媒体を作成した。都立高校に通う高校 3 年生全員にリーフレットを配布したほか、大学構内に広告を掲示した。

この他平成 29 年 3 月には、就職を控えた新社会人向けに、ホームページ上に給与明細の見方や社会に出ると発生する税金の種類、税金の使い道等への関心を促すウェブページ⁹を公開するとともに、PR 動画を作成し、インターネット広告やデジタルサイネージを活用した広報を実施した。

図表 39：住宅展示場での固定資産評価体験の様子（左）及び新社会人向け広報（右）



出所：東京都主税局資料

（2）納税に関する相談・サポート体制

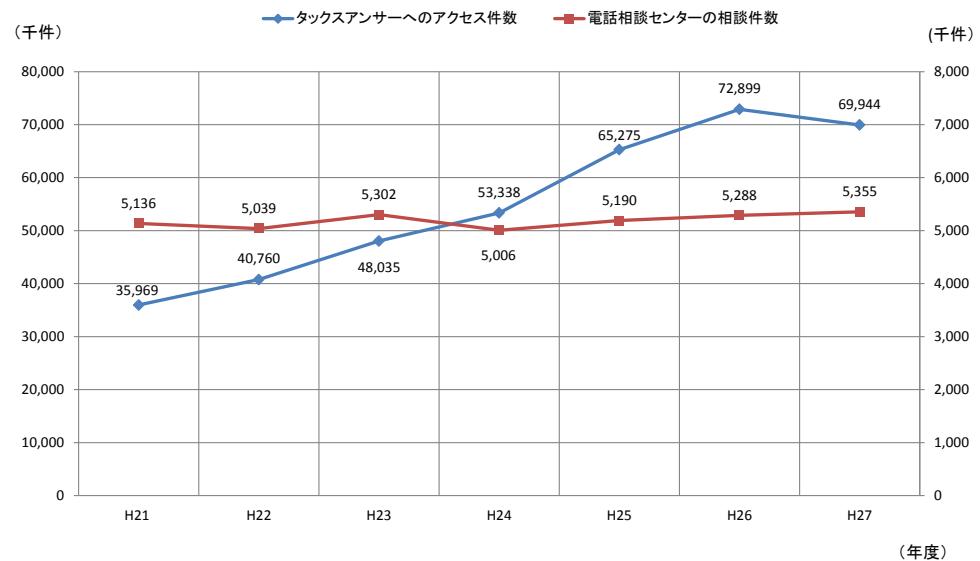
①国税庁の相談・サポート体制

国税に関する一般的な質問や相談については、国税局ごとに電話相談センターを設けて集中的に受け付けており、全国で年間 500 万件程度対応している。また、東京、名古屋、大阪の各国税局では英語での税務相談にも対応している。

また、「よくある質問」に対する一般的な回答については、国税庁ホームページ上の「タックスアンサー」に掲載しており、アクセス件数は平成 21 年度と 27 年度を比較すると約 2 倍に伸びている。具体的に書類や事実関係の確認が必要な場合等は、所轄の税務署において事前に予約することにより面接による相談も行っている。

⁹ URL:<http://www.tax.metro.tokyo.jp/newemployees/index.html>（東京都主税局ホームページ「新社会人の皆さんへ」）

図表 40：電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数の推移



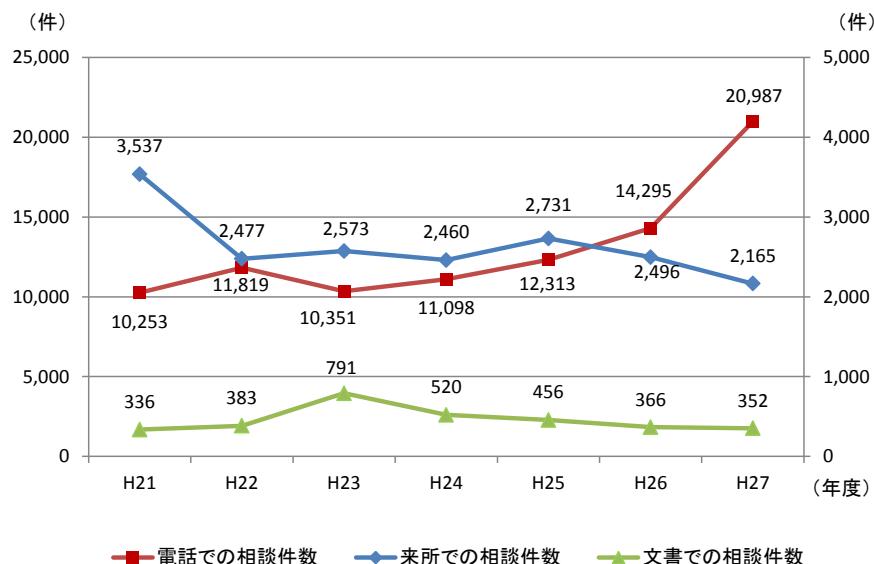
出所：国税庁「国税庁レポート 2016」を基に日本総研作成

②東京都主税局の相談・サポート体制

東京都では、都庁舎や都税事務所に都税相談コーナーを設置している。平成 27 年度の来所、電話、文書での受付件数は 23,000 件を超える。都税に関する「よくあるご質問」については自動音声サービスでの情報提供も行っている。

そのほか、問い合わせの多い自動車税等については、専用のサポートセンターを設けている。

図表 41：主税局での相談件数（来所、電話、文書）の推移



出所：東京都主税局資料を基に日本総研作成

図表 42：税務相談等の受付件数（平成 27 年度、来所・電話・文書）

	課税関係	徴収関係	国税関係	その他	合計
平成27年度	15,491件	2,083件	794件	5,136件	23,504件
構成比	65.90%	8.90%	3.40%	21.90%	100%

出所：東京都主税局資料を基に日本総研作成

(3)関係機関との連携による普及啓発活動

国、都道府県、区市町村がそれぞれに多様な機会を捉えて行う広報活動の一環として、杉並区では税務署と税務に関連する団体等が連携し、「税を考える週間」に「杉並納税街頭キャンペーン」を行っている。当日は、杉並区内の学校でのセレモニー、街頭パレート、近隣の学校の児童・生徒による吹奏楽の演奏等が行われた。

なお、国、都道府県、区市町村が連携した街頭でのキャンペーンは地域単位で実施しており、ブースを設置した相談会やノベルティグッズの配布等、主催者の創意工夫のもと様々な形で行われている。

図表 43：杉並納税街頭キャンペーン



出所：公益社団法人杉並青色申告会

図表 44：関係機関との連携による普及啓発活動のその他の例

自由が丘での街頭キャンペーン（左）及び住宅展示場におけるブース相談会（右）



出所：東京都主税局資料

1-3-2. 税務広報に対する評価方法

(1) 国税庁による評価

国税庁では毎年7月から翌年6月までの1年間を実績評価の対象期間とし、業務分野ごとに評価対象となる施策を設定し、定量的・定性的な評価を実施している。このうち、納税者サービスの充実に関する評価項目は、図表45のとおりである。例えば「2. 相談等への適切な対応」では、「電話相談センターにおける10分以内の相談割合」「電話相談センターにおける電話相談の満足度」「税務署における面接相談の満足度」等の定量的な測定指標が定められており、それぞれの施策の達成度を確認している。

図表 45：「納税者サービスの充実」に関する評価項目

実績の目標	施策名
1. 広報・広報活動等の充実	(1)国民各層への広報活動の充実
	(2)租税に関する啓発活動
	(3)関係民間団体との協調関係の推進
	(4)地方公共団体との協力関係の確保
	(5)国民の意見や要望への的確な対応等
2. 相談等への適切な対応	(1)納税者からの相談などへの適切な対応
	(2)納税者からの苦情等への迅速・適切な対応
	(3)改正消費税法への対応
	(4)改正相続税法への対応

出所：財務省「平成 28 事務年度 国税庁実績評価実施計画」を基に日本総研作成

図表 46：「相談等への適切な対応」に係る測定指標（抜粋）

合計年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	28年度目標値
電話相談センターにおける10分以内の相談割合(注1)	(99.0)	97.0	97.7	97.8	95
電話相談センターにおける電話相談の満足度(注2)	94.5	94.7	95.0	95.0	95
税務署における面接相談の満足度(注3)	87.0	87.7	87.6	91.5	90

(注1)平成24年度の数値は、電話相談センターにおける15分以内の相談割合を示す。

(注2)数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た割合。

(注3)数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た割合。

出所：財務省「平成 28 事務年度 国税庁実績評価実施計画」を基に日本総研作成

効果の測定にあたっては、図表 47 のとおり年間を通じて税務署の利用者や国税庁ホームページ利用者に対して各種アンケート調査を実施している。こうして得られたアンケート結果を参考に税務広報の改善活動を行っており、広告がより国民の目にとまるよう、トレインチャンネルやデジタルサイネージ等を活用した広報にも取り組んでいる。

図表 47：平成 28 事務年度において実施するアンケート調査の例

アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
国税の広報についてのアンケート	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者	平成28年4月～平成29年3月(各四半期の特定日、計4日間実施)	・玄関又は部門の窓口で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価(「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」) ①国税の広報全般についての印象 ②国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等) ③情報提供に関する要望
電話相談センターについてのアンケート	・電話相談センター ・特定日の電話相談を利用した納税者	平成28年4月～平成29年3月(各四半期の特定日、計8日間実施)	・相談後に音声ガイダンスによるアンケート入力方式	無記名による5段階評価(「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」) ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ・丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決
税務署(相談会場)についてのアンケート	・全国524の税務署 ・特定日の来署納税者	平成28年4月～平成29年3月(各四半期の特定日、計4日間以上実施)	・玄関又は部門の窓口で配付(確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付) ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価(「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」) ①相談の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象

出所：財務省「平成 28 事務年度 国税庁実績評価実施計画」を基に日本総研作成

また国税庁では、広聴活動の一環として「国税モニター」制度を設けており、平成 28 年度は全国で 374 名に委嘱している。この制度は、国税庁が実施するアンケートへの回答や、税務署との座談会、意見交換会等を通じて、租税教育や税務広報に関する意見要望等を聞き取り、広報広聴施策の改善に役立てていることを主な目的としている。

(2) 東京都主税局による評価

東京都では、平成 27 年度は都内在住者を対象として「都税広報モニター」を募り、広報印刷物や租税教育といった活動に対するアンケート調査や、租税教室の参観・意見交換、モニターミーティング等を開催した。なお、平成 28 年度は「都税 P R 効果検証アドバイザー」と改称し、これまでの活動に加え、主税局が行っている新しい取組みについての意見を集め、検証に反映させている。

図表 48：平成 27 年度「都税広報モニター」実施概要

実施期間	平成27年5月から平成28年3月まで
応募要件	・都内在住、在勤又は在学中で満20歳以上の方 ・都税の納税者又は同一世帯に納税者がいる方 等
人数	100名
実施内容	(1)インターネットによるアンケート調査 … 3回実施 ①広報印刷物について(ポスター、月間広報紙) ②租税教育について ③広報全般について(効果的な広報媒体、ホームページ) (2)租税教室の参観・意見交換会 … 2回実施 ①親子税金教室 ②社会人向け税金教室 (3)都税広報モニター会議

出所：平成 28 年度東京都税制調査会第 1 回小委員会「税への理解を深める取組に関する資料」を基に日本総研作成

都税広報モニターから寄せられた意見を基に、税務広報等の改善を行っている。例えば、「減税等の納税者にお得な情報を積極的に知らせてほしい」という意見をふまえて、ホームページのトップページに「軽減制度」のアイコン作成や、住宅展示場でのキャンペーンを実施したほか、「分かりやすい表現による情報発信にすべき」という意見を受けて、月刊広報紙「あなたと都税」の内容見直しを行った。

図表 49：都税広報モニター会議の様子



出所：東京都主税局資料

その他、全ての都税事務所に意見箱を設置しているほか、ホームページ上からも意見、要望を受け付けている。

図表 50：記入台付きご意見箱と記入用紙（ハガキ）

お客様の声

ご来所情報

日時： 年 月 日 時頃

場所： 事務所・部 階 班

目的：

適切	普通	不適切
5	4	3
□	□	□
□	□	□
□	□	□

○来所の目的は達成できましたか？

○親切な対応でしたか？

○説明はわかりやすかったですか？

ご意見等

ご住所	〒	
お電話		
ご姓名	性別	男・女
	年齢	才

ご協力ありがとうございました

出所：東京都主税局資料

1-3-3.税務広報を行う上での工夫

国、都道府県、区市町村のそれぞれの単位で、多様な機会を捉えた広報活動が行われている。ホームページや定期刊行物での情報提供に加えて、テレビ CM や街頭ポスター、SNS 等様々なメディアを活用している。また、毎年 11 月の「税を考える週間」を中心に、様々な広報・広聴活動を実施している。

税に関する情報公開がより一層求められる中で、国税庁、東京都主税局ともに、アンケート調査やモニター制度等を基に、その要望をふまえた改善活動を行っている。国税庁においては毎年広報活動に関する測定指標が設定され、定量的・定性的な評価を実施している。

近年、東京都主税局では納税者の視点を取り入れた情報発信に努めている。モニターアンケート結果で、「税の使い道について知りたい」という声が最も高かったことを受け、広報紙及びホームページで都税の使い道を紹介しているほか、広報紙のコラム欄では、社会で活躍している方を通じた税情報の発信を行っている。

1-4.税務職員の育成

1-4-1.資質向上に向けた取組

(1)国税庁による職員の育成

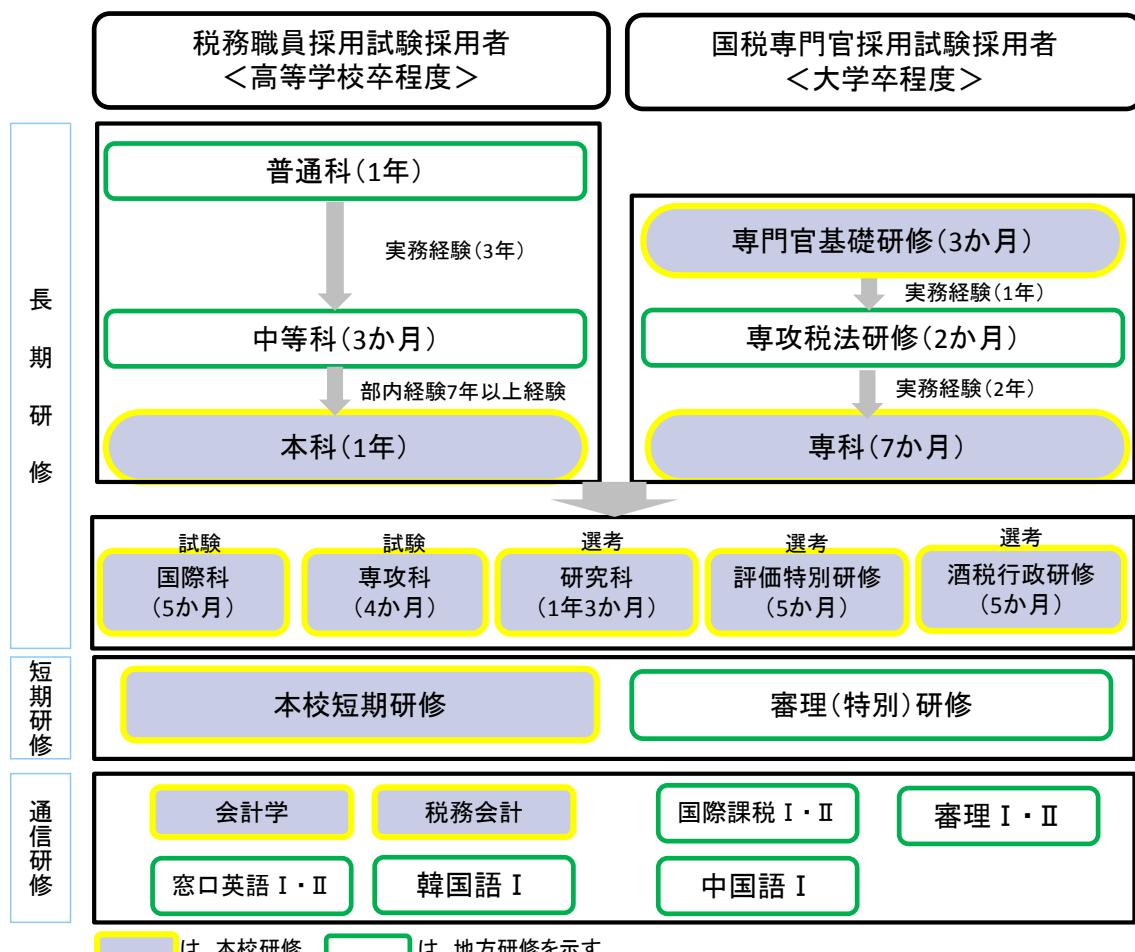
①税務の専門知識・技術面

国税庁の職員研修体系は、「税務大学校において実施する集合研修」「管理者や指導担当者が日常の事務の遂行を通じて、個別に職員指導するという形で行われるオン・ザ・ジョブトレーニング」「職場において集団的に実施する職場研修」の3つを柱として組み立てられている。その中でも、税務大学校では数か月～1年と長期にわたる研修も行われており、研修機関として中核的な役割を果たしている。税務大学校は埼玉県和光市の本校のほか、全国12か所に地方研修所を有している。

税務大学校の研修は、「税務職員としての全般的な能力と資質の向上を目的とする長期の研修」「専門的な仕事に直接必要な知識の習得を目的とする短期の研修」「職務に関し必要な特定の科目についての知識の習得を目的とする通信研修」の3つに分かれしており、採用形態や職務経験に応じた研修内容が用意されている。例えば、国税専門官として採用された職員は、税務大学校本校において約3か月間の専門官基礎研修を受講後、国内各地の税務署に配属される。それから約1年の実務経験を経た後に、地方研修所での約2か月間の専攻税法研修を受講し、さらに約2年の実務経験を経た後に、本校での約7か月間の専科を受講し、より専門性を高めていく研修体系がとられている。

なお、税務大学校では税務に関する学術的な研究等を行っているほか、国際協力の一環としてアジアを中心とした各国の税務職員に対する国際研修も実施している。

図表 51：税務大学校の研修体系



出所：国税庁ホームページを基に日本総研作成

②接遇面

税務大学校長期研修（普通科、専門官、基礎研修）にて外部講師を招いたビジネスマナーに関する研修を実施するほか、各税務署においても接遇研修を実施している。

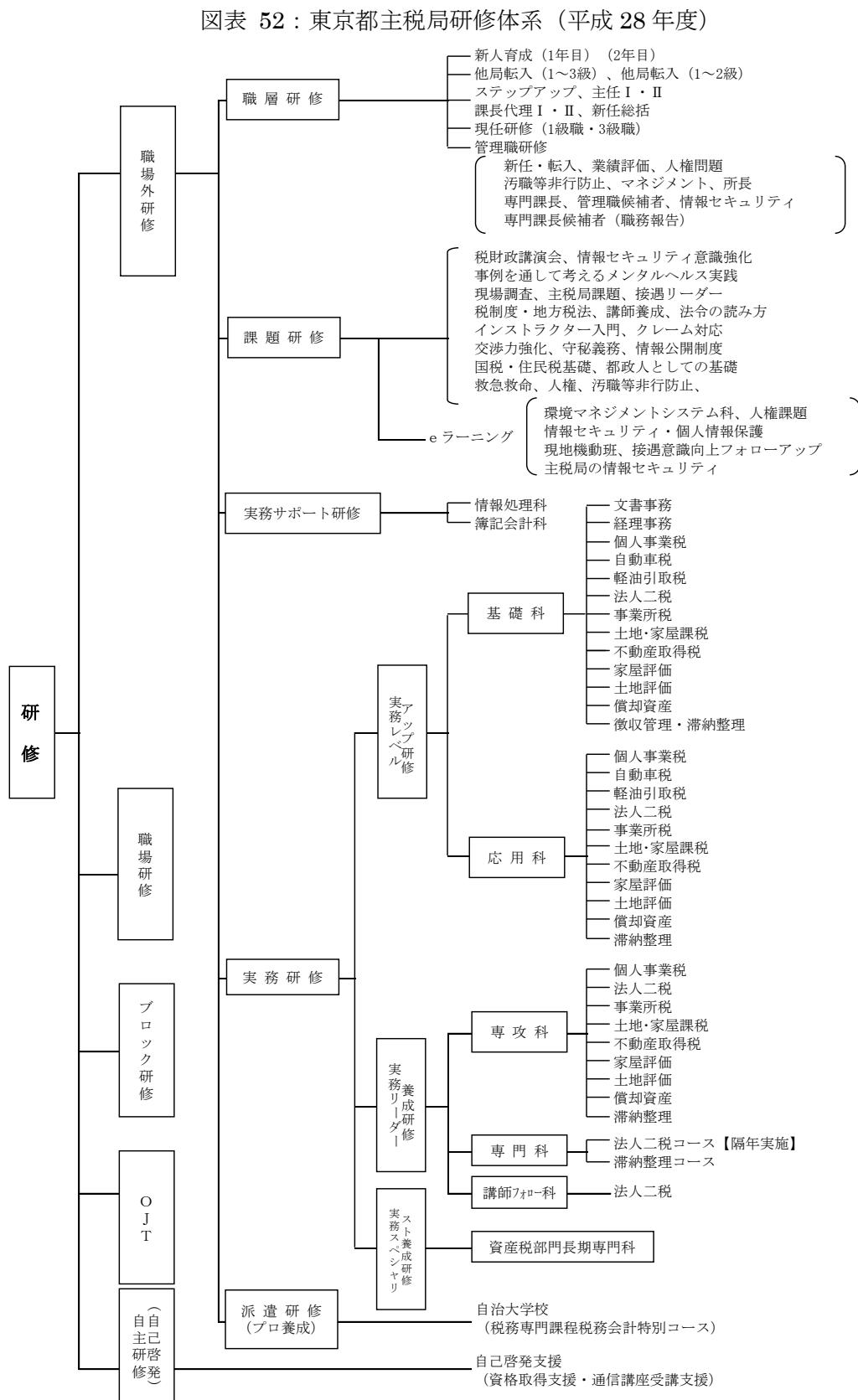
(2)東京都主税局による職員の育成

①税務の専門知識・技術面

東京都主税局では「主税局人材育成方針」に基づき、税務の専門知識及び技術を確実に継承していくとともに、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を目指して、組織一丸となって人材育成を推進している。

職員は様々な研修への参加を通して、職務の基本となる法令を軸とした専門知識や調査技法等の習得に努めるとともに、日々の職務を通して実践的な実務能力を高めている。研修の実施にあたっては、図表 52 に示したように、「職場外研修」「職場研修」「ブロック研修」

「OJT」「自主研修（自己啓発）」の大きな柱を有機的に連携させ、多様な手段で効率的かつ総合的に人材を育成している。



出所：東京都主税局資料

②接遇面

東京都主税局では、各都税事務所の職場研修やブロック研修で接遇研修を実施することを基本としている。その上で平成28年度は、外部講師による「接遇リーダー研修」「クレーム対応研修」等を前節の職場外研修の一環として実施した。また、接遇技法やマナーを再確認し接遇意識を継続的に高めていけるよう、eラーニングによる主税局全職員を対象にした「接遇意識フォローアップ研修」も実施した。

1-4-2. 税の窓口の様子

窓口は、以下写真のように職員が訪れた住民や納税者に面对面で対応する形式となっている。

図表 53：税の窓口の様子（都税事務所）



出所：東京都主税局資料

2. アメリカ

《要約》

【税に関する国民意識】

- 内国歳入庁（IRS）監視委員会が行った納税者意識調査によると、回答者の94%は「納税は市民の義務である」に同意しており、86%は納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答した。また、61%は「IRSは公正に税法を施行し、人々の税に対する理解を促進する」と考えている。
- 一方で、民間の世論調査（2013年）では、政府の税制に関して、「増税しても政府は国の問題に取組むべき」が13%、「現状の保持でよい」が31%であったのに対し、「国の問題への関与を減らして減税すべき」が53%と過半数を占めていた。

【租税・財政教育】

- ニューヨーク州における租税・財政教育は、社会科のうち、「経済」と「公民・市民権・政府」の枠組みの中で行われ、納税の義務や、税金の役割、使途等を学ぶ内容となっている。
- 税の意義や役割を教えることに加え、学校によっては数学の授業で税についての計算を行う等、実用的な内容についても教えている。
- IRSによる教材提供が行われているほか、租税・財政教育や金融教育を推進する民間企業やNPO団体による教材の提供や教員向け研修等が行われていることも米国の特色である。

【税務広報】

- IRS、ニューヨーク州税務・財務局共に、ウェブサイトによる各種情報提供や冊子の作成、SNS等を活用した広報を行っている。
- 米国では行政の税務部門による相談・サポート体制として、申告納税ボランティアを育成していることが特徴である。確定申告の時期になると、パートナー団体等と協力し、各地でボランティアによる高齢者や低所得者向けの納税サポートが行われている。
- ニューヨーク州政府では、ウェブサイトにおける情報公開を促進しており、2013年1月に州の歳入・歳出、税収や部門・政策別予算割当額等が閲覧できる「NY オープンバージェット」を開設した。

【税務職員の育成】

- IRS、ニューヨーク州税務・財務局共に、職位に応じた研修制度を提供している。
- ニューヨーク州では、2012年から州職員用の研修・教育オンラインシステムが開設された。

2-1.概要

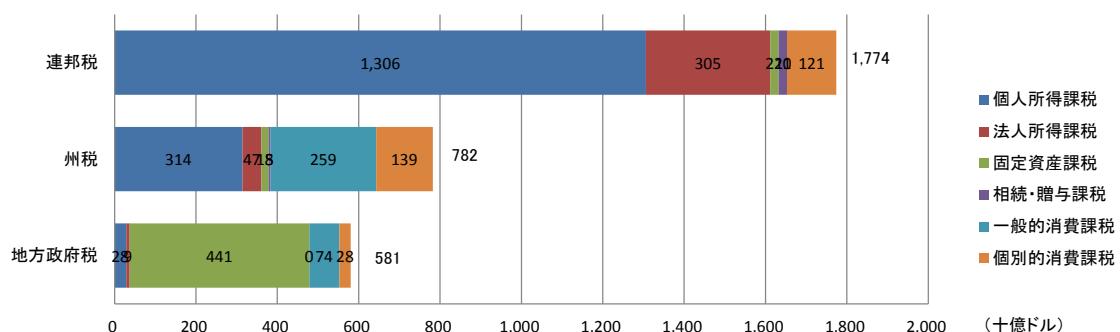
2-1-1.税制の概要

(1)税収の内訳

アメリカ連邦政府の税収は、17,739 億ドル¹⁰である。個人所得課税の割合が最も大きく全体の 70%以上を占める。次いで、法人所得課税が約 17%、個別的消費課税約 7 %等となっている。

州税は、全体で 7,821 億ドルであり、個人所得課税(約 40%)と一般的消費課税(約 33%)が主たる税収となっている。地方政府税は 5,805 億ドルであり、75%以上を固定資産課税が占めている。

図表 54：米国の税収内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

(2)連邦所得税とニューヨーク州所得税の個人納税申告について

一定所得のある者は、原則として内国歳入庁 (Internal Revenue Service 以下、IRS) 及び在住している州のそれぞれの税務署に納税申告する必要がある。企業に勤める人は、通常は雇用主が給与や報酬等から IRS と州それぞれの所得税を差引く源泉徴収制度であるが、それでも毎年 4 月 15 日までに個人納税申告を行わねばならない。

基本的に IRS とニューヨーク州の税率は所得額に比例した累進課税であり、さらにニューヨーク州ニューヨーク (New York) 市やヨンカーズ (Yonkers) 市の在住者は、ニューヨーク州所得税に加えてそれぞれの市の追徴所得税がある。IRS とニューヨーク州税務・財務局のそれぞれの所定納税申告フォームを使って、電子申告 (e-filed)、またはそれぞれの指定住所に郵送する。ただし、一定所得以下の人は納税申告をする必要はない¹¹。IRS によると¹²、2015 年度個人納税申告数は 1 億 4,840 万件、2014 年度は 1 億 4,810 万件であつ

¹⁰ なお、本章では税額等を米国の通貨単位（ドル）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 ドル=115 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

¹¹ IRS、2016 年度申告要項

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p17.pdf>

¹² IRS ホームページ、納税に関する統計

<https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-tax-stats-at-a-glance>

た。2015年4月30日までに2014年度個人納税を電子申告(e-filed)した人の比率は93.6%と高い割合であった。ニューヨーク州税務・財務局のプレスリリース(2016年1月19日)¹³によると、2015年度納税申告者の91%は電子申告(e-filed)し、申告書類提出の数は2014年に比べて15.5%減少しており、電子申告が一層浸透している。

また、税理士等を利用して申告手続きをした人の比率(2013年度)は55%であった。税理士や資格者に手続きを依頼した場合、通常はその代理人が電子申告システムを使って納税申告を行なう。

2014年度納税申告者の修正総所得額(adjusted gross income)の平均値は、3万8,171ドルであった。高額納税者上位1%の修正総所得額平均は46万5,626ドルであった。

米国では源泉徴収分から払い戻しを受ける納税者の比率が高い。2014年度申告総数は1億4,810万件であったが、そのうち約1億1,200万件は還付金を受けており、平均還付金は2,854ドルだった。米国納税申告は複雑であるが、標準控除の他に子弟扶養や教育関連費用、医療費や慈善寄附金等を対象とした税控除適用等、様々な減税優遇措置の利用が高い還付率の背景にある。

2-1-2.租税に関する国民意識

(1)IRSによる調査

IRSの複数の部署は、定期的に外部調査機関に委託して、その部署の担当する個人や法人納税者のIRS業務やサービス、情報提供への満足度等の調査をしている。例えば、個人や法人に対して、納税申告方法や申告書記入準備等の負担に関わる質問を中心とした「個人納税者の納税申告に係る負担調査」(Taxpayer Burden Survey)¹⁴は毎年実施される。こうした各種調査のリストは公表¹⁵されるが、それぞれの結果は公表されない。

納税者のIRSや税金に対する意識調査については、1998年に米議会によって設立されたIRS監視委員会(IRS Oversight Board)¹⁶が、納税者意識調査(Taxpayer Attitude Survey)を実施し公開している¹⁷。外部調査機関に委託した同調査は2002年から毎年行ってきたが、2015年に同委員会が定員不足によって業務停止となつたため、最新調査は2014年版となっている。同調査は2014年8月に無作為に選んだ18歳以上の約1,000人への電話インタビューにより実施された。インタビューは14の質問で構成され、用意された複数の回答か

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/soi-a-inpd-id1606.pdf>

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/16taxstatcard.pdf>

¹³ ニューヨーク州税務・財務局のプレスリリース(2016年1月19日)

<https://www.tax.ny.gov/press/rel/2016/taxseasonopens011916.htm>

¹⁴ IRSホームページ

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15inburdensurvey.pdf>

<https://www.irstaxpayerburdensurvey.org/>

¹⁵ IRSホームページ

<https://www.irs.gov/uac/customer-satisfaction-surveys>

¹⁶ IRS監視委員会

<https://www.treasury.gov/IRS0B/Pages/default.aspx>

¹⁷ 紳税者意識調査

<https://www.treasury.gov/IRS0B/reports/Pages/default.aspx>

ら一番近いものを選ぶ方式で行われた。その中では、回答者の 94%は「納税は市民の義務である」に同意し、71%は「完全に同意する」と答えた。また、86%の納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答している。また、61%は「IRS は公正に税法を施行し、人々の税に対する理解を促進する」と考えている。この割合は、18~24 歳の若年層で 73%と特に高かった。

(2)調査会社による納税者意識調査

定期、不定期に世論調査を行う企業や団体が次のような納税者意識調査を行っている。

①ギャロップ (Gallup) 社

ギャロップ社が過去に行った税金に関する世論調査については、同社ホームページでトピック別リストが閲覧できる¹⁸。近年実施された調査 2 例の要旨を次に挙げる。

<連邦政府への納税に関する意識調査¹⁹>

2016 年 4 月調査では、連邦政府への納税額が高すぎると考える人が 57%となつた（過去最低は 2009 年の 46%）。また、政府税制に関する調査（2011 年）では、「増税しても政府のサービスを充実させる」が 16%、「減税して政府のサービスを減らす」が 56%、「現状のサービスと税額を保持」が 26%であった。2013 年には「増税してでも政府は国の問題に取組むべき」が 13%、「国の問題への関与を減らして減税すべき」が 53%、「現状の保持でよい」が 31%であった。

<州の地方税が高いと感じる納税者意識調査（2013 年）²⁰>

ニューヨークとニュージャージー州の納税者の 77%、コネチカットの 76%は、地方税（所得税や不動産税、売上税等）が高いと感じている。実際にこの 3 州では収入の 11%以上の地方税を納税している。地方税が収入の 8%以下にとどまる州では税負担を高いと感じる回答者の比率は低い（ワイオミング（19%）、アラスカ（21%）、サウス・ダコタ（27%））。

②ピュー・リサーチ・センター (Pew Research Center)

世論調査や情報分析・リサーチを行うシンクタンク（NPO 団体）であるピュー・リサーチ・センターのホームページでもトピック別リストがあり、定期的ではないが、納税者意識調査を行っている²¹。2013 年の調査²²では、回答者の 71%が所得税を申告しないのは「道

¹⁸ ギャロップ社、税金に関する世論調査リスト

<http://www.gallup.com/topic/taxes.aspx>

¹⁹ ギャロップ社、納税者意識調査

http://www.gallup.com/poll/189176/state-tax-burden-linked-desire-leave-state.aspx?g_source=TAXES&g_medium=topic&g_campaign=tiles

²⁰ ギャロップ社、州民の納税意識調査

<http://www.gallup.com/poll/168419/new-york-tri-state-region-gripes-state-taxes.aspx>

²¹ ピュー・リサーチ・センター、ホームページ、税金関連世論調査

<http://www.pewresearch.org/topics/taxes/>

²² ピュー・リサーチ・センター、ホームページ、納税意識調査

<http://www.people-press.org/2013/04/11/a-third-of-americans-say-they-like-doing-their-income-taxes/#not-re>

義的に過ちである」と考えている。56%の回答者は納税申告が面倒で時間がかかる等否定的な反応だが、34%は申告を好んで行うという。好んで申告する人の29%は、その理由として還付金を得ることを挙げた。

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

2-2.租税・財政教育

2-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ

(1)アメリカの学校教育制度の概要

米国の教育制度については州が権限を持ち、州内に設けられた学区ごとに運営が行われている。義務教育についても州ごとに法規と方針が異なるが、おおむね年数は9～13年間であり、10年間とする州が最も多い²³。小学校教育は一般的に第5または第6学年で修了し中等教育段階に進むが、近年はミドルスクールが増加し、小学校1～5年、ミドルスクール6～8年、ハイスクール9～12年の5～3～4年制が一般的である。

第1学年から中等教育修了の第12学年までに幼稚園（K学年：1年間）を加えた「K-12」（幼稚園から12年生までの初等・中等教育）が一般的に義務教育の範囲とされる。ニューヨーク州のように16歳で義務教育の終了とする州が多いが、17歳または18歳で義務教育完了とする州²⁴もある。

また、米国連邦政府による教科書検定制度ではなく、民間の出版社が発行したものを州あるいは学区が教科書として認定し、その中から学校が実際に使用する教科書を選ぶ²⁵。さらに、各教科に関する活動を行う団体が、州政府や学区、学校との協力関係のもとに教材や情報を提供する。

米国教育省（Department of Education）²⁶は、全国レベルでの教育基準（Standards）やカリキュラムを設定しておらず、各州政府がK-12の教育基準を策定している。連邦法規に従って、連邦政府の補助金を受けるために、各州政府は州の教育基準を策定して向上させなければならない。学区は基本的に州の教育基準に沿ったカリキュラムを策定するが、州によっては学区に教育基準全てを満たすことを必須としている場合もある。

州政府連合教育団体である全米教育委員会（Education Commission of the States）の調査（2016年）²⁷によれば、50州とワシントン特別区の全てにおいてそれぞれの教育基準には社会科が含まれ、48州の教育基準に市民教育が含まれる。ただ、州の社会科教育カリキュラム指針に「市民と政府」（Civics and government）を含めているのは、ニューヨークやカリフォルニア、ニュージャージー、ジョージア、バージニア等20州に限られる。

²³ 学校教育体系図（文部科学省「諸外国の教育統計」平成27（2015）年版）
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1366171.htm

早わかり「米国の教育」米国大使館レファレンス資料室／アメリカンセンター・レファレンス資料室
<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-brief-education.pdf>

²⁴ 全米州教育委員会（Education Commission of the States）、2015年調査報告
<http://www.ecs.org/clearinghouse/01/18/68/11868.pdf>

²⁵ 現時点（2017年1月）で、19州（アラバマ、カリフォルニア、フロリダ等）では州政府が州の教育基準と教材仕様に基づいて制作された教科書や教材等を選定する。通常、学区がその中から使用する教科書を認定する。一方、ニューヨーク州等その他の州では、州政府は選定に関与せず、主に学区が教科書を選定する。

米国出版社協会、教科書採用プロセスについて
<http://publishers.org/our-markets/prek-12-learning/instructional-materials-adoption>

²⁶ 米国教育省、教育基準について
<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/standards.doc>

²⁷ 全米教育委員会
http://www.ecs.org/?s=&fwp_issues=civic-education
http://www.ecs.org/ec-content/uploads/Companion_Report_-_50-State_Comparison_-_Civic_Education.pdf

また、教育政策に関する調査研究、提言を行う団体の経済教育協議会（Council for Economic Education）が行なった「経済と個人ファイナンス教育」（Economic and Personal Finance）に関する調査（2016年）²⁸によると、全州の教育基準に科目として「経済」は含まれるもの、学区に対してその基準採用を義務付ける州は45州であり、高校で生徒に「経済」のクラスを義務付ける州は20州であった。また、45州は「個人ファイナンス」を教育基準に含むが、高校で授業を義務付けるのは17州にとどまった。なお、ニューヨーク州の高校では、「経済」と「個人ファイナンス」の授業がいずれも必修となっている。

(2) ニューヨーク州のカリキュラムにおける租税・財政教育の位置づけ

ニューヨーク州を含む各州は、教育課程の基準として大綱にあたる学習基準（Learning Standards）を作成する。州内の各学区は、州の基準や要件の範囲内で教育課程に関する詳細を決定する。

ニューヨーク州の場合、同州教育局（New York State Education Department）が必修科目それについて学習基準²⁹を設定している。学習基準は1996年に策定され、随時改定（2014年と2016年）を行っている。ニューヨーク州法規によって、同州公立学校（K-12）は州の学習基準を達成するよう授業を行う必要がある。

図表 55：ニューヨーク州にて学習基準が定められている必修科目

- * 英語総合理解力（English Language Arts）
- * 芸術（Arts: 舞踊、音楽、演劇、ビジュアル・メディアアート等含む）
- * キャリア育成と職業教育（Career Development & Occupational Studies）
- * 健康、体操、家庭・消費者科学（Health, Physical Education, Family & Consumer Sciences）
- * 数学、科学、技術（Mathematics, Science, Technology: 物理、生物等含む）
- * 社会（Social Studies: 歴史、地理、経済、市民教育を含む）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

州設定の学習基準はあるものの、授業時間の長さや1週間あたりの授業数については学区や学校によって異なる。

ミドルスクール（中学：6～8年生）では、生徒が独自のスケジュールで教科ごとに教室を移動して授業を受ける。ホームルーム担当教員はいるが、教科はそれぞれの専門教員が担

²⁸ 経済教育協議会の調査（2016年）

<http://councilforeconed.org/policy-and-advocacy/survey-of-the-states/>
<http://councilforeconed.org/wp/wp-content/uploads/2016/02/sos-16-final.pdf>

²⁹ ニューヨーク州教育局、教育基準

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/cores.html#ALTERNATE>
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/standards.html>
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/cores.html>

当する。授業時間は約40～50分だが、学区や学校で多少の違いがある。

図表 56：6～8年生の必須科目と授業期間

学年通期：毎日の授業	学年通期：隔日の授業	4半期：週に2回か3回
数学	体育	技術
英語・ライティング	音楽	家庭・消費者科学（6、7年生対象）
理科（科学）		保健（6、7年生対象）
社会科		芸術（7、8年生対象）
外国語（8年生対象）		キャリア・コンピューター（8年生対象）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

高校（9～12年生）においては、高校卒業に必要な単位を取得することを念頭において、各自生徒が学力レベルに合わせて授業スケジュールを組む。必須科目は英語、社会、理科・科学、数学、外国語、芸術（アート・音楽）、体育、保健である。それに加えて、芸術や技術・コンピューター、ビジネス分野での選択科目も充実させている高校もある。各高校でニューヨーク州学習基準に沿った授業内容のコースを設定し、毎年、コース・カタログを用意して生徒に配布する。これは大学のシラバス（syllabus）に似たものである。2016年の高校進学者が卒業までに取得する必要がある科目別の単位数は、次の通りである。社会科は英語と同じ4単位を必要とし、「市民と政府」と「経済」はそれぞれ0.5単位が必要となる。1単位を取得するには、年間108時間、毎週180分の授業時間を1年間続けて受ける必要がある。0.5単位はその半分にあたり、通常は学期半期（前期または後期）の授業である。

図表 57：ニューヨーク州の高校卒業に必要な科目別単位数

科目	単位数
英語	4
社会（基準単位配分） 米国の歴史（1）世界史と地理（2） 経済（0.5）市民と政府（0.5）	4
理科・科学（基準単位配分） 生物（1）物理（1）生物か物理を選択（1）	3
数学	3
英語以外の外国語	1
芸術（アート・音楽）	1
体育	2
保健	0.5
その他選択科目	3.5
合計	22

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

上記のニューヨーク州教育局が設定した学習基準の必須科目である社会科³⁰は、次の5つの科目分野から構成される³¹。

図表 58：ニューヨーク州が学習基準を定める社会科科目

- *基準1：米国とニューヨークの歴史（History of the U.S. and New York）
- *基準2：世界史（World History）
- *基準3：地理（Geography）
- *基準4：経済（Economics）
- *基準5：公民、市民権、政府（Civics, Citizenship, and Government）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

ニューヨーク州では、市民教育と租税・財政教育は社会科の学習基準の中に組み込まれて

³⁰ ニューヨーク州教育局、社会教育基準

<http://www.p12.nyses.gov/ciai/socst/ssrg.html>

³¹ ニューヨーク州の社会科学習基準は、全米社会科協議会（National Council for the Social Studies、NCSS）が1994年に策定したガイド、「社会科・全米カリキュラム基準」（National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment）（2010年改訂版あり）に基づいて策定され、随時更新されている。

全米社会科協議会、「社会科・全米カリキュラム基準」

<http://www.socialstudies.org/standards>

いる。ニューヨーク州の K-12 社会科学習基準では、市民教育は「基準 5：公民、市民権、政府」に含まれる。租税・財政教育については、主に「基準 4：経済（Economics）」に沿って、米国と諸外国の経済の仕組みと機能を学ぶ中で、政府財源や税制、経済刺激策と税金の関係等のテーマが含まれる。基準 4 と 5 では、生徒がそれぞれ次の点を理解して、知的スキルを活用して表現できるレベルにすることを目的としている。

図表 59：「基準 4：経済」「基準 5：公民、市民権、政府」の教育目標

基準 4：経済（Economics）	米国とその他の社会がどのように経済システムや関連機関を構築して限られた資源配分をしているか、米国や他国の経済における主要な意思決定機関がどのように機能しているか、そうした経済の中でどのように市場・非市場メカニズムを通して資源不足の問題を解決するのか
基準 5：公民、市民権、政府	政府確立の必要性、米国や諸外国の政府体制、米国憲法、米国民主主義の基本的価値観、（社会参画することを含めて）市民としての役割、権利と責任

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

2-2-2.租税・財政教育の概要

米国連邦政府は租税・財政教育を実施しておらず、ニューヨーク州の場合には、同州の租税・財政教育は、12-K（幼稚園から 12 年生までの初等・中等教育）学習基準に準拠した形で、必須科目の社会科の中に含まれている。市民としての権利と責任、政府の成り立ちや政策と財源、米国と世界の経済システムと経済機能等を学習することが目的である。

(1) 教育部門による租税・財政教育

① 「基準 4：経済」の概要

K-12 社会科の学習基準のひとつ、「基準 4：経済」は経済と財政や金融に関わる内容³²を含んでおり、税金の目的や概念、政府と税金政策・税法の関わり等を教えている。

³² ニューヨーク州教育局、「K-12 社会科指導要綱」
<http://www.p12.nysesd.gov/ciai/socst/frameworkhome.html>

図表 60：「基準4：経済」の指導フレームワーク

学年	社会科学習の主要テーマ	基準4：経済（特に税金）に関する主な内容
K (幼稚園)	自分とその他の人、自己認識・文化	物やサービスの概念、お金とその役割
1年	自分の家族と他の家族、自分の文化背景や地域の特徴	物やサービスに関わる生産者と消費者の関係、収入の概念
2年	自分のいる地域と米国の他の地域、地理と経済要因	地域の物やサービスに関わる資源、銀行や貯蓄等の概念、税金の目的と納税、行政サービス
3年	世界の地域、歴史、宗教、文化、特徴、経済要因	世界の資源と経済成長、異なる物やサービス、経済の仕組み
4年	地域の歴史と地域と国の政府（自分の地域と州、国との関係）	物やサービスに必要な自然・人的・経済的資源、交易とお金の役割、政府の収入源、税金収入
5年	西半球（北米・南米地域）の歴史、文化、宗教、地理、政府や経済	経済システムや発展・成長の仕組み
6年	東半球（欧州、中近東、アフリカ、アジア）の歴史、宗教、文化、地理、政府や経済	経済システムや発展・成長の仕組み
7年	米国とニューヨークの歴史（1）	経済・金融政策、税法等
8年	米国とニューヨークの歴史（2）	
9年	世界史と地理（1）	世界文明の出来事を経済面から分析
10年	世界史と地理（2）	
11年	米国の歴史と政府	経済・金融政策、税政策と税法の推移等
12年	社会参加（市民権・政府）と経済・事業・金融	生徒に合わせて賢い消費者として役に立つ技術をつけさせる

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

ニューヨーク州教育局は、12年生向けコア・カリキュラム（Core Curriculum）として「経済・事業・金融」（Economics, the Enterprise and Finance）³³を2002年に策定した。このカリキュラムは経済教育協議会による「経済を教えるための（任意）全米基準」（National Voluntary Standards for Teaching Economics）とジャンプスタート連合（JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy）による教員用指導ガイドラインに対応した内容になっている³⁴。「経済・事業・金融」の中で、税制と税の種類と目的、收

³³ ニューヨーク州教育局、12年生用「経済、事業と金融」

<http://www.p12.nysesd.gov/ciai/socst/pub/economics.pdf>

³⁴ なお、これらの団体については、本節(3)民間団体による租税・財政教育の項目に記載。

入税や社会保険税、不動産税等を学ぶという構成になっている。

なお、ニューヨーク州の学校において、「K-12 社会科指導フレームワーク」はどの学校も採用しなければならないが、「経済・事業・金融」のカリキュラムの利用は学区や学校毎の判断している。ニューヨーク州教育局では、このカリキュラムの利用割合については把握していない。

② 「基準5：公民、市民権、政府」の概要

米国の立憲民主主義における市民の役割や権利義務の理解を学習目的とし、政府設立の要件、米国や他国の政府システム、米国憲法、米国の立憲民主主義における基本的市民権の意味、社会参加を含めた市民の役割・権利・責任を理解することを目指す。

ニューヨーク州教育局の「K-12 社会科指導要綱」とコア・カリキュラム³⁵は、学年毎に学習する内容を次のように説明している。「市民教育の基礎は幼稚園から始まる。市民教育では、市民としての責任と組織の関係、ルールや法律の仕組み、政府や政治体制の役割、民主主義と価値観等を学習する。市民教育は家族単位から地域、州、米国、世界と学年に合わせて広がる。」

³⁵ ニューヨーク州教育局、「K-12 社会科指導要綱」
<http://www.p12.nysesd.gov/ciai/socst/frameworkhome.html>

図表 61：「基準5：公民、市民権、政府」の指導フレームワーク

学年	社会科学習の主要テーマ	基準5：市民教育に関わる内容
K (幼稚園)	自分とその他の人、自己認識・文化	国旗や祭日、責任と法律、ルール作りの仕組み
1年	自分の家族と他の家族、自分の文化背景や地域の特徴	国旗と忠誠、生徒や教員の責任や権利、民主主義と政府、法律
2年	自分のいる地域と米国の他の地域、地理と経済要因	国旗の意味、市民の問題解決への参画やルール作り
3年	世界の地域、歴史、宗教、文化、特徴、経済要因	世界の祭日や記念行事、世界の異なる課題や政府、ルール作り
4年	地域の歴史と地域と国の政府（自分の地域と州、国との関係）	米国民主主義と政府の成立と価値観、独立宣言や憲法、政府の目的、市民の義務
5年	西半球（北米・南米地域）の歴史、文化、宗教、地理、政府や経済	北米・南米諸国の政府、憲法、法規、市民権等の違い
6年	東半球（欧州、中近東、アフリカ、アジア）の歴史、宗教、文化、地理、政府や経済	東半球の諸国の政府、憲法、法規、市民権や人権問題等
7年	米国とニューヨークの歴史（1）	米国建国の歴史の中で具体的な出来事を通じて、政府と憲法の成立と変化、政策や法規、市民権等
8年	米国とニューヨークの歴史（2）	
9年	世界史と地理（1）	世界文明の歴史の出来事を通じて、異なる統治や政府の発展、政治体制の変化、市民権の台頭等
10年	世界史と地理（2）	
11年	米国の歴史と政府	市民権と価値観の歴史的背景と出来事、独立宣言と憲法、時代と政府の役割、市民権、投票権、人権等
12年	社会参加（市民権・政府）と経済・事業・金融	授業と生徒の経験・活動をリンク：地域の問題を討論、ボランティア等の課外活動参加等

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

前述のように、ニューヨーク州教育省の策定した学習基準の中で租税・財政教育が含まれ、同州の学区と学校はそれに従ってカリキュラムを作成し、授業を行う。租税・財政教育は、社会科の授業にて、市民教育、政治や経済等のテーマの中で扱われている。通常は、所得税率や法人税等の詳細や納税申告書の書き方といった具体的なことは授業で扱わない。

区や学校、教員によって多様な教え方があり得るが、一例として、ニューヨーク州ニューヨーク市の公立ハイスクール（9～12年生）の社会科教員によると、税金のトピックは、

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

11年生の米国史の授業でレーガン大統領の税制方針として10分くらい、12年生の経済の授業で1クラス（約60分）程度扱うとのことであった。同教員は後述するC3ティーチャーズの一部も授業に利用しているが、教科書以外に税金だけに関する教材は使ってない。

ニューヨーク州教育局によると、学区や学校によって社会科授業の他にも、算数・数学の授業で比率計算等を学ぶ際に実際に消費税や所得税の計算をすることもあるという。ミドルスクール（6～8年生）の家庭・消費者科学³⁶の授業でも、消費と家計についてのテーマで出費と予算を考える中で、服の購入やレストランでの食事といった事例の中で消費税の計算について学ぶことがある。ただし、学区や学校、教員によって授業時間数や使用する教材は異なる。

ニューヨーク州K-12公立学校の社会科で使われるカリキュラムと教材（租税・財政教育を含む）の例をとして、「C3ティーチャーズ」を活用した租税・財政教育の実践について紹介する。C3ティーチャーズは、K-12社会科カリキュラム作成とクラス教材を組み合わせた教員向けツールである。2014年にニューヨーク州教育局の助成金によって、同州の社会科教員を中心に内容が作成されたが、もともと全米社会科協議会（National Council for the Social Studies : NCSS）³⁷の「州の社会科基準のためのC3フレームワーク」（College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards）をベースにして3人の大学教授がツールのコンセプトを開発したものである。

全米社会科協議会は、初等教育から高等教育までの社会科教育関係者が参画する団体で、1994年に社会科カリキュラム基準（National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment）³⁸を発表し、2010年改訂版を提供している。C3フレームワークは、このカリキュラム基準を補完し、新しいアプローチで内容をさらに充実させている。

C3ティーチャーズのツールは、ニューヨーク州の社会科学習基準にも対応し、現在は、アーカンサス、ジョージア、ケンタッキー等7州でも各州の学習基準と社会状況に沿った内容に改定している。C3ティーチャーズにヒアリングしたところ、学区レベルで採用している場合や教員が独自に利用している場合があり、ニューヨーク州では既に5,400人の教員が同サイトに登録して情報交換や教材へのフィードバックをしているとのことであった。

C3ティーチャーズのツールは、K-12学年ごとの学習テーマと基準に沿って84のパートから構成される。パートはIDM（デザインモデル：Inquiry Design Model）と呼ばれ、学習テーマに関する複数の質問部分、それらについてのディスカッション（クラス話合い）教材、クラス資料から成る。84のIDMには、「基準4：経済」や「基準5：市民教育」に対

³⁶ ニューヨーク州教育局、家庭・消費者科学指導ガイド
http://www.p12.nysed.gov/cte/facse/HomeConsumerSciTeachingGuide022707_.htm

³⁷ NCSS
<http://www.socialstudies.org/>
³⁸ National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment
<http://www.socialstudies.org/standards>

応した教材も含まれる。経済と市民教育の一環として、納税義務や税金の役割や使途等を学ぶ内容となっている。なお、IDM の構成によって必要とされる授業時間は異なってくる。

図表 62 : IDM で租税について学ぶ事例

4年生用	「なぜニューヨーク州には“公認のお菓子”があるのか」という質問を切り口に、州と連邦の政府の役割や市民の権利と義務を考える。「政府は何をするのか」という追加質問をクラスで話合う中で、教員は連邦、州、地方の3 レベルで税金があり、それぞれの担当する公共サービス（具体的な例を挙げる）を使うということを学習させる。 この IDM は、30 分の授業を 5～6 回で終了可能。
12年生用	「誰が力を持つのか」という質問から始めて、州と連邦政府の権限と役割、力関係を考える。その中で、教員は「連邦と地方政府の租税は、憲法や法規で規定される」（具体的な条項を示す）ことを通じてどのように権限の裏付けがあるかを理解させる。 この IDM は、40 分の授業を 5～7 回で終了可能。

出所：C3 ティーチャーズを基に日本総研作成

(2) 税務部門による租税・財政教育

米国行政機関が K-12 租税・財政教育に取組む事例を次に紹介する。IRS は K-12 教員向けに税金に関する教材と生徒向け学習ツールのオンラインで提供する。他の行政機関は、経済・財政教育のプログラムが中心であるが、一部で税金に関するトピックも扱う。

① 内国歳入庁 (Internal Revenue Service、IRS) による租税・財政教育

租税教育普及の一環として、連邦レベルでは IRS がホームページ上で中学、高校とコミュニティー・カレッジの教員向け教材と生徒用学習ツール「税金を理解しよう」(Understanding Taxes)³⁹を提供している⁴⁰。租税制度の歴史、背景、仕組みを学習して得た知識を実社会生活に生かしていくことを目的とする。連邦政府は教育基準について関与せず、州政府が基準を策定するが、IRS の教材は各州の基準に沿って租税教育ができるようになされている。IRS の租税・財政教育の歴史は古く、1950 年代に「税金を理解しよう」

³⁹ 内国歳入庁 Understanding Taxes

<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/index.jsp>

なお本ウェブサイトの冒頭では、留意点として「情報は 2014 年時点の税法に基づいて作成されており、現行税法に関する詳細は Link & Learn Taxes の閲覧を推奨する」と記載がある。(2016 年 12 月 5 日)

(Link & Learn Taxes については下記参照)

⁴⁰ なお同序ウェブサイトによる情報提供には「Understanding Taxes」の他、所得税申告援助ボランティア (Volunteer Income Tax Assistance、VITA)・高齢者向け税金カウンセリングボランティア (Tax Counseling for the Elderly、TCE) 向けのオンライン研修サイト「Link & Learn Taxes」もある (研修後の試験に合格することでボランティア認定される) が、「Link & Learn Taxes」は低所得者や高齢者の確定申告に関わる情報を提供しているため、税務広報の項で触れることがある。

という教員用の教材配布から始まったもので、無料で全国の学校に配布を行っていた。IRSは、2003年に同教材をオンライン化し、IRSのホームページに統合⁴¹した。

現在、「税金を理解しよう」(Understanding Taxes)は、教員向け、生徒向けの2種が用意されている。教員向けサイト⁴²に記載されている授業計画(Lesson Plans)は次の通りである。IRSは毎年秋に最新の税法と所定フォームに合わせてホームページをアップデートする。各授業の詳細(授業時間数、目的、当該授業の属する科目、教材、授業の進め方等)を閲覧・ダウンロードすることができる。生徒向けサイト⁴³では下記内容に沿った学習を行うことできる他、アセスメントテストや模擬申告シートで理解度を確認することもできる。

⁴¹ IRS、プレスリリース（2003年3月12日）
<https://www.irs.gov/uac/irs-web-site-helps-students-understand-u-s-tax-system>

⁴² Understanding Taxes>Teacher サイト
<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/teacher/index.jsp>

⁴³ Understanding Taxes>Student サイト
<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/student/index.jsp>

図表 63 : IRS 「税金を理解しよう」にて提供されている授業教材

	モジュール 1 : 紙与税と連邦所得税の源泉徴収 モジュール 2 : 賃金と収入 モジュール 3 : 受取利息 モジュール 4 : 扶養 モジュール 5 : 納税者区分 モジュール 6 : 免除 モジュール 7 : 標準控除 モジュール 8 : 児童税額控除 モジュール 9 : 児童・扶養者関連税額控除 モジュール 10 : 教育控除 モジュール 11 : 勤労所得控除 モジュール 12 : 還付、納税及び記録の保存 モジュール 13 : 電子申告の準備と送信 モジュール 14 : 自営業所得と自営業者税	概要
The Hows of Taxes (税の概念や納税方法について解説)	テーマ 1 納税者としてのあなたの役割 レッスン 1 : なぜ税金を払うのか? レッスン 2 : 税はどのように進化してきたのか レッスン 3 : 納税者の義務 レッスン 4 : 納税者の権利 テーマ 2 : 米国史における税金 レッスン 1 : 憲法における課税 レッスン 2 : 初期の税務問題 レッスン 3 : 所得税の問題 レッスン 4 : 1935 年の社会保障法 レッスン 5 : 1935 年の富税及び 1942 年の勝利税 レッスン 6 : 1960 年代と 1980 年代の税制改革 レッスン 7 : 1990 年代と 2000 年代における税制改革 テーマ 3 : 税の公平性 レッスン 1 : 公平性をはかる方法 レッスン 2 : 逆進税 レッスン 3 : 累進税 レッスン 4 : 比例税 レッスン 5 : 税金が私たちに与える影響 テーマ 4 : 何がどう課税されるのか レッスン 1 : 連邦/州/地方税 レッスン 2 : 市場経済における税金 レッスン 3 : 所得税の実態 レッスン 4 : 直接及び間接税 テーマ 5 : 税の影響 レッスン 1 : 税が行動にどのように影響するのか レッスン 2 : 税と政治 テーマ 6 : IRS についての理解 レッスン 1 : IRS のこれまでと今日 レッスン 2 : 初めての申告に向けて レッスン 3 : 申告方法	日本
The Whys of Taxes (税の理論と歴史を解説)		アメリカ
		スウェーデン
		ドイツ
		オーストラリア
		総括

出所 : IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

またサイト内の別ページ（Educational Standards）において州名を選択すると、その州の教育スタンダードのカリキュラムのどの項目にどの教材が対応しているかを示した資料を入手することができる。例えば、ニューヨーク州の社会科の学習基準に該当する教材は以下の通りである⁴⁴。

図表 64：IRS 「税金を理解しよう」とニューヨーク州学習基準との対応関係

学習基準	IRS 「税金を理解しよう」の該当テーマ		
社会科			
基準1：米国及びニューヨーク州史	テーマ2：米国史における税金 テーマ3：税の公平性		
基準4：経済	モジュール4：扶養 モジュール5：納税者区分 モジュール6：免除 モジュール7：標準控除 モジュール9：児童・扶養者関連税額控除 モジュール11：勤労所得控除	テーマ4：何がどう課税されるのか テーマ2：米国史における税金 テーマ3：税の公平性 テーマ5：税の影響 テーマ6：IRSについての理解	
基準5：市民教育	モジュール1～14	テーマ1：納税者としてのあなたの役割 テーマ6：IRSについての理解	

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、IRS では、提供する教材の学校での採用や教員の利用に関しては調査をしていない。「税金を理解しよう」ホームページへのアクセスやヒット数は内部で把握しているが、公表はしていない。

②財務省の Money Math⁴⁵

Money Math（2008年発行）は、中等教育（7～9年生）の数学クラスで補足教材として利用できる教員向けの授業プランとガイドである。財務省ホームページからダウンロードできる。日常のパーソナルファイアンスに必要な事例を使った内容で、次の4テーマごとの授業プランが掲載されている。税金についてのテーマも含まれる。

⁴⁴ Understanding Taxes ウェブサイトの Educational Standards ページ（同ウェブサイト提供教材が該当する各州教育スタンダードの検索を行うページ）においてニューヨーク州の基準を確認した。（Educational Standards ページ>State Standards でニューヨーク州を選択し下記を閲覧）

https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/media/standards/statestandards_ny.pdf

⁴⁵ Money Math

https://www.treasurydirect.gov/indiv/tools/tools_moneymath.htm

図表 65：財務省 Money Math 4 テーマと授業プラン

- **億万長者になれる秘密：**
貯金、公定歩合、インフレや購買力等と富の関係を学びながら、数学的な問題解決、十進法やデータ分析等を含む。
- **壁紙を選ぶ悩み：**
簡単な家のリフォームの経験を例に、予算や出費等の考え方と加減乗除や寸法の読み方等を学ぶ。
- **数学と税金：**
色々な仕事と給与を調べ、所得税の計算や手取り給与額、家計と貯蓄等を学ぶ中で十進法、加減乗除やデータ分析の理解を深める。
- **予算をスプレッドシートで作成：**
予算、収入、税金、固定出費やその他出費等パーソナルファイナンスの基本を学習して、実際の数値をスプレッドシートに記載する。

出所：Money Math ウェブサイトを基に日本総研作成

③Kids.gov（連邦政府による K8 生徒・教員・親向けサイト）⁴⁶

Kids.gov は、1997 年にクリントン大統領が発効した「子供と教員、親向け教育資料のインターネットアクセス拡大」に基づいて、教育省が中心となって開設された。連邦政府ポータルサイトの USA.gov の一部となっており、連邦調達庁(General Services Administration)の技術改革サービス局 (Technology Transformation Service) が運営する。行政機関のサイトや外部サイトへのリンクが中心となっている。

教員用授業プランも複数テーマがあり、IRS や財務省を含んだ様々なリンク先を紹介している。「税金について説明する」というテーマもあり、5～9 年生を対象に 1～2 時間の授業時間で具体的に消費税、所得税、不動産税がどのように計算されるかを学習することを目的とした教材と資料も提供されている。

④連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board、FRB）⁴⁷

FRB では、2011 年から K12 生徒と大学生、成人向けに教育サイトを提供し、12 地域の連邦準備銀行（以下、連銀）が金融教育・アウトリーチ活動を実施している。それぞれの地区は協力して、異なる金融教育分野と内容を担当して教育サイト上で提供する。その他、各連邦準備銀行がそれぞれの地域で、無料または低料金で教員向け研修コースを提供する。

⁴⁶ Kids.gov（連邦政府による子供向けサイト）

<https://kids.usa.gov/>

<https://kids.usa.gov/teachers/lesson-plans/money/index.shtml>

<https://kids.usa.gov/teachers/lesson-plans/money/explaining-taxes-to-kids/index.shtml>

⁴⁷ 連邦準備制度理事会、金融教育サイト

<https://www.federalreserveeducation.org/>

<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/educational-tools/fed-education.htm>

<https://www.federalreserve.gov/news-events/conferences/fedchallenge.htm>

主な教育活動は、教員向け授業カリキュラムや授業計画、教材（教育対象年によって検索できる）の提供である。

図表 66：FEB 教員向け授業計画例

- ベン・フランクリンとお金の流通の歴史（セントルイス連銀担当）：
小・中等学校（5～8年生）向け、授業 90～120 分
- 起業家について学ぶ（カンザスシティ連銀担当）：
小学校（3～5年生）、授業 30～60 分
- 「クラスルーム経済学者」（アトランタ連銀担当）：
経済の授業担当教員（高校）向けに銀行や経済等のテーマ毎に教材として利用できる資料やビデオ等を提供

出所：連邦準備制度理事会金融教育サイトを基に日本総研作成

⑤Mymoney.gov⁴⁸

2003 年に制定された法律に従って、連邦政府関連機関がファイナンシャル・リテラシー教育を前進させるためにファイナンシャル・リテラシー財政教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）⁴⁹が設立された。米国財務省を事務局として、20 の連邦政府関係機関から構成され、財務省長官が委員長を務める。同委員会よって、市民（学生のみではなく市民が対象）が知るべき経済金融知識の情報を集約して提供するウェブサイト Mymoney.gov が運営されている。経済金融知識形成の一環として税に関する情報も提供する。

（3）民間団体による租税・財政教育

州と地方で教育の取組みの異なる米国では、経済教育協議会やジャンプスタートをはじめとして、州政府や学区・学校、ビジネス界と連携して経済金融、ファイナンシャル・リテラシーとパーソナルファイナンス教育を普及させることを目指した民間企業や NPO 団体が数多くある。租税教育の推進のみを行っている訳ではないが、ファイナンシャル・リテラシーの一部として税金に関する内容も含まれている。州や地方政府機関との連携もあり、経済金融教育とファイナンシャル・リテラシーの向上に向けた活動を推進する 4 団体の概要を紹介する。

①ジャンプスタートによる租税・財政教育

パーソナルファイナンス教育を推進する目的で 1997 年に設立された NPO 団体である。政・財・産・学界の約 150 の組織・団体がパートナーとなっており、企業や財団、一般から

⁴⁸ Mymoney.gov <http://www.mymoney.gov/Pages/default.aspx>

⁴⁹ 金融リテラシー教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）
<https://www.treasury.gov/resource-center/financial-education/Pages/commission-index.aspx>

の寄附で成り立っている。

ジャンプスタート連合は、全米 K-12 学生向けの経済・財政教育に関する「全国 K-12 パーソナルファイナンス教育基準」(National Standards in K-12 Personal Finance Education、2015 年改訂版)⁵⁰を発行している。同連合は K-12 授業内容や課外活動のガイドとして使われることを前提として、1998 年に全米初のパーソナルファイナンス教育基準を発行した。2001 年、2007 年、2015 年と内容刷新と改訂を実施してきた。州や学区、地域で異なる教育基準に、パーソナルファインス教育分野で一定の均一性をもたらすモデルとして、ジャンプスタート連合はこの教育基準を推奨している。

全米各州の NPO 団体と連携したジャンプスタート支部を置き、全国レベルで基準の普及と教員訓練プログラム等を展開している。授業カリキュラムや教材を独自に提供している訳ではないが、ニューヨーク州を含めた多くの州で、ジャンプスタートの基準に沿ってカリキュラムを策定している。

K-12 パーソナルファイナンス教育基準では、「消費と貯蓄」「貸方と借方」「雇用と収入」「投資」「リスク管理と保険」「パーソナルファイナンス上の決断」という 6 分野において幼稚園レベル、4 年生、8 年生、12 年生までに生徒が習得すべき知識とスキル、能力レベルの基準を細かく記載している。その内容には租税に関する知識と理解力も含まれており、例えば、消費と収入と納税の関係、消費税の計算、税控除対象と非対象の出費、納税時の減税項目、収入額と累進課税の仕組み、社会保険料、源泉徴収と納税申告の仕方、投資に関わる税金、非課税や課税繰延の投資の意味、税理上有利な投資、といったものがある。

さらに、ジャンプスタート連合は、財政教育に関わる教員向けの年次会議を開催する他、訓練プログラムも全国で展開する。また、教員用教材検データベースをオンラインで提供している⁵¹。これは、金融教育に役立つ教材（書籍、ビデオ、コンピューター・ソフトウェア、ウェブサイト等）を、K-12 対象学年別、キーワード、タイトル、発行者から検索できるようにしたデータベース・システムである。

②経済教育協議会 (Council for Economic Education、CEE) ⁵²による租税・財政教育

65 年以上前に設立された同協議会は、全米規模で K-12 経済金融教育に関する啓発、情報発信を行う NPO 団体である。企業や財団、一般からの寄附で成立っている。同協議会は、1997 年に経済教育普及活動の先駆けともなった「経済を教えるための（任意）全米基準」(2010 年改訂版あり) を発行した。2013 年には「ファイナンシャル・リテラシーの全米基準」(National Standards for Financial Literacy) を発行し、州・地方によって異なる経済

⁵⁰ ジャンプスタート連合

<http://www.jumpstart.org/about-us.html>
<http://www.jumpstart.org/national-standards.html>

<http://www.jumpstart.org/nec.html>

⁵¹ ジャンプスタート・クリアリングハウス

<http://clearinghouse.jumpstart.org/>

⁵² 経済教育協議会 (Council for Economic Education、CEE)

<http://councilforeconed.org/>

金融教育の統一基準を導入する働きかけを行ってきた。ニューヨーク州を含めた多くの州で、同協議会の基準に沿ったカリキュラムがみられる。

また、K-12 教員向け教材と情報提供プログラム、教員研修プログラムや年次総会の実施、全国高校生チームの経済知識を競う選抜大会「全米経済チャレンジ」(National Economics Challenge) 開催の他、K-12 経済教育分野で顕著な活躍をした教員の表彰等も行う。

同協議会は、1998 年から隔年で州別の経済金融教育状況隔年調査⁵³も実施する。州別に経済金融教育基準の採用や学区への必須条件の有無等の情報を収集して、各州関係者への取組の強化を提言している。

経済教育協議会では、オンライン教材 econedlink (Economics & Personal Finance Resources for K-12)⁵⁴として、初等・中等教育関係者（生徒、教員、学校外教育関係者）向けに K～第 12 学年までの各種教材を提供している。同協議会によると、435 件の教材をオンラインで閲覧、ダウンロードできる。毎年 120 万以上のウェブサイト利用者がいる。ただし、学区、学校や教員が独自の判断で選んで使うため、個別の利用実態については把握していない。

経済教育協議が提供する教材の中には、政府の役割及び税金の位置づけに関する題材を扱うものがあり、これらは市民教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持った教材となっている。例えば第 6 学年～第 8 学年向けの「Where Does the Money Come From?」では、市民として責任ある判断を行うための行政コストをテーマとしている。

最も対象学年の低い教材は K 学年から使用可能な「Who Pays for City Hall?」⁵⁵で、税金の使途（警察、消防、公園、等の設置・運営管理）について学ぶ。第 3 学年以降になると税金の種類、連邦・州の財政、行政サービス、歴史的背景や徴税が政府運営に果たす役割等についての学習に加え、内容に関するプレゼンテーション、討論等が行われる。3～5 年生向けには、税金に関する回答ゲームを提供する学習ページ、「税金の三目並べゲーム」(Tic Tac Taxes) もある。9～12 学年になると、内国歳入庁等各種ウェブサイトでの情報収集や政府債務問題・税の公平性等のテーマを提供している。

⁵³ 直近の調査は 2016 年に行われた（2016 年 12 月 6 日）

<http://councilforeconed.org/policy-and-advocacy/survey-of-the-states/>

⁵⁴ econedlink <http://www.econedlink.org/>

⁵⁵ Who Pays for City Hall? (K～第 5 学年向け教材)

<http://www.econedlink.org/teacher-lesson/281/Who-Pays-City-Hall>

図表 67 : econedlink 提供教材例（第 6 学年～第 12 学年向けの税教育教材）

対象学年	教材例
第 6 学年～第 8 学年向け	Taxation without Representation? (代表なき課税)
	Where Does the Money Come From?
	Goods and Services: Some are Private, Some are Not (第 3 学年～第 8 学年向け)
	Constitution Costs (第 6 学年～第 12 学年向け)
第 9 学年～第 12 学年向け	Taxation and the National Debt
	Tax Time Scavenger Hunt
	Sports Economics: To Build or Not to Build
	Why cities provide tax breaks even when they are strapped for revenue
	Preparing a 1040EZ Income Tax Form (アルバイト学生向け確定申告フォーム記載について)

出所 : econedlink ウェブサイトを基に日本総研作成

以下に、6～8年生の市民教育、経済あるいは社会科向けの教材「Where Does the Money Come From?」に示された授業進行例を記す。この授業では税金を具体的に教えるための身近な例を挙げて、生徒はどこからお金が来るのが、どんな税金の種類があるのかを学ぶ。教員は生徒を 5 名程度の小グループに分けて話し合いを促し、グループで一緒に考えさせる場合もある。

図表 68 : 「Where Does the Money Come From?」の授業進行例

【活動案①】

次の家族を例として税金の種類と役割を学ぶ。

祖母は学校の先生、母は小売店経営、フレッド（17歳）、マリア（12歳）

クラス担当教員は、行政サービスのコストとして様々な税金のあることを説明する。

- 昨年、祖母は学校から給与 3 万ドル受け取った。連邦所得税は 15% だった。
それを差し引いたらいくらになるか。
- 母が地方政府から 1,500 ドルの不動産税通知を受け取った。すぐにその半分を払わねばならないがいくら必要か。
- マリアがおかあさんと車でガソリンスタンドに行った。ガソリン代は 1.09 ドルだった。マリアは「ガソリンは高いね」というと、母は「ガソリン代の

約3分の1は連邦と州に払う物品税が含まれるからね。」と言った。クラスで自分の住む州の税率で計算してみる。

- 母のお店で働くリンダの時給は8ドル。週40時間働くと母は年間にいくらリンダに払うのか。母は、リンダに払う給与の他に、連邦政府にリンダの社会保険料（支払給与税：給与額の7.65%）を払わねばならない。母は年間いくら払うのか。
- 母のお店の昨年の売上高は35万ドルだった。母は連邦法人税の34%を払わねばならない。いくらになるか。

【活動案②】

クラス担当教員は州と地方の消費税とその役割を教える。

消費税は住んでいる州と郡や市によって異なるので、生徒はまずクラスで地元の消費税率をインターネットで調べる。他州についてもチェックする。

生徒各自がネットショッピングのサイトで、自分の買いたい商品の価格を見て、値段をノートの書いておく。地元で買った時の消費税率を計算してみる。

出所：econedlink ウェブサイトを基に日本総研作成

③金融教育全国基金（National Endowment for Financial Education、コロラド州デンバー市）⁵⁶

同基金は、米国消費者の経済金融教育のための様々なプログラム開発と無料提供をするほか、パーソナルファイナンスや消費者の金融行動に関する調査等も実施している。独自資金運用をしている基金で、法人や一般からの寄附は受取らない。

1984年にハイスクール教員向けに実践的な金融教育プログラム（High School Financial Planning Program）を開発し、授業プランと教材を無料配布してきた。授業プランは45分ずつの6テーマで、教員必要に応じてテーマ選び、あるいは他教材を組み合わせて授業を行うことができる。教員はプログラム専用のウェブサイトで登録をしてプランと教材をダウンロードするか、同基金から印刷物を送付してもらう。

これまでに学校やコミュニティー団体等で1,150万人がこのプログラムで学習したという。大学生向けの金融教育コース（CashCourse）や一般消費者向けのパーソナルファイナンス・コース（Smart about Money）といったオンライン教育コースも提供している。

⁵⁶ 金融教育全国基金

<http://www.nefe.org>

高校授業向け金融教育プログラム

<http://www.hsfpp.org>

<http://www.hsfpp.org/about-the-program/modules.aspx>

大学生向けコース

<http://info.cashcourse.org>

一般消費者向けコース

<https://www.smartaboutmoney.org>

④ EVERFI⁵⁷

ニューヨーク州教育省のヒアリングで、K-12 生徒向け金融教育 (Financial Capabilities) のオンライン学習プログラムとして名前が挙がったのが EVERFI である。教育省では、詳細な利用状況については把握していないが、ICT の活用が進む中で、オンラインでの学習は増加していくと考えている。

EVERFI は、オンライン教育ベンチャー企業として 2011 年に事業を開始した。次世代の教育として、これから社会で必要なスキルと知識を重視したプログラムを開発することを目指している。EVERFI は、学校教員の指導の下で、生徒自身がコンピューターやタブレット等でログインして学習するように開発された教育プログラムを提供している。EVERFI の K-12 生徒向け金融教育学習プログラムは、4 ~ 6 年生用の「お金を理解する」(Vault-Understanding Money)、ミドルスクール (6 ~ 8 年生) 用のフューチャスマート (FutureSmart)、ハイスクール (9 ~ 12 年生) 用のフィナンシャル・リテラシー (EverFi-Financial Literacy) の 3 種類である。学習プログラムはジャンプスタートの財政教育基準に対応している。学校教員が登録をして、生徒が無料でプログラムを利用する手続きをする。生徒は自分で学習プログラムに取組み、教員が進捗をチェックできるシステムになっている。

EVERFI では金融教育の他に、多様化 (ダイバーシティ)、デジタル・リテラシー、健康 (飲酒問題や性教育) 等も用意している。

(4) その他特徴ある租税・財政教育

税に対する理解を促進するためには、主権者教育や市民教育において、政府や行政の仕組みについて学習することも重要である。ここでは米国の教育部門以外での市民教育や、市民教育を推進する団体についての事例を紹介する。

① 移民向け市民教育

移民国家である米国は、市民権取得手続きの中で英語と市民教育 (Civics) の口頭試験を行う。市民教育の試験は、既に公表されている米国の歴史や憲法、政府等に関する 100 問のうち 10 問が出題され、そのうち 6 問を正解しなくてはならない。最新公表の 100 問⁵⁸の中で、租税に関しては「連邦納税申告日はいつか」という質問がある。

所管部署は国土安全保障省市民権・移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Services)⁵⁹であり、同局は市民権取得手続き支援を行う各地の NPO 団体を資金援助し、試験に関する

⁵⁷ EVERFI、ホームページ
<https://everfi.com>

<https://everfi.com/financial-capability/>

⁵⁸ 國土安全保障省市民権・移民局、市民教育の試験用の学習手引き

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners/study-test/study-materials-civics-test>

⁵⁹ 國土安全保障省市民権・移民局の援助する団体リスト

るサポートも行っている。例えば、移民向けの市民教育に関する学習手引きを提供している。また、移民支援団体等の ESL (English as a Second Language: 英語を外国語として教える授業) の教員やボランティア教員向けのクラス用カリキュラムと教材のほか、オンラインでビデオを含む授業準備ガイド等を提供し、各地でセミナーも開催している。

②国土安全保障省市民権・移民局の市民教育テストを高校生に受けさせる動き⁶⁰

近年、米国では市民と政府に関する一般教養レベルが落ちているとの懸念から、「市民教育促進」(Civics Education Initiative) の動きがでてきた。その具体的な方策が、前項の移民向け市民教育テストをベースにした市民教育テストを高校生に受けさせる州法を制定する動きである。

全米教育委員会の調査（2016年9月1日時点）では、すでに12州（ミネソタ、ミズーリ、ニューハンプシャー、バージニア、アリゾナ、アイダホ、ルイジアナ、ノース・ダコタ、サウス・カロライナ、テネシー、ユタ、ウィスコンシン）は移民向けと同様のテストを高校生に受けさせる条項を州法に加えた。州によって、具体的なテスト項目や内容は異なり、教育カリキュラムや卒業条件との関わり方は異なる。

③市民教育センター (Center for Civic Education)⁶¹：教材や情報の提供

カリフォルニア州に本部を置くNPO団体で、民主主義の基本理念の理解や市民としての民主的スキル醸成等に関する情報発信、啓発を行う。1991年に「市民教育フレームワーク」(CIVITAS: A Framework for Civic Education) を、また1994年には各州教育スタンダードにおける市民教育科目策定ガイドとなる「市民と政府の教育基準」(National Standards for Civic and Government) を策定している。

同センターはいくつかのプロジェクトを通じ、幼稚園から大学生、成人まで幅広い年齢をターゲットに教材や授業プランを提供する。各州にコンタクト先があり、ニューヨーク州では州弁護士会 (New York State Bar Association) が拠点となっている⁶²。

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners/find-help-your-community>

移民向け情報提供、教員向け情報提供

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners>

<https://www.uscis.gov/citizenship/teachers>

⁶⁰ 全米教育委員会

http://www.ecs.org/ec-content/uploads/The_Civics_Education_Initiative_2015-2016.pdf

⁶¹ 市民教育センター

<http://www.civiced.org/home>

<http://www.civiced.org/about/center-for-civic-education-timeline>

スタンダード策定にあたっては連邦教育省、ピュー・チャリタブル・トラストが援助を行っている。

<http://www.civiced.org/component/content/article/12-publications/379-national-standards-for-civics-and-government>

⁶² ニューヨーク州弁護士会>Leadership & Advocacy>Law, Youth and Citizenship Program

<http://www.nysba.org/lychome/>

図表 69：市民教育センターが提供するプログラムの例

対象学年	教材例
We the People ⁶³	同プログラムは初等～中等教育の生徒を対象に市民の責務や技量を学ぶために授業プラン、教科書(<i>The Citizen and the Constitution</i>)、その他関連情報等を提供する。1987年に始まった同プログラムには累計で2,800万の生徒と75万の教員が参加した。
Project Citizen ⁶⁴	中等教育以上の生徒及び成人向けのプログラムで、政策形成への関与と政策監視に関する情報や教科書を提供している。地域ベースの課題の抽出と解決法をグループで提示してクラスまたは地域で発表する活動、「ショーケース」のやり方やプランも提供する。
Foundations of Democracy ⁶⁵	教科書のシリーズで、民主主義の基本理念に関する内容を整理している。各学年レベル向けのバージョンが用意されている。

出所：市民教育センターウェブサイトを基に日本総研作成

(5) レファレンダムが租税・財政教育に与える影響（カリフォルニア州の事例）

ニューヨーク州では市民イニシアチブや市民レファレンダム（*popular initiative, popular referendum*）といった市民による直接立法制度を採用していない⁶⁶が、カリフォルニア州では、1911年に市民直接立法制度を導入している⁶⁷。1912年から2016年10月20日までに376件の住民提案の住民投票があり123件が可決された。住民提案には、教育方針や教育内容、教育支出に関わる案件もある。例えば、2016年11月8日の大統領選挙と同時に実施された住民投票案件は17件あったが、そのうち2件は教育分野で両方とも可決された。こうした制度があることで、カリフォルニア州では、選挙と投票に関する教育や情報提供が充実している⁶⁸。

同州政府は市民教育の一環として、中学、高校向けにも積極的に情報提供を行っている。例えば、毎年4月と11月それぞれの後半2週間を「高校における投票者教育週」(High School Voter Education Weeks)と定め、高校生を対象として投票権や投票に関する情報を提供し、投票会場でのボランティア参加も推奨する。

また、投票権を持たない中高生を対象に、実際の選挙日より1か月ほど前に「学生模擬投

⁶³ We the People

<http://www.civiced.org/wtp-the-program/curriculum>

⁶⁴ Project Citizen

<http://www.civiced.org/programs/project-citizen>

⁶⁵ Foundations of Democracyシリーズ（ページ最下部）

<http://www.civiced.org/resources/publications/student-texts>

⁶⁶ 南カリフォルニア大学、イニシアチブとレファレンダム研究所（Initiative& Referendum Institute）

<http://www.iandrinstitute.org/states.cfm>

⁶⁷ カリフォルニア州、

<http://elections.cdn.sos.ca.gov//ballot-measures/pdf/initiative-totals-summary-year.pdf>

⁶⁸ 一方で、レファレンダムがあることで租税・財政教育の内容が充実する等の影響を受けたという事例は見つからなかった。

票」(Student Mock Election)を行うプログラムがある。2008年から市民教育の一環として行なわれてきた。参加希望の学校は、事前にカリフォルニア州務長官下の担当部署(Voter Education and Outreach、Elections Division)に登録し、校内で選挙を実施する。学校の担当教員は、実施要項や教材等を州政府担当部署から受け取り、生徒らの投票体験の準備を進める。2016年11月8日にむけた模擬選挙は、10月11日に523校で実施され、中高生約20.8万人が参加した。実際の選挙と同じように住民提案も含まれたが、17件全部ではなく模擬選挙では7件に絞ったもので行われた⁶⁹。

(6)租税・財政教育に対する予算・費用

連邦政府の教育省や州・地方政府は、租税・財政教育に直接関わっていないため、情報や統計はない。財政教育を推進する団体のプログラムが、行政機関の助成金や補助金対象となる場合はある。

一方、財政教育に直接関与している行政機関としては、オンラインで教員や生徒向けに教材や学習プログラムを提供するIRSや財務省、連邦準備銀行等であるが、租税・財政教育に関する予算や支出は公表されていない。

経済金融教育プログラムを展開するNPO団体の経済教育協議会の決算報告(2015年)⁷⁰によると、収入は529万ドル、教育関連プログラムへの支出は346万ドルであった。

2-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

コンサルティング会社のPWC⁷¹が、米国K-12教員2,000人を対象とした財政教育に関する意識調査(2016年3月公表)によると、授業で財政教育を行っている人は12%だった。また、財政教育を自分の授業で扱うことに31%の回答者は十分に対応できるとしたが、51%がある程度はできる、18%は全く自信がないと回答した。69%の教員は、教育現場に財政教育を行うことのできる教員が不足していると答えた。

こうした調査はジャンプスタート等でも過去に実施しており、K-12教員に対する教育研修は課題となっている。経済教育協議会とジャンプスタート連合が、以下のように組織的に研修を実施している。

⁶⁹ カリフォルニア州務長官、投票教育関連ホームページ

<http://www.sos.ca.gov/elections/voting-resources/voting-california/help-strengthen-our-democracy/high-school-voter-education-weeks/>

<http://www.sos.ca.gov/elections/voting-resources/voting-california/help-strengthen-our-democracy/>

<http://elections.cdn.sos.ca.gov//mock-election/fact-sheet.pdf>

<http://www.sos.ca.gov/elections/student-mock-election/mock-election-results/2016-general/>

⁷⁰ 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/wp/wp-content/uploads/2016/09/CEE-2015-Audited-Financial-Statement.pdf>

⁷¹ PWCホームページ

<http://www.pwc.com/us/en/about-us/corporate-responsibility/publications/pwc-financial-education-report.html>

<http://www.pwc.com/us/en/about-us/corporate-responsibility/publications/california-bridging-financial-literacy-gap.html>

(1) 経済教育協議会⁷²

同協議会は、50 年以上前から K-12 教員や教育者向けにファイナンシャル・リテラシーと経済教育のための年次総会（3 日間）を開催してきた。カリキュラムや教材、授業の進め方や ICT の活用等様々なテーマでワークショップや会議が行われ、毎年 500～600 人が出席する。

また、ニューヨーク州の K-12 教員向けに経済金融教育分野の「生涯教育コース」(continuing education) として、ニューヨーク市でワークショップ開催を毎月数回実施している。さらに、全国の教員向けにウェブ上セミナー (Webinar) をほぼ毎週開催している。どちらも学校教員を対象にするが、事前登録をすると誰でも無料で参加できる。さらに、同協議会は、各地の学区や学校を対象にパーソナルファイナンスや経済教育のカリキュラム作成のサポートと教員研修を実施している。最近では、イリノイ州シカゴ市の 37 の公立高校や、インディアナ州インディアナポリス市の 2 つの学区の中学校（ミドルスクール）を支援した実績がある。

毎年、同協議会のワークショップには約 5.5 万人の教員が参加している。参加者の内訳は小学校教員が 3 割、中学校が 2 割、高校が 5 割程度である。また 9 割は公立学校の教員である。

図表 70：経済教育協議会、第 55 回年次総会の様子



出所：経済教育協議会ウェブサイト

(2) ジャンプスタート連合

同連合は 2009 年から教員向けの年次会議を開催してきた。パーソナルファイナンス教育のための授業モデルや教材、実例等に関する専門家からのセミナーが行われ、情報交換の場となっている。同連合へのヒアリングによると、毎年、45～48 州から 300 人近くの教員が出席している。2016 年の会議では、85%が高校（9～12 学年）教員、7 %が中学校（6～8 年生）、7 %が小学校、2 %が大学や職業訓練校等だった。

同連合では、パーソナルファイナンス教育を担当する教員向け研修モデル（Jumpstart Financial Foundations for Educators）を各地に広げる活動をしている。この研修は、授業方法や授業内容について教えるのではなく、教員自身のファイナンシャル・リテラシーのレ

⁷² 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/programs-2/national-center-for-economic-and-financial-education/>
<http://councilforeconed.org/webinars/>
<http://councilforeconed.org/about/impact/metrics/>

ベル向上のためのプログラムとなっている。3～5日で約18時間にわたって研修を行っている。

このモデルは、ジャンプスタート連合と経済教育協議会、金融教育全国基金等5団体が協力して開発した。この研修プログラムは3年前から各地で実施されており、ジャンプスタートの州支部の団体を中心に、15の団体が利用しているという。

図表 71：ジャンプスタート連合の教員向け研修モデルを使った研修風景



出所：ジャンプスタート連合ウェブサイト

2-2-4.租税・財政教育の現場の様子

経済教育協議会では、毎年、経済教育分野で画期的な活躍をしたK-12教員を讃えて賞を贈っている。受賞した教員の授業風景の動画が同協議会ホームページで閲覧できる⁷³。以下に、受賞したニューヨーク州の教員と授業の様子を紹介する。

図表 72：ニューヨーク市ブルックリン公立小学校教員による授業
(4年生の社会科授業でお金の役割、起業と収入の仕組み等を学ぶ授業)



出所：経済教育協議会ウェブサイト

⁷³ 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/programs-2/teacher-awards/>

https://www.youtube.com/watch?v=RWf09s0mqTo&index=1&list=PLYRND_J8QYQaQuippkobNn0Kyzzug9wQV

図表 73：ニューヨーク州ニューロッシュル市公立高校経済担当教員による授業
(12年生の経済授業で、お金を稼ぐこと及びパーソナルファイナンスを学び、問題点等を討論する)



出所：経済教育協議会ウェブサイト

2-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例

図表 74 : IRS の教材提供ウェブサイト（教員向け）

The screenshot shows the homepage of the IRS Understanding Taxes Teacher site. At the top, there's a navigation bar with links for 'HOME', 'THE HOWS OF TAXES', and 'THE WHYS OF TAXES'. Below the navigation is a 'Custom Resource List' section with tabs for 'Educational Standards' and 'Dimensions'. A large central area features two main sections: 'The HOWS of TAXES' and 'The WHYS of TAXES'. Each section has a brief description, a 'View Details' button, and a small icon. The 'The HOWS of TAXES' section includes a red apple icon and a brief description about teaching tools like worksheets and answer keys. The 'The WHYS of TAXES' section includes a blue document icon and a brief description about investigating the tax system.

出所 : IRS ウェブサイト

図表 75 : econedlink の教材提供ウェブサイト

The screenshot shows the 'Lessons' page on the econedlink website. The top navigation bar includes links for 'HOME', 'ABOUT US', 'OUR SERVICES', and 'CONTACT'. Below the navigation is a search bar and filter options for 'FILTERS' (e.g., 'Taxation', '9-12'). The main content area displays three lesson cards:

- Sports Economics: To Build or Not to Build** by Mike Hayes: A lesson about the Atlanta Falcons stadium deal. It includes a thumbnail image of a stadium and a brief description.
- Taxation and the National Debt** by Understanding Personal Responsibility Project Team: A lesson about taxation and public debt. It includes a thumbnail image of a city skyline and a brief description.
- Tax Time Scavenger Hunt** by Michael Hayes: A lesson about taxes. It includes a thumbnail image of a calculator and money, and a brief description.

出所 : econedlink ウェブサイト

2-2-6.租税教育を進める上での工夫点

経済科や市民科にて租税・財政教育を行っている。授業の際に使用する教科書は、学校や学校がそれぞれに選定するため、具体的な授業内容は学校によって異なっている。米国での租税・財政教育の特徴の一つは、民間団体による教材提供が充実していることであり、ウェブサイト等で教員向けの授業教材や生徒がオンラインで学習できる教材が多数提供されている。経済教育協議会が提供する教材の中には、政府の役割及び税金の位置づけに関する題材を扱うものがあり、これらは市民教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持っている。また、税の制度や意義について伝えるとともに、具体的な事例を通して消費税等の納税額を計算する等、生徒がより実感を持って税に関する理解を深められる授業も行われている。

2-3.税務広報

2-3-1.税務広報の概要

(1)租税に関する情報提供

①IRSによる情報提供

IRSでは、租税に関する様々な情報をウェブサイト、メール配信、動画、SNS等を活用し、伝えている。現在はICTを活用した広報活動に力を入れている。米国納税者の電子申告率が90%を超えており、ウェブサイト上やスマートフォンを活用した情報提供が頻繁に行われている。オンラインで納税や還付金に関する手続きの進捗状況の確認(トラッキング)も可能になっている。また、印刷物はインターネット上(PDF)で入手でき、ポスターは利用団体がダウンロードし、印刷して使うこともある。

図表 76: IRSによる広報活動の概要⁷⁴

種類	概要	実施回数	数量等
紙媒体 (全て IRS ホームページで見られる)			
各種納税申告関連書類とガイド	納期の案内、連邦税制度と各種税金の説明、税控除の情報、納税者の権利	年1回	依頼者のみに配布
データブック	納税収入実績と納税者数等の統計	年1回	不明
ポスター	税控除や新規規定に関する告知	隨時	不明
動画媒体			
ビデオ・ユーチューブ	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項等を提供する。	隨時	
ウェビナーやポッドキャスト	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項等を提供する	隨時	
その他			
ホームページ(西・中・韓・露・ベトナム語)	連邦税全般にわたる情報を周知、及び納税サポート、納税申告と還付金トラッキングが可能	常時	
SNS	ツイッター、タンブラー、フェイスブックで連邦税全般にわたる情報を周知	隨時	
スマートフォン、アプリ*	租税情報提供、及び納税申告と還付金トラッキングが可能	隨時	
IRS E-News(電子メール)	納税情報や租税に関するニュースやアラート:	随时	中小企業の登

⁷⁴ IRS www.irs.gov
 (ニュース配信登録) https://www.irs.gov/uac/e-news-subscriptions-2
 (ビデオポータル) https://www.irsvideos.gov/

ール登録)	中小企業や税理士向け情報等様々なチャネルを選べる		録数：40.6万 税理士の登録 数：30.6万
公共サービス告知 テレビ・ラジオ	電子申告の推進や注意事項等、30~60 秒の録音・動画を放送局に提供	随時	

*2011 年に開始。最新アプリ版は、グーグルプレイ、アップル・アプリストア、アマゾンから無料ダウンロードできる。

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、税金の使途についての情報開示は IRS の担当ではなく、毎年、行政管理予算局 (Office of Management and Budget) が予算教書に過去の歳入・歳出額内訳を記載している。また、財務省が公表する前年度の「米国政府の決算報告」⁷⁵にも歳入・歳出額が掲載されている。さらに、同省は連邦政府の契約、助成金や資金援助についてその種類、使途、金額 (25,000 ドル以上)、受取先等を開示するウェブサイト、USASPENDING.GOV⁷⁶を運営する。サイトは 2006 年の連邦法規に基づいて、政府の透明性向上を目的に 2008 年に開設された。また、各州政府の過去の歳入・歳出の情報開示は、国勢調査局⁷⁷が別途行っている。

②ニューヨーク州税務・財務局による情報提供⁷⁸

ニューヨーク州税務・財務局では、ウェブサイト、動画、SNS 等を活用し、租税に関する様々な情報を伝えている。IRS と同様、同局でも ICT を活用した情報提供を行っており、ウェブサイト上で納税や還付金のトラッキングもできるようになっている。また、印刷物はインターネット上 (PDF) で入手できる。

⁷⁵ 財務省、「米国政府の決算報告」

https://www.fiscal.treasury.gov/fsreports/rpt/finrep/fr/fr_index.htm

⁷⁶ 財務省、USASPENDING.GOV (連邦政府の出費)

<https://www.usaspending.gov/Pages/Default.aspx>

⁷⁷ 国勢調査局 (United States Census Bureau)

<https://www.census.gov/govs/state/>

⁷⁸ ニューヨーク州税務・財務局

<https://www.tax.ny.gov/>

(電子申告に関する広報) <https://www.tax.ny.gov/press/efile-media-center.htm>

(動画やプレゼンテーションのリンク) <https://www.tax.ny.gov/e-services/otc/demos/demo.htm>

(多国語対応アクセス情報) <https://www.tax.ny.gov/language/>

図表 77：ニューヨーク州税務・財務局による広報活動の概要

	種類	対象	概要	実施回数等
印刷・PDF	各種納税申告関連書類とガイド	一般	納期の案内、各種税金の説明、税控除の情報、納税者の権利など。電子申告の促進のためのチラシなどは随時発行する。	年1回 または 随時
ウェブサイト	ホームページ (一部情報は西、中、露、伊、韓、ハイチ・クレオール語)	一般	州税全般にわたる情報を周知、及び納税サポート、納税申告と還付金トランキングが可能。	随時
	メール配信サービス(E-News)	一般	納税情報や租税に関するニュースとアラートを配信する。	随時
	ビデオ・ユーチューブ	一般、税理士向け、ボランティア向けなど	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項などを提供する。	随時
SNS	SNS	一般	ツイッター、タンブラー、フェイスブックで連邦税全般にわたる情報を周知。	随時
メディア	公共サービス告知 テレビ・ラジオ	一般	電子申告の推進や注意事項など、30～60秒の録音・動画を放送局に提供する。	随時

出所：ニューヨーク州税務・財務局ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、ニューヨーク州税務・財務局は税金の使途情報の開示を担当しておらず、税の使途については、州の予算教書を作成する州予算局（New York State Division of the Budget）が過去の歳入・歳出額と内訳を公表している。また、財務監査長官室（NY State Comptroller）が州の財政公開の一環で税金の使途情報を開示している。

(2)納税に関する相談・サポート体制

①IRS の納税者からの相談・サポート体制⁷⁹

納税者への相談・サポートとして、主に「無料電話相談」「オンライン・チャット：月～金曜日、米東部時間 10～20 時」「無料対面サポート（ボランティア）」を行っている。

この「無料対面サポート」について、IRS は、全米の民間 NPO 団体や大学、企業やコミュニティセンターとのパートナー協力関係の下、低所得者や高齢者向けに確定申告に関わる情報提供と申請手続き支援を行っている。原則として年間収入が 54,000 ドル以下の家族または個人を対象とする。無料電子申告手続きと申告代行は、年間収入 64,000 ドル以下の家族または個人に限られる。

この支援実施にあたり、IRS は所得税申告支援ボランティア（Volunteer Income Tax Assistance、VITA）と高齢者向け税金カウンセリングボランティア（Tax Counseling for the Elderly、TCE）を募り、VITA/TCE ボランティアが相談面接と申告手続き支援を行う。全米退職者協会（AARP Foundation）等のパートナー団体が提供する 12,000 か所以上の施設において、申告期間中（1 月中旬から申告締切日まで）に全米で対面相談室が開催される。開催日程はパートナー団体によって異なる。例えば、ニューヨーク市図書館⁸⁰は、2017 年

⁷⁹ IRS 支援・サポート関連ページ

<https://www.irs.gov/uac/taxpayer-assistance>

<https://www.irs.gov/help-resources/navigate-irsgov>

（SPEC 業務）https://www.irs.gov/irm/part22/irm_22-030-001.html#d0e478

（ボランティア関連データ）<https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-irs-data-book>

（ボランティア支援内容）<https://www.irs.gov/individuals/free-tax-return-preparation-for-you-by-volunteers>

（オンライン研修）<https://www.irs.gov/individuals/link-learn-taxes>

（NY 内の税務署所在地）<https://www.irs.gov/uac/contact-my-local-office-in-new-york>

⁸⁰ ニューヨーク市図書館

<https://www.nypl.org/help/community-outreach/income-tax-information>

1月31日～4月18日の期間、ボランティアを手配するパートナー団体と協力して、市内数か所の図書館内で無料対面サポートを提供する。連邦申告だけではなく、州の納税申告手続きもサポートする。

IRSは、ボランティアになりたい人のためにオンライン研修サイト「Link and Learn Taxes」を開設している。研修後の試験に合格することでボランティア認定される。2015年度実績では、VITAとTCEを合わせたボランティア数は90,826人、ボランティアが申告手続きして提出された申告件数は375万件を超えた。

VITAとTCEは、IRSによる納税者へのアウトリーチ・教育プログラム(Stakeholder Partnerships, Education and Communication、SPEC)の一環である⁸¹。

また、IRS直轄税務署はニューヨーク州内に21か所⁸²があり、面接予約によって個別ケースの相談と諸手続きのサポートを行う。2017年1月初旬～4月18日の期間は、納税申告手続きに関する相談と申告手続き支援サービスを含む。

②ニューヨーク州税務・財務局による納税者からの相談・サポート体制⁸³

ニューヨーク州税務・財務局は、主に「無料電話相談」と「電子申告手続き無料対面サポート(ボランティア)」を行っている。

この「電子申告手続き無料対面サポート」の対象となるのは、年間収入64,000ドル以下の家族または個人に限られる。IRSのVITAとTCEのボランティアのネットワークを使うが、IRSの拠点とは別に、ニューヨーク州税務・財務局が独自に州内約60か所(パートナー団体や地元図書館)を「申告手続きサポート拠点」(Facilitated Self Assistance sites)として展開し、同局の職員も拠点でサポートに参加している。設置期間は2017年1月31日～4月18日の予定である。連邦税申告は対象でなく、ニューヨーク州納税申告手続きのサポートを行っている。

ボランティアのリクルートと育成については、州税務・財務局の納税者擁護部門(Taxpayer Rights Advocate)が行っている。2015年にはサポート拠点から30万件を超える電子申告があった。

⁸¹なお、租税・財政教育関連の教材「税金を理解しよう(Understanding Taxes)」の提供に係る業務も、このSPECプログラムの一環として行われている。

⁸² IRS直轄税務署(ニューヨーク州)

<https://www.irs.gov/uac/contact-my-local-office-in-new-york>

⁸³ ニューヨーク州税務・財務局、関連ページ

<http://www.ny.gov/services/file-your-new-york-state-income-tax-return>

(サポート拠点) <https://www.tax.ny.gov/fsa/>

<https://www.tax.ny.gov/pdf/fsa/tp-325-free-tax-help-palmcard.pdf>

https://www.tax.ny.gov/volunteer/mft_training.pdf

(3)その他特徴的な普及啓発活動

米国税務担当省庁である IRS とニューヨーク州税務・財務局の役割と権限は、税金徴収とそれに係る情報提供に特化しており、税金使途や効果についての告知や広報は行っていない。税金の使途は別の省庁によって情報提供されている。以下に予算教書の数値をベースにして、分かりやすく税金の使途情報が提供されている税務広報の例を挙げる。

①連邦政府 Online Tax Receipt

44代バラク・オバマ大統領のホワイトハウスのウェブサイトにおいて、閲覧者が自らの2014年の個人所得税（Income Tax）、社会保障税（Social Security Tax）と高齢者向け医療保険（Medicare Tax）を記入すると、その使途（国防、健康保険、福祉等）が計算されて表として見られるページを設置した。個人で払った税金がどの分野にいくら使われるのか可視化される仕組みとなっている。

図表 78：連邦政府 Online Tax Receipt



出所：ホワイトハウスウェブサイト

このサイトで上記のように、例えば税金を 2,000 ドル支払ったと記入すると、その使途額が出力される。ヘルスケア（全体の 27.49%）で約 550 ドル、防衛（23.91%）が 468 ドルといったように分かりやすく表示される⁸⁴。

②ニューヨーク州政府、「NY オープンバジェット」(Open Budget)

2011 年 1 月に就任したニューヨーク州アンドリュー・クオモ (Andrew Cuomo) 知事は、ニューヨーク州政府ウェブサイトにおける情報公開を促進しており、2013 年 1 月に州の歳入・歳出、税収や部門・政策別予算割当額等が閲覧できる「NY オープンバジェット」⁸⁵を開設した。1996 年 3 月末年度以降の予算案や可決予算 (Enacted Budget Financial Plan) と過去実績を省庁や分野別等で検索、閲覧できる。さらに、可決予算の教育費用がどの郡・市町村と学区に充当されたかといった詳細や税金種類別の歳入額も検索できる。ウェブサイト上では以下のように、税の種類等をプルダウンで選択するとデータが表示される。そのデータをエクセルファイルで出力することができ、データ利活用の利便性にも配慮されている。

これは、同知事が推進してきた「オープン NY」(Open NY) ポータルサイトに先駆けたものである。ポータルサイトは州政府の情報公開と市民によるアクセス向上を図り、従来の情報公開プロセスに要するコスト削減を目指した取組みで 2013 年 3 月に開設された。

⁸⁴ トランプ大統領就任の 2017 年 1 月 20 日後に前政権臨時記録のサイトに移動した。新政権移行後の継続については不明である。

行政管理予算局ウェブサイト（現時点ではトランプ政権移行途中のため、オバマ前大統領時代の同局サイトにリンクしている）

<https://www.whitehouse.gov/omb/>

<https://obamawhitehouse.archives.gov/omb>

⁸⁵ オープンバジェット：<http://openbudget.ny.gov/openBudget.html>

クオモ知事発表リリース（2013 年 3 月 11 日）

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-launches-opennygov-providing-public-unprecedented-user-friendly-access-federal>

図表 79 :「NY オープンバジェット」ウェブサイト

FY 2018 Executive Budget

The proposed FY 2018 Executive Budget builds on the state's fiscal discipline over the last six years while strengthening the middle class, reducing taxes, and making smart investments in New York's future.

BUDGET & ACTUALS

Search and download budget estimates and actual spending for the current year, and historical data from 1992 to the present.

APPROPRIATIONS

Search and download appropriations, and agency spending for the current year, and historical data from 1992 to the present.

Revenue

Use this new lookup tool to view and download historical receipt information going back to 1992 for the General Fund and All Governmental Funds. Data can be filtered by fund type, financial plan category or detailed revenue category, and results can be exported to Microsoft Excel for further review and analysis.

Actual receipts will be updated as soon as practicable following the close of the State Fiscal Year.

Actual receipt dollars shown here are in millions.

Current Budget Totals	
Fund Group:	All Funds
PP Category:	Business taxes
Detail Receipt:	Insurance taxes
View Details Print Export to Excel	
Fund Group PP Category Detail Receipt FY 2018 Actuals FY 2017 Actuals FY 2016 Actuals FY 2015 Actuals FY 2014 Actuals FY 2013 Actuals FY 2012 Actuals FY 2011 Actuals FY 2010 Actuals FY 2009 Actuals	

出所：ニューヨーク州税務・財務局ウェブサイト

(4) 税務広報に対する予算・費用

① IRS の税務広報に対する予算・費用⁸⁶

IRS では年度（9月末期）毎に業務別の支出額を次のように開示しているが、税務広報の予算や費用は公表していない。同庁の広報部門業務は事業サポート部門に属し、納税に対する相談・サポート体制のアウトリーチ・教育プログラム（SPEC）は、納税者サービス部門の「納税者補助と教育活動」に含まれると考えられる。

⁸⁶ IRS、支出額の開示ページ

<https://www.irs.gov/uac/irs-budget-and-workforce>

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf#workload>

図表 80 : IRS 業務関連支出額

年度	支出額 (単位 : 千ドル)
2010	12,353,344
2011	12,358,877
2012	12,059,409
2013	11,597,560
2014	11,591,007
2015	11,395,839

出所 : IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

図表 81 : 主要部門別業務関連支出額 (細分)

(単位 : 千ドル)	支出額		内、人事関連コスト	
	2014	2015	2014	2015
業務関連総支出額	11,591,007	11,395,839	8,554,261	8,335,566
納税者サービス部門				
部門総額	2,345,229	2,232,682	2,173,414	2,080,777
納税者補助と教育活動	628,940	620,437	563,633	564,601
納税者申告関連サービス	1,716,289	1,612,245	1,609,781	1,516,176
調査査察部門				
部門総額	4,944,885	4,819,251	4,683,916	4,559,709
調査	604,070	612,506	563,126	559,005
査察調査と徴収	4,169,169	4,040,656	3,952,501	3,843,964
取締法業務	171,646	166,089	168,289	156,740
業務サポート部門				
部門総額	4,054,808	4,102,377	1,625,556	1,640,819
インフラ	874,938	847,260	588	339
全部門サービス管理	1,137,127	1,131,451	719,377	723,027
情報サービス	2,042,743	2,123,666	905,591	917,453
IT システム向上整備	246,085	241,529	71,375	54,261

出所 : IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

②ニューヨーク州税務・財務局

同局の支出額は、オープンバジェット⁸⁷で1995年3月末期から開示している。支出分類に税務広報という項目がないため、その予算や費用規模については分からず。

図表 82：ニューヨーク州税務・財務局の支出額（実績）推移（単位：千ドル）

2016年3月期	2015年3月期	2014年3月期	2013年3月期	2012年3月期
354,936	381,732	368,773	392,820	401,710

出所：ニューヨーク州政府オープンバジェットを基に日本総研作成

2-3-2.税務広報に対する評価方法

(1)IRSによる調査

IRSの複数の部署は、定期的に外部調査機関に委託して、その部署の担当する個人や法人納税者の、IRS業務やサービス、情報提供等への満足度等の調査をしている。例えば、個人や法人に対して、納税申告方法や申告書記入準備や時間等の負担に関わる質問を中心に「個人納税者の納税申告に係る負担調査」(Taxpayer Burden Survey)⁸⁸を毎年実施している。各種調査のリストは公表⁸⁹されるが、それぞれの結果は公表されない。

また、IRSホームページでユーザー調査⁹⁰も実施している。ホームページ上の情報検索とナビゲーションの向上を目的とする。調査に参加したいユーザーは調査アイコンをクリックして10の質間に答える。質問は自分の知りたい情報をIRSホームページのどこで探せば出てくるかという知識を問うもので、10～15分ほどで回答が完了する。

また、納税者のIRSや税金に対する意識調査については、1998年に米議会によって設立されたIRS監視委員会(IRS Oversight Board)⁹¹が、納税者意識調査(Taxpayer Attitude Survey)を実施し公開⁹²する。外部調査機関に委託した同調査は2002年から毎年行ってきたが、2015年に同委員会が定員不足によって業務停止となつたため、最新調査は2014年版となっている。同調査は2014年8月に無作為に選んだ18歳以上の約1,000人への電話インタビューにより実施された。インタビューは14の質問で構成され、用意された複数の回答から一番近いものを選ぶ方式で行われた。主要点は次の通りである。

⁸⁷ オープンバジェット：<http://openbudget.ny.gov/openBudget.html>

⁸⁸ IRSホームページ

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15inburdensurvey.pdf>

<https://www.irstaxpayerburdensurvey.org/>

⁸⁹ IRSホームページ

<https://www.irs.gov/uac/customer-satisfaction-surveys>

⁹⁰ ユーザー調査（IRSサイトから外部調査会社サイト上の調査ページに移る）

<https://irs.optimalworkshop.com/treejack/723k04i0>

⁹¹ IRS監視委員会

<https://www.treasury.gov/IRS0B/Pages/default.aspx>

⁹² 紳税者意識調査

<https://www.treasury.gov/IRS0B/reports/Pages/default.aspx>

- 回答者の 94%は「納税は市民の義務である」に同意し、71%は「完全に同意する」と答えた。また、86%は納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」という。
- 61%は「IRS が納税義務の理解を促進している」と信じている。
- 18~24 歳の回答者の 73%は、「IRS が公平に税法を施行する」と信じており、65 歳以上の回答者は 56%にとどまった。
- 74%の回答者は、IRS への電話または窓口サービスに満足している。2013 年の 78%から 4 パーセントポイント下がり、2003 年の 82%から下降傾向にある。
- 43%の回答者は、過去 1 年間に申告書提出以外の目的で IRS に電話をしたり、窓口訪問をしたり、ホームページにアクセスしたり、自分からコンタクトしている。

図表 83：(参考) 納税者の IRS へのアクセス数 (2015 年 9 月末期)⁹³

フリーダイヤル電話数	
自動録音応対のみ	37,459,477
サポート員対応	18,236,785
各地の税務署対応数 (全米に 378 ケ所)	
	5,643,772
インターネット	
ホームページ訪問数	493,247,292
ページビュー数	1,991,000,765
還付金トラッキング数	234,739,847
スマートフォン・アプリのユーザー数	3,903,463

出所：IRS 統計データブックを基に日本総研作成

(2) ニューヨーク州税務・財務局

ニューヨーク州税務・財務局は、電話サポートや情報サービス内容や満足度、ホームページ情報内容や満足度等の調査を行っている。結果は公開されていないが、外部調査会社の協力を受けて調査分析をして、サービス向上の施策に役立てている。ニューヨーク州税務・財務局は税金徴収を目的としたシステムとサービス、サポートと州財務管理を役目としているので、広報活動はその範囲に限られる。税務広報について行政・有力団体の評価を受ける組織的な取り組みはないということである。

⁹³ IRS 統計データブック
<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf#workload>

2-3-3.税務広報の現場の様子

図表 84 : IRS の納税者申告サポート制度：全米退職者協会をパートナーとした高齢者向け無料税金相談と電子申告代行の会場風景（カリフォルニア州）⁹⁴



出所：カリフォルニア州モデスト市の地元新聞

2-3-4.関係機関との連携

(1)シンクタンクによる情報提供

税務広報部門においては、納税申告をしやすい環境とサポートを提供する、そして税務と財務情報開示と透明性を高めるといった点に焦点を当てて施策を行っていると考えられる。税に関する理解を深める取り組みという観点では、連邦と州の税制と税方針の現状と課題、税制改革法案の提案等を含めて、税金に関する高いレベルの分析と洞察を加えた情報を納税者、政治家やメディア向けに提供するシンクタンク系団体がいくつかある。以下、2つの主要団体の概要をまとめると。

①タックス基金 (Tax Foundation、ワシントン DC)⁹⁵

連邦と州政府の税制と方針、税率や税控除や国民負担度合い等の現状と問題点等を調査、研究して公表する。納税者へ税制と国民の税負担規模を正しく伝えていくことを目的とする。連邦と州でそれぞれの税制の仕組みと統計資料が豊富に提供される。

1937年創設の政治的に中立的立場をとるNPO団体であるが、増税と高い法人税率について批判的な立場の提言をしている。

②税政策センター (Tax Policy Center、ワシントン DC)⁹⁶

連邦税制と予算、税法改革案と経済への影響や国民への負担等の分析や課題を調査、研究して発表する。州レベルの税制の問題点等も調査している。例えば、同センターの「税制ブリーフィング・ブック」(Briefing Book)は、連邦・州政府の税収と支出、予算教書作成プロセス、予算と実績、税制と経済、税負担配分と仕組み等税金に関して分かりやすい情報提

⁹⁴ カリフォルニア州モデスト市の地元新聞 (2015年2月5日付け)

<http://www.modbee.com/news/local/article9368231.html>

⁹⁵ タックス基金 <https://taxfoundation.org/>

⁹⁶ 税政策センター <http://www.taxpolicycenter.org/>

(ブリーフィング・ブック) <http://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/introduction>

供を行っている。統計資料も豊富に公表し、納税者と政策立案者に税制の現状と長期的課題についての分析を伝えることを目的とする。

なお、税政策センターは、シンクタンク（NPO 団体）のブルックリン研究所とアーバン研究所の共同事業である。

2-3-5. 税に対する理解促進に向けた取組

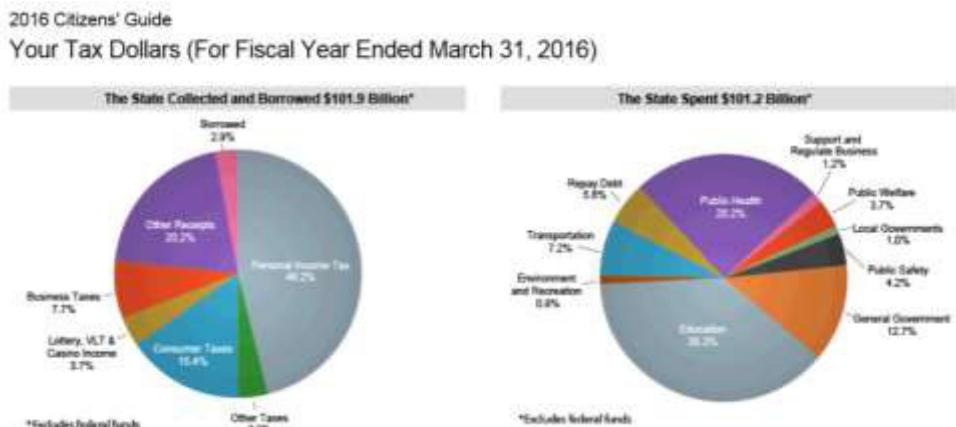
(1) ニューヨーク州における取組

①市民・住民に対して税の還元を実感してもらえるような手法、工夫、取組

ニューヨーク州では、税金の使途と外部委託業者への支払いに関する情報公開、及び財務情報の透明性向上を目指した取り組みとして、「市民ガイド」とオープンブック（OPEN BOOK）⁹⁷がある。

ニューヨーク州財務監査長官（NY State Comptroller）は、州政府と地方行政機関の予算と財政、公共資金の使途を監査し、州政府と州住民に状況報告をする役目がある。同長官室は、2007 年度から税金使途を分かりやすく見せる「市民ガイド」（PDF 版と印刷物）を発行している。「市民ガイド」の 2016 年 3 月末期の歳入・歳出内訳グラフでは、歳入の税金別比率と分野別支出が次のように示されている。

図表 85：ニューヨーク州「市民ガイド」



出所：ニューヨーク州財務監査長官室資料

さらに 2008 年 6 月には、税金の使途について、透明性の高い情報提供を目的にした「オープンブック」ウェブサイトが開設された。毎年、州政府と 3,100 の州内地方政府行政機関それぞれにどのような税金や収入があり、どの分野（教育、医療・ヘルスケア、公共安全、

⁹⁷ ニューヨーク州財務監査長官室の関連ホームページ

（市民ガイド） https://www.osc.state.ny.us/finance/finreports/citizens_guide/2016/taxdollars.htm

（オープンブック） <http://www.openbooknewyork.com/index.htm>

（目的説明） http://www.openbooknewyork.com/open_book_features/what_is_ob.htm

（長官によるビデオ） <http://www.osc.state.ny.us/openbook/obvideo.htm>

文化・余暇、交通等)にいくら使っているのかを検索して閲覧し、PDFかエクセルファイルでダウンロードができる。2003年度実績から検索できるが、必ずしも全ての地方行政機関の情報が入っている訳ではない。また、州政府93省庁別の主要目的別支出額、外部委託先と支出額等の詳細情報も検索できる。

長官職の任期は4年で、各党内の候補選抜後に州住民の総選挙で選ばれる。現トマス・ディナポリ(Thomas DiNapoli)長官は民主党所属で、任期途中で辞任した前長官を引継いで2007年に就任し、2010年と2014年に再選された。

図表 86：オープンブックの検索ページ

The screenshot shows the 'Summary Results' page of the Open Book New York website. At the top, there are filters for 'Time Period' (set to 'April 1, 2012 to Present'), 'Fiscal Year' (set to '2014-15'), and 'Report Type' (set to 'By Agency/Business Unit'). On the left, there are dropdown menus for 'Agency/Business Unit', 'Year/Fiscal Year', and 'Fund Type'. The main content area displays a table titled 'Agency/Business Unit' with data for the fiscal year 2014-15. The table includes columns for 'Agency/Business Unit' and 'Final Year: 2014-15'. The data shows various state agencies and their financial amounts:

Agency/Business Unit	Final Year: 2014-15
State Police	\$1,491,207.93
State Office of the Auditor	\$1,012,000.00
Office of Mental Health	\$1,000,000.00
Health Research Council	\$1,000,000.00
Department of Education	\$1,000,000.00
State University of New York	\$999,999.99
State Service Center	\$971,999,999.99
State Development	\$959,999,999.99
State and Local Services, Office of	\$82,000,000.00
State Library	\$50,000,000.00
State University of New York	\$2,200,000,000.00
State University Fund	\$1,000,000,000.00
State University of New York	\$1,000,000,000.00
State Service Department	\$1,000,000,000.00
State Tax Commission	\$1,000,000,000.00
State University of New York	\$1,000,000,000.00

出所：オープンブックウェブサイト

2-4. 税務職員の育成

2-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

米国では、日本のように新卒一括採用を行っている訳ではなく、行政機関においてもポストが空いた際に、教育レベルと資格、経験に基づいてその職種に適した人を雇用するのが基本となる。日本のように、新卒で就職後様々な職務を経験しながら組織内で昇進していくキャリアプランは一般的には想定されていないため、大学卒業後長期間にわたって勤めることを前提とした教育・研修制度は存在しないが、職種によって必要なスキルを向上させるための実習や研修は行われている。

① IRS の取組⁹⁸

IRS 職員は、所属部門の担当分野と職位によって実習や研修がある。IRS ベテラン職員によるワークショップ、オンライン教育プログラムや外部講習、継続的専門研修（Continuing Professional Education）等が含まれる。

② ニューヨーク州税務・財務局の取組⁹⁹

税務・財務局の職員だけではなく、州政府職員を対象にした教育プログラムがある。2012年から州職員用の研修・教育オンラインシステムが立ち上げられた。職員はウェブサイト上または実際の研修に登録して、上司が承認すれば受講が可能となっている。

また、職員は複数ある組合組織のいずれかに属しているか、非組合管理職や専門職であり、所属組合やその他組織の個別交渉契約に基づいた研修や教育プランが提供されている。さらに、職員の自己負担教育費を州政府が立て替えるプログラムもある。

2-4-2. 税務職員について

一般的に米国の公務員は、教育レベルと経験によって職種が決まっており、異動もその枠内が基本になる。

(1) IRS¹⁰⁰

IRS は約 8 万人を雇用する。政府機関の職員は米国国籍が必要で、連邦レベルで規定される国家公務員規約と職位・給与ランクに従って雇用される。IRS は業務別職員数と男女

⁹⁸ IRS、雇用と教育の情報
<https://jobs.irs.gov/resources/benefits/training>

⁹⁹ ニューヨーク州、職員リレーション局の人材開発教育の情報
https://www.goer.ny.gov/Training_Development/sld/index.cfm
<https://nyslearn.ny.gov/about.html>
https://www.goer.ny.gov/Training_Development/Management_Confidential/index.cfm

¹⁰⁰ IRS、業務コストの開示ページ
[\(2015 年データブック\)](https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-irs-budget-and-workload) <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf>
 (職位ランク) <https://jobs.irs.gov/resources/understanding-gs>

比や人種別データ等を開示するが、平均在職期間や異動に関する情報は公表しない。

全職員の65.4%は女性であり、マイノリティー職員の比率は44.9%であった(2015年度)。

図表 87 : IRS 2014 年度と 2015 年度の業務別職員数

	年度平均数		年度末数	
	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度
IRS 全職員数	84,133	79,890	78,121	76,540
フルタイム職員	82,406	78,294	76,126	74,580
その他（季節職員等）	1,727	1,596	1,995	1,960
業務別職員数内訳				
調査と徴収	37,608	35,542	37,266	34,830
申告と電子申告口座サービス	23,972	22,308	17,925	19,851
情報サービス	6,711	6,788	7,258	6,931
納税者補助と教育活動	5,449	5,349	5,594	5,295
全部門サービス管理	5,097	5,016	5,195	5,066
査察	3,581	3,410	3,608	3,369
取締法業務	1,239	1,137	1,201	1,137
IT システム向上整備	476	340	74	61

出所：IRS データブック（2015 年）を基に日本総研作成

(2) ニューヨーク州税務・財務局¹⁰¹

同局の 2015 年度末の職員数は 4,368 人であった。州で規定された公務員規約と職位・給与ランクに従って雇用されている。同局の組織図はあるが各部署人員内訳はなく、平均在職期間や異動に関する情報は公表されていない。異動については州公務員規定に基づいて本人の意思が尊重され、州政府内の公募も行われている。

¹⁰¹ ニューヨーク州財政報告による職員数

<https://www.osc.state.ny.us/finance/finreports/cafr/2015cafr.pdf> (P207)

(組織図) https://www.tax.ny.gov/about/dtf_org.pdf

(州公務員規定の異動について) <https://www.cs.ny.gov/jobseeker/faq/transfer.cfm>